大学番号　２３

平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

平　成　２　０　年　６　月

国 立 大 学 法 人
東 京 医 科 歯 科 大 学

○　大学の概要

（１）現況
①大学名
国立大学法人東京医科歯科大学

②所在地
湯島地区（本部所在地）　　東京都文京区
駿河台地区　　東京都千代田区
国府台地区　　千葉県市川市

③役員の状況
学長：鈴木章夫　（平成16年４月１日～平成20年３月31日）
理事：５名
監事：２名

④学部等の構成
学　　部：医学部、歯学部
研　究　科：医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部
附置研究所：生体材料工学研究所、難治疾患研究所

⑤学生数及び教員数
学部学生：1,370名（ 15名）　（　）内は、留学生を内数で示す。
大学院生：1,353名（160名）
教 員 数：　693名
職 員 数：1,147名

（２）大学の基本的な目標等
１　世界水準の医歯学系総合大学院重点大学として研究機能を一層強化する。
２　四大学連合を活用し、複合領域における研究、教育連携を深める。
３　教養教育の一層の充実を図り、人間性豊かな医療人の育成に努める。
４　自己問題提起・解決型の創造的人間の養成を図る。
５　国際性豊かな医療人・世界的競争に打ち勝つことのできる研究者の養成を図る。
６　高度先進医療と社会貢献の拠点としての病院機能の強化に努める。
７　患者中心の医療を実践する人材を育成するための医学・歯学教育プログラムの研究開発を推進する。
８　国際化に即応した外国語教育や交換留学生制度のための取り組みを推進する。

本学は明治32年に医術開業試験場に附設された東京医術開業試験附属病院（通称永楽病院）に端を発する。その後、昭和３年に日本初の国立の歯科医学校として東京高等歯科医学校が創立され、昭和19年には東京医学歯学専門学校と改称した。昭和21年に東京医科歯科大学（旧制）となり、昭和26年、東京医科歯科大学（新制）が設置された。本学は学部、大学院、研究所、附属病院等の構成からも明らかなように、日本唯一の医系総合大学院大学である。本学が目指す目標は、良き医師、歯科医師、及びコ・メディカル分野の医療人の育成はもちろん、世界の第一線で活躍しうる優れた研究者、指導者の育成である。その教育理念として、以下に掲げる。

１．幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す。専門分化した現代医療の現場にあって、人間性への深い洞察力を持ち、高い倫理観と説明能力を備えた医療人を育成する。特にポストゲノム時代の遺伝子治療や再生医療の可能性などは、医療人を、そして患者を極めて困難な選択肢の前に立たせるため、専門知識に加えて、高い倫理観や人間的共感の能力を持った医療人を養成する。
２．自己問題提起、自己問題解決型の創造的人間を養成する。あらゆることに対して疑問を抱き、自ら問題を見出し、自分の力で解く努力を通じて新たな発想を創造してゆく人材を育成する。現代のような生命科学の爆発的進歩の時代にあっては、生涯にわたっての自律的学習が必要である。不断の自己研鑽を通じて最新の医学・医療技術の発展に寄与し、その成果を社会に還元し続けることが、医療人としての義務であることを自覚させる。
３．国際性豊かな医療人を養成する。研究成果がインターネットを通じて瞬時に世界に伝播する現代にあって、異文化間交流は先端的研究の必要不可欠な条件である。本学は、臨床及び研究の分野で世界の最先端を行く海外の医系大学・研究機関と提携し、日本に適した新しい医学・歯学教育方法を開発し、臨床及び研究の領域において国際水準を超える臨床家・研究者を養成するとともに、その成果を世界に向かって発信する。

機　構　図

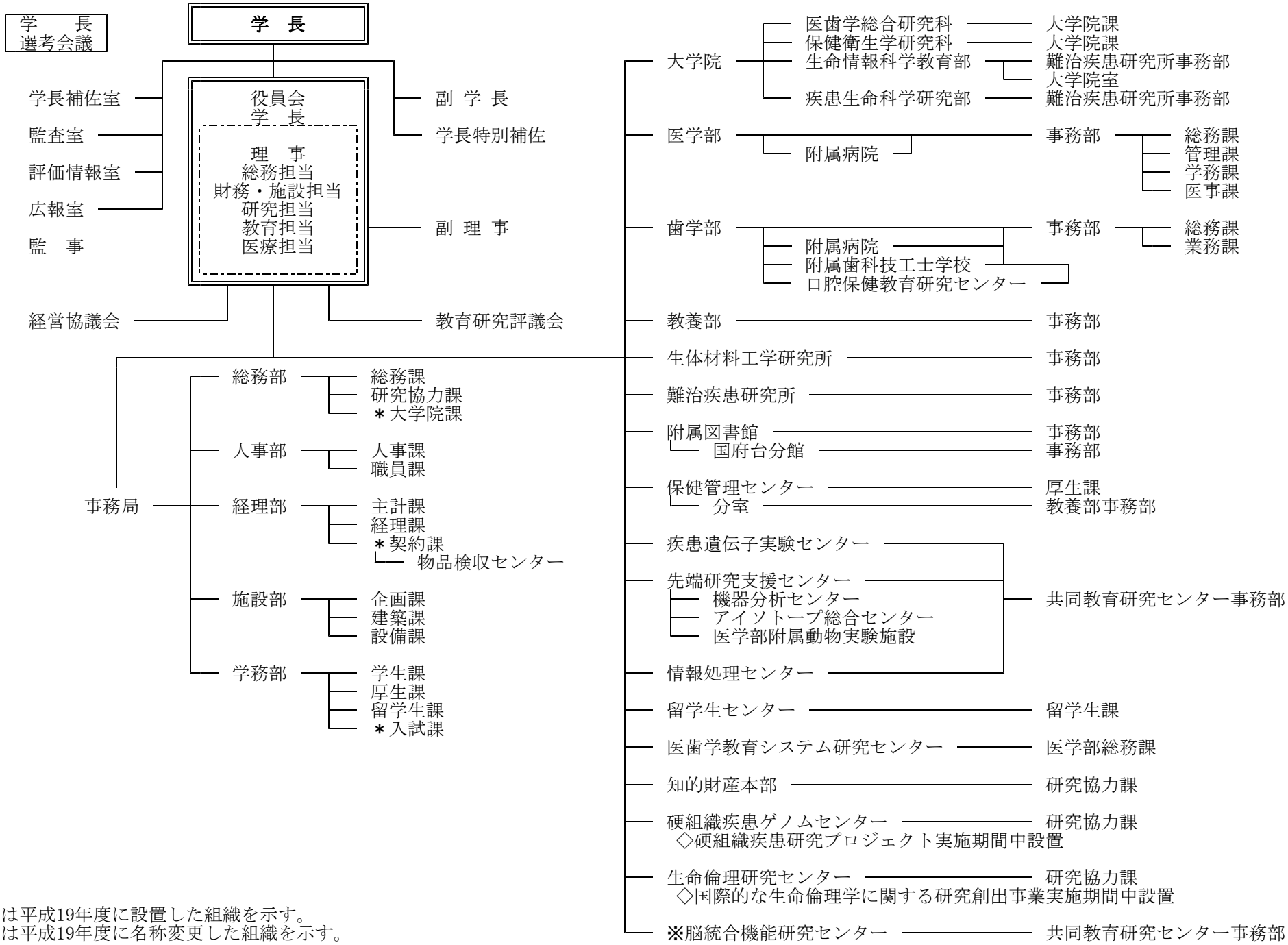

※は平成19年度に設置した組織を示す。
＊は平成19年度に名称変更した組織を示す。

全 体 的 な 状 況

本学の中期目標・中期計画を達成する上で、医学部・歯学部の両附属病院の存在は、経営戦略的に極めて重要である。附属病院の運営を見直すことによって得られる剰余金は、教育研究、診療活動の質の向上のために充てることを可能とした。さらに、これを活用して、医療職の増員や先端的医療機器の整備などで附属病院の診療活動を最大限に高めることにより、人的要因を含めた他大学との格差を自ら是正することが可能となった。引き続きこのような施策を循環させることで中期目標・中期計画の達成を推進することを学長の執行方針としている。

この学長の執行方針を推進するために、平成18年１月に医学部附属病院に医学・歯学を融合した救命救急センターを設置し、平成19年４月より運営を開始することを厚生労働省から承認され、学長裁量人員枠で教員を重点配分し、強化を図った。また、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。さらに平成18年４月から後期臨床研修制度を開始し、人員を確保するとともに教育研究及び診療体制の充実を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準（７対１看護）を満たし、看護の充実を図った。また、平成19年度から教育研究及び診療体制の充実を図るため、後期臨床研修制度を開始した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況

（１）業務運営の改善及び効率化

①　戦略的な法人経営体制の確立

法人化後における本学の戦略的な法人経営体制の整備については、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、学長を補佐する体制として学長補佐室を設置した。また、学長直属の組織として、監査室、評価情報室及び広報室を設置した。

②　戦略的な学内資源配分の体制

全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定・確保するとともに、教育研究等の成果に基づき重点的に配分した。

③　教育・研究・診療組織の見直し

「硬組織疾患ゲノムセンター」及び「生命倫理研究センター」をプロジェクトの実施期間まで時限を設定し設置した。また、21世紀COEプログラム「脳の機能統合とその失調」をさらに発展させるための教育研究組織として、「脳統合機能研究センター」を設置し教育研究を推進した。医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、救命救急センターの承認に伴い、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。

④　人件費の効率的な運用を行う体制

人件費管理システムを構築するとともに、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。

⑤　教員の任期制導入の促進

教員の任期制については、平成16年度から全学的に導入し、法人化以降、昇任した者あるいは新規採用された者については全員に同制度を適用しており、全教員の92.2％（平成20年４月１日現在、611名）に任期制を適用している。

⑥　研修内容の見直し等

法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修の実施や職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、個人情報保護に関する研修、接遇研修、消費税、簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、主任研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネジメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させるとともに、自宅パソコンでも研修が可能なｅ－ラーニング研修を実施し、職員の意識・能力の向上を図った。

⑦　事務等の効率化・合理化

組織業務の見直しについては、随時、部長等連絡会で提案・検討そして実施可能なものから実施していくこととし、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、喫緊なものから順次実施した。

⑧　外部有識者の積極的な活用

経営協議会は、国立大学法人法に基づき、また財務関係の年間スケジュールを勘案しつつ、適切な時期に開催し、経営に関する重要事項を審議した。また、本学では学外有識者の有効活用の観点から、経営協議会構成員と理事等を交えた懇談会を数回にわたり開催し、意見交換を通じて学外委員から助言をいただいた。

⑨　監査機能の充実

監査機能の充実を図るため､監査室を学長の下に独立した組織として設置し、内部監査に関する基本的事項を定めた内部監査規則を整備し、内部監査を実施した。また、内部監査を実施するにあたり、均質かつ統一的な監査の実施を図ることを目的として、監査実施の手順や方法等の具体的事項を定めた内部監査マニュアルを策定した。

監事との連携強化を図り、できるだけ無用な重複を避けることにより、監査対象部署の負担を軽減し、効率的な監査を実施することに努めた。

平成19年度内部監査計画において、１）業務の合理的かつ効率的な運営、２）内部統制の確立、を重点項目とした上で、監事監査と並行し、全部局を対象に、１）中期計画に基づく事業計画の実施状況について、２）平成18年度内部監査のフォローアップについて、特定部局を対象に、１）各年度の予算・収支及び資金計画の実施状況について、２）授業料免除について、３）福利厚生施設等の使用状況について、を監査項目として内部監査を実施した。

また、「資産管理業務」、「金銭出納担当者が所掌する事務（現預金関係）」を対象とした実地監査を実施した。

（２）財務内容の改善

①　財務内容の改善

法人化を機に、これまでの自己収入の取り扱いが変更されたことに伴い大学が戦略的な運営に生かすことが可能となったため､学長のリーダーシップの下、「学長裁量経費」を確保して研究支援に必要な基盤設備の整備から先端的な研究推進への支援配分等の本学の研究水準の維持向上、研究支援以外にも教育面

での医学教育提携に係る支援や附属病院への支援を図った。特に、医歯系唯一の単科大学であり附属病院を有する本学はその資源を最大限活用し、増収方策として人的投資から物的投資及び物流管理システムの構築など戦略的に行いその結果、附属病院収入は飛躍的に増額した。また、競争的資金の獲得に向け、教育的資金については学長の指導体制のもと大学全体で要求、研究的資金については各部局内で申請件数の増加を促す啓発活動、部局間の横断的な研究体制の積極的な構築といった取組により競争的資金の獲得金額が法人化前に比べ格段に増額した。

法人化により効率化が求められるなか、大学全体での保守管理費のコスト削減の実施に向け施設機能を維持しつつ契約内容の見直し及び複数年契約の導入を行い、床面積当たり単価の削減を図った。また、省エネ対応器具への改修や交換、省エネポスターの学内配布及び掲示、水道光熱費一覧をホームページに掲載するなど、職員への経費節減に対する意識啓発を図った。

平成19年度には、現有資金を適切に管理しつつ教育研究等の充実に資する財源確保を目的として、これまで個々に預金されていた資金（寄付金）を大括りとし運用資金の規模を大きくした上で金融機関各社に条件を提案させ、本学にとって有利な条件での運用（大幅な利率の改善）により増収を図った。

②　産学連携

国民や社会に対する説明責任を重視した取組みとしては、ライフサイエンス分野の知財人材養成プログラムの実施、医学系大学のハブ機関として全国の医学系大学知的財産部門を一堂に会した意見交換会を実施した。

人材養成プログラムは４年目で、毎年30人を越える修了者を輩出し、多くの人材が修了後にライフサイエンスの知財分野で活躍している。中には米国のワシントン大学での研修や米国法律事務所でのインターンシップで研鑽を積み、自ら特許事務所を開業する者や他大学の知的財産関係で活躍している者もある。さらに、このプログラムではライフサイエンス知財に係る講演会、シンポジウムも開催し、学内外に貴重な情報を提供した。これら講演内容は本学シーズと共に知的財産本部の機関紙「ライフサイエンスレポート」に掲載し、多くの方の閲覧を可能にした。

全国医学系大学知的財産部門の意見交換会は全国から55大学が集まり、活発な意見交換を行った。多くの医療系大学がこれから知的財産部門を整備していくものと思われるが、この意見交換会から情報を得て、知的財産部門の整備に生かされていくものと期待している。

知的財産本部が設置されて５年目になる平成19年度は、技術移転活動を重視した。イベントは産学官連携推進会議、国際バイオEXPO、イノベーションジャパン、次世代医療システム産業化フォーラム、パテントソリューションフェア、新技術説明会ならびに文京博覧会への出展や説明会参加、海外イベントはフランスで行われたEuro-Bio、ドイツで行われたBio-Europeへ出展し、本学のシーズを紹介した。これらの活動を通じて、本学技術力の高さをPRし、企業からの共同研究や受託研究に対する提案が毎年増加した。

技術移転活動では国際化が重視されるようになってきた。本学では海外への技術移転を図るため、米国や欧州の技術移転機関と接触して、情報を収集すると同時に提携活動を検討した。一部機関では既に本学シーズの海外技術移転活動をスタートしている。

（３）自己点検・評価及び情報提供

①　自己点検・評価の体制及び実施状況

全学的な大学評価に対応するための体制として、評価情報室を設置し、各年度計画の実施状況を上半期と通期の２回に分け、各部局に自己点検・評価を実施させ、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、中期目標期間の評価及び年度評価を行うとともに年度計画を作成した。

②　大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実

広報体制の強化を図るため、広報担当の学長特別補佐を新設するとともに室長、室長補佐、室員及び事務職員を構成員とした学長直属の広報室を設置した。また、平成19年度に広報業務専任の事務職員１名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。

優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースの実施手順を明文化し、スムーズに行えるよう体制を整備するとともに、28件（平成19年度12件）のプレスリリースを行った。

（４）その他の業務運営に関する重要事項

①　教育研究基盤の確保と施設等の有効活用の推進

施設点検評価に関する内規及び施設有効活用に関する施設点検評価要項に基づき調査を行い、スペースを再配分した。

研究の活性化により増大するスペース需要に対応するため、学長のリーダーシップの下、流動的に使用できる共用スペースの確保を推進した。特に、産学官連携のためのスペースであるオープンラボを現在建設中である医歯学総合研究棟Ⅱ期の北側部分で当初計画約400㎡を1,473㎡に拡充して、平成19年度に使用者を決定した。共用スペースは、平成16年度から合計で3,405㎡となった。また、若手研究者のための専用スペース138㎡を確保した。これらのスペース確保により、多くの競争的資金を獲得した研究者によるプロジェクト研究が推進された。

施設の長期的利用を可能にするために、施設パトロールを実施して作成した施設維持管理計画に基づき計画的な修繕を実施する一方、老朽化により増加傾向にある施設機能の状況確認のために使われている保守管理費を徹底的に見直し、計画的なコスト縮減に努めた。

特に平成19年度は、保守点検内容を見直し、また、エレベータ保守に複数年契約を導入する等によりコスト縮減を図った。この結果、既存部分に係るコストについては、目標を達成し、床面積当たり4.3％（前年度比）を縮減した。これにより、平成16年度と比較して21.1％減となった。

施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積もり金額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い、平成19年度は約1,300万円を縮減した。

②　工事契約の競争性、透明性及び質の確保

平成18年度に工事における公共調達の適正化に向けた基本的な方針を決定し、平成19年度は競争契約の拡大等を実施した。具体的には100万円以上を引き続き競争契約とし、500万円以上を原則として一般競争及び電子入札とした。また、前工事に続く後工事等従来ならば随意契約としていた工事も原則として競争契約とした。特に、予定価格が１億円以上の新規着手工事については、工事の質を確保するため、原則として工事件数の４割以上に総合評価方式を導入するという目標を設け、それを達成した。また、総合評価方式の透明性を確保するため、競争参加資格審査委員会に外部の学識経験者等を加えて評価を実施した。

③　安全管理体制の確立及び安全性・信頼性のある教育研究環境の確保

総括安全衛生管理者を委員長とする安全衛生委員会を設置し、安全衛生管理体制を構築するとともに、労働安全衛生法・労働安全衛生規則に基づき、作業環境測定、職場環境の維持管理を目的とした産業医による巡視、一般定期健康診断を含む各種健康診断を実施し、安全衛生委員会への報告及び労働基準監督

署への報告を行った。また、法令・規則の改正に伴い、安全衛生委員会において、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルスケア対策を検討し、安全衛生管理のさらなる徹底を図った。
教職員の健康障害防止対策の一環として、アスベスト含有製品使用状況調査を行い、ノンアスベスト製品への代替化及び廃棄処理を全学的に実施し、健康管理の改善を図った。また、職員の健康障害を防止するための衛生管理者の巡視を週１回実施し、全学的な職場環境の衛生的改善措置を行い、安全衛生管理のさらなる徹底を図った。
教職員に対し、メンタルヘルスの保持増進を図ることを目的としたメンタルヘルス研修会を実施し、教職員の健康管理の徹底を図った。

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上

１　大学の教育の質の向上

本学では、学部教育・大学院教育の強化に向けて各学部・研究科等において様々な方策を講じている。
学部教育においては、教育理念・アドミッションポリシーに沿って、教育担当理事と各学科の教育委員会及び教養部との定期的な教育懇談会において教養教育の在り方、履修体制、連携教育、医学導入教育（Medical Introductory Course, MIC)､教育方法及びカリキュラムなど検討・見直しを継続的に行った。平成19年度は、幅広い人間形成のための新教養科目である「彫刻（塑造)」(歯学科学生向け）を教養部の科目（自由選択科目）として、医学科学生にも開講した。また、自然科学系科目において、習熟度別のクラス編成を拡大し、習熟度にあわせたきめ細かい履修指導を行った。
大学院教育においては、社会人の履修を容易にするために、長期履修学生制度を平成18年度から施行し、平成19年度に医歯学総合研究科５名、保健衛生学研究科２名の大学院生を受入れた。また、医歯学総合研究科と生命情報科学教育部については、６科目の共通化を行った。さらに、生命情報科学教育部では、医歯学総合研究科で開催される大学院セミナー及び各研究科で開催される大学院特別講義を聴講することにより、単位が取得できる「最先端疾患生命科学特論」を行い、横断的教育体制の充実を進めた。
医歯学総合研究科では、平成18年度から継続して検討してきた、大学院セミナー及び大学院特別講義を博士課程各専攻共通科目とし、平成20年度から、聴講することにより、単位が取得できる「医歯学総合特論」､「医歯学先端研究特論」を行った。
入学者選抜に係る諸問題については、教育理念・アドミッションポリシーを踏まえ、入学試験委員会、入学者選抜方法改善委員会、入学試験問題作成委員会を通じて、入学後の就学状況の追跡調査を行い、平成20年度入学者選抜方法の改善を図った。

２　大学の研究の質の向上

本学の医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部等の研究科及び生体材料工学研究所、難治疾患研究所等の研究所は、より高い国際的競争力を有する研究水準を達成するために、引き続き国内外の優れた大学・大型研究機関との連携による新たな研究体制の導入を図っており、その取り組みはすべての部局で順調に進んでいる。その評価のためには現時点の本学の研究水準及び成果を把握することが不可欠であり、その客観的指標として、過去の一定期間の論文数、論文被引用回数、科学研究費補助金の採択件数・配分額等が挙げられる。
第71回総合科学技術会議（平成19年開催）で報告された国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果（平成18事業年度）において、1997年から2006年に刊行された本学の分野別論文数は国立大学法人等計92法人の中で生物・生化学分野13位、臨床医学分野９位、免疫学分野７位、分子生物学・遺伝学分野13位、神経科学分野12位、学際研究分野９位といずれも高位にランキングされている。また、1997年から2007年までの論文調査（トムソンサイエンティフィック社）によれば、わが国の全研究機関中、論文被引用数では19位（国立大学中14位)、平均被引用数では４位（国立大学中１位）にランクされている。これらの調査結果において高くランクされた他の機関が全て総合大学や大型の研究機関であることを考慮すると、本学の研究水準として特筆すべきことであろう。
また、研究成果と相関すると考えられる科学研究費補助金の採択配分は、平成19年度の場合、採択件数でみると19位、配分額では14位である。前年度と比較して、順位、採択件数、配分額とも着実に増加している。このことも本学の研究水準が着実に向上し、それが高く評価されていることを示している。
一方、平成15年度の21世紀COEプログラムとして採択された「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び「脳の機能統合とその失調」の２つの研究チームの研究業績が平成19年度もCell、Nature Medicine等の国際的な一流誌に数多く掲載されるともに、いずれもが引き続き順調に拠点形成の成果を上げており、特に最終年度にあたる本年度は過去５年間の研究成果について各ユニット・事業推進担当毎に整理した冊子体の作成を行ったほか、当該研究の今後の発展の足場となる脳統合機能研究センターの設置が決定し、設置に向けての整備を進めた。
さらに、これらの研究成果を社会に還元することも今日の重要な社会的要請である。本学においては、バイオテクノロジーに特化した知的財産本部が平成15年度に設置され受託研究及び共同研究の支援機能を果たしており、平成19年度においても受託研究及び共同研究の件数、契約金額ともに増加している。

３　医学部附属病院

医学部附属病院の中期計画における平成16～19事業年度は、当初、法人化への不慣れな状況も見られたが試行錯誤の中、ほぼ順調に実施できたと判断できる。
病院長のリーダーシップのもと、２名の副病院長を配置（内科系、外科系）し、病院の管理・運営に関する企画・立案をはじめ、院内における教育・研究・診療に関わる職務を分担させるとともに、病院長補佐体制（８分野：経営改善、診療整備、環境サービス、研修教育、情報管理、安全管理、看護体制、救命救急及び病院長補佐相当の役割を担う「診療情報分析担当」）における任務分担を見直し、対応する事務体制（総務、管理、医事の３課）を含め、意思決定の迅速化、業務の効率化を図りながら、危機管理意識・プロ意識の啓発のための院内研修会・セミナー等の実施を通して､全病院職員の意識改革に努めた。
また、救命救急センターの創設においても、スタッフの確保、関連施設工事や設備購入等様々な課題を解決しながら、東京都・厚生労働省との折衝等を経て、平成19年３月末に正式認可され、現在まで順調に稼働している。
さらに、経営改善面においては、医療材料購入面における経費節減を強力に推し進めるとともに、物流管理システムによる患者個別の経費管理を行い、大きな進展を果たした。
平成19年度においては、これらの取り組みをさらに推し進め、病院運営会議、病院検討委員会等においては、各診療科における外来稼働額、入院稼働額、人件費、収益、医療材料費等を分析した結果を客観的に数値として各診療科長等に示し、経営改善に理解を求めた。
上記の取り組みによる結果が、外来患者数、病床稼働率及び請求額の順調な増加につながった。

《患者数等》

１日当たり外来患者数	15年度	1,741人
	16年度	1,859人（対前年度比6.8％増）
	17年度	1,929人（対前年度比3.8％増）
	18年度	1,997人（対前年度比3.5％増）
	19年度	2,108人（対前年度比1.1％増）
病床稼働率	15年度	78.4％
	16年度	81.3％（対前年度比2.9％増）
	17年度	83.5％（対前年度比2.2％増）
	18年度	86.6％（対前年度比3.1％増）
	19年度	86.4％（対前年度比0.2％減）
収入額	15年度	14,296,221千円
	16年度	16,193,115千円（対前年度比13.3％増）
	17年度	17,226,926千円（対前年度比 6.4％増）
	18年度	18,367,834千円（対前年度比 6.6％増）
	19年度	19,943,594千円（対前年度比 8.6％増）
請求額	15年度	14,904,841千円
	16年度	16,387,190千円（対前年度比9.9％増）
	17年度	17,620,211千円（対前年度比7.5％増）
	18年度	18,926,060千円（対前年度比7.4％増）
	19年度	20,516,923千円（対前年度比8.4％増）

４　歯学部附属病院

平成16年度から平成19年度の歯学部附属病院の年度計画は比較的順調に推移した。病院経営に関しては、平成18年度を除き、外来患者数、請求額、収入額について、いずれも当初の計画をほぼ達成した。

請求額に関しては、平成17年度は、対前年度比で８％近い増額を示した。平成18年度は、診療報酬改訂（▲3.16％）で大きな影響を受け、▲0.46％の減額となった。しかしながら、収入額ベースでは、平成17年度末に改訂した私費料金及び診療報酬請求の適正化により、前年を1.13％上回る額を確保した。平成19年度は、対前年度比で５％近い増額を示した。

病院の管理運営体制の強化に関しては、病院運営に関する方針、課題等を集約的に検討するため、病院長定例会を改組し、病院運営企画会議を立ち上げ、病院長のリーダーシップが発揮できる体制を整えた。

病院の収入増に関しては、毎月開催される病院運営会議に各診療科、各部門の患者数・稼働額・診療単価を報告した。また、歯科医師の個人別診療費請求額を総務課内に掲示公表し、経営意識の向上を図るとともに、収益増について多方面からアプローチすることを徹底させた。

患者の多様なニーズに応えるために歯科診療組織の再編等を検討した結果、総合診療科を新設して四大診療科とし、特殊な口腔疾患や機能障害に対応するため、摂食リハビリテーション外来を開設した。また、睡眠時無呼吸症候群患者に対する専門外来として、歯科総合診療部にいびき無呼吸歯科外来を設置した。平成19年５月に高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、スペシャルケア外来を開設し、全身状態に応じて医学的管理下で治療を行う必要のある患者はスペシャルケア外来、高齢健常者は各専門外来科で診療する患者ニーズに対応した診療体制を整えた。

患者サービスの向上に関しては、病院受付ロビーにカード（クレジットカード、デビットカード）と現金の両方が使用可能な自動精算機を４台設置した。また、１階総合窓口の混雑緩和のため、新たに４階にも受診票返却窓口を設置した。平成19年度にユニット（歯科用治療装置）20台の更新、病棟トイレの大幅な改修、１階ホール及び院内廊下の照明器具を省エネでかつ照度の高いものに切り替える等、患者アメニティの充実を図った。また、CT装置、プラズマ滅菌器・歯科用エアドライヤー等の医療機器更新及び冷暖房・給湯設備の改修を行い、診療環境の整備を図った。

病院経営等の改善の観点から、看護師16名を歯科衛生士に切り替え、各診療科外来に配置して歯科保健指導等の充実を図った。また、診療情報管理士１名を配置し、平成17年度来院患者から各科別診療録を廃止するとともに、１患者１ID番号１診療録に改め中央管理体制に整備した。さらにカルテ管理システムの更新に伴い、カルテの所在について過去の貸出歴を含めて明らかになるシステムを導入し、患者情報の保護を図った。

診療情報委員会（診療入力レセコン機能WG）で、医療情報システムの改善について検討した結果、診療報酬をより適正に行うために、レセコン（算定チェックシステム）を導入した。

平成19年５月から歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営し、診療報酬の請求をより適正化するシステムを構築した。

歯科器材・薬品開発センターを設置し、新しい歯科材料や薬品、先端材料等の情報収集及び臨床研究、臨床応用ができる体制を整えた。また、歯科器材・薬品開発センター内規を改正し、センターの構成員として生体材料工学研究所の教員を配置し、業者の治験等に関する相談に対応した。平成18年度に引き続き平成19年度も歯科器材・薬品開発センターによるシンポジウム等を開催し、歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良について、各関係者に法的な治験の手続き等について指導・周知した。

地域歯科医療連携センターにより、引き続き地域の専門歯科医療機関として医療連携を推進し、地域住民及び地区歯科医師会からの要望に応えた。

歯学部生卒前の臨床実習、卒後の歯科臨床研修の充実を図るため、歯科臨床研修センターで、研修プログラムの作成、指導歯科医の養成等を行い研修体制を整えた。

平成18年度から始まった歯科医師臨床研修の必修化に対応して、協力型研修施設数を34施設まで拡充するとともに、指導歯科医講習会を延べ６回開催し、総数120名が参加した。また、臨床研修の必修化後、平成19年度には、３コースの研修プログラムにより後期研修（歯科レジデントの養成）を開始した。これにより、卒直後１年の臨床研修で修得した基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を習熟統合し、総合診療能力を身につけて、高度先進的技術の実践及び生涯研修の必要性を理解する資質の高い歯科医師の養成が可能となった。

平成19年度病院将来構想ワーキンググループで、Ⅱ期棟竣工後の移転に伴う病院診療面積の拡充及び診療設備の整備等について検討を開始した。

《患者数等》

１日当たり外来患者数	15年度	1,695人
	16年度	1,734人（対前年度比2.3％増）
	17年度	1,792人（対前年度比3.3％増）
	18年度	1,741人（対前年度比2.8％減）
	19年度	1,770人（対前年度比1.7％増）
病床稼働率	15年度	86.3％
	16年度	85.5％（対前年度比0.8％減）
	17年度	85.0％（対前年度比0.5％減）
	18年度	82.0％（対前年度比3.0％減）
	19年度	81.8％（対前年度比0.2％減）
収入額	15年度	2,985,347千円
	16年度	3,217,853千円（対前年度比7.8％増）
	17年度	3,475,747千円（対前年度比8.0％増）
	18年度	3,514,999千円（対前年度比1.1％増）
	19年度	3,542,921千円（対前年度比0.8％増）

請求額	15年度	3,007,803千円
	16年度	3,239,400千円（対前年度比7.7%増）
	17年度	3,492,012千円（対前年度比7.8%増）
	18年度	3,476,012千円（対前年度比0.5%減）
	19年度	3,635,474千円（対前年度比4.6%増）

項　目　別　の　状　況

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化
①　運営体制の改善に関する目標

中期目標	
	○効率的な組織運営 ・　効率的・機動的な組織運営体制を整備する。 ○戦略的な学内資源配分の実現 ・　全学的な経営戦略に立った運営、戦略的な学内資源配分の実現を目指す。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○効率的な組織運営のための方策 全学的視点に立った経営戦略を企画・立案する運営体制を整備する。〈098〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、学長を補佐する体制として学長補佐室を設置し、学長特別補佐を３名から６名に増員し強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。また、国立大学法人として経営戦略上、重要な問題は定例役員会及び随時開催される理事懇談会において協議し、必要な場合は、各担当理事が責任者となって、教員と事務職員が融合したチームを編成し、問題解決に当たった。 本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院の看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）の達成のために看護師の増員を図ることを決定した。また、平成18年４月から医学部附属病院では後期臨床研修制度、歯学部附属病院では歯科臨床研修制度を開始し、教育研究活動の高度化と附属病院の質の向上を図った。	学長を中心とした運営体制において、大学運営に関する企画立案、経営戦略を推進する。		
	学長を中心とした運営体制において、大学運営に関する企画立案、経営戦略を策定する。〈098-1〉〈099-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 学長特別補佐を６名から９名に増員し、学長補佐室の強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。 本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、平成19年４月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準（７対１看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。			
大学運営の意志決定に当たって調査・企画等に関し		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学長を補佐する体制として学長補佐室を設置し、学長特	大学運営の意思決定に当たって調査・企画等に関し		

て支援する体制の整備を図る。〈099〉				別補佐を３名から６名に増員し強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。 監査体制の充実を図るため、学長直属の組織として監査室を設置し、内部監査を実施した。また、全学的な大学評価に対応するための評価体制として、理事、教員及び事務職員を構成員にした学長直属の評価情報室を設置し、年度計画の自己点検・評価を行い実績報告書を作成するとともに次年度計画の策定を行った。さらに学外への広報の推進、広報業務の迅速化を目的として学長直属の広報室を設置し、調査・企画等を支援する体制の整備を図った。	て支援する体制の整備を図る。		
	学長を中心とした運営体制において、大学運営に関する企画立案、経営戦略を策定する。〈098-1〉〈099-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 学長特別補佐を６名から９名に増員し、学長補佐室の強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。 本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、平成19年４月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準（７対１看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。			
経営戦略に基づいた迅速な学部運営が可能となるよう、部局間の連絡調整の強化を図る。〈100〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 全学委員会を43から36に削減した。また、部局間の連絡調整の強化を図るため、部長等連絡会及び事務協議会を毎月１回開催した。 全学委員会等で対応できない緊急性の高い事項については、理事が責任者となって教員と事務職員が融合したチームを編成して対応する体制を整え、平成18年度は、理事、部局長及び事務職員を構成員とした教員組織の在り方等に関する検討WGを設置した。	平成16～19年度に実施済みのため、平成20～21年度は実施予定なし。		
	部局間の連絡調整の強化を図る。〈100-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 部長等連絡会及び事務協議会の下に事務連絡調整会議を設置し、実務者レベルの連絡調整の強化を図り事務の円滑な運営をさらに強化した。			
○戦略的な学内資源配分の実現のための方策 全学的視点から全学的な学内資源配分を行う体制を構築する。〈101〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、人員枠及び共用スペースを設定し体制を構築した。 学長裁量経費については、毎年度124,000千円を確保し、学長裁量人員枠については、定員の一部を確保した。 共用スペースについては、全体で1,932㎡を確保するとともに、Ⅱ期棟の計画を本学の教育研究の進展を反映して見直しを図り、オープンラボを当初計画の約400㎡から約1,500㎡に拡充を図るなど戦略的なスペース配分を検討した。	学長を中心とした運営体制において、経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を推進する。		
	学長を中心とした運営体制において、経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を推進		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費124,000千円を確保し、学長裁量人員枠として、定員			

	する。〈101-1〉			の一部を確保した。 共用スペースについては、医歯学総合研究棟Ⅱ期北側に1,473㎡のオープンラボを確保し、全体で3,405㎡となった。		
教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分を推進する。〈102〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分として、学長裁量経費については、ハーバード・メディカル・インターナショナルとの医学教育提携、大学教育改革の支援プログラム、疾患モデル研究センターの整備、生命倫理研究センターの整備、電子ジャーナルの充実のための経費を配分した。 学長裁量人員枠については、医学部附属病院の診療体制について特に救命救急センター及び手術部門の強化を図るため教員11名と新たな研究戦略を開発するため教員１名を重点配分した。 共用スペースについては、21世紀COEプログラムや戦略的に競争的資金を獲得した研究者を優先し、特別教育研究経費のプロジェクト（１件）及び科学技術振興調整費の新規採択課題（２件）を対象にコモンラボを配分した。また、科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」プログラム「メディカル・トップトラック制度の確立」に対応した若手研究者のための専用スペースとして、138㎡を配分した。	学長を中心とした運営体制において、教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分を推進する。		
	学長を中心とした運営体制において、教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分を推進する。〈102-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 学長裁量経費については、硬組織疾患研究プロジェクトの推進に7,000千円、電子ジャーナルの充実のために30,000千円、教育研究等の取組・成果を広報するための経費として8,000千円を配分した。 共用スペースについては、医歯学総合研究棟Ⅱ期北側に1,473㎡のオープンラボを確保し、使用者を決定した。			
				ウェイト小計		

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化
②　教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	○教育研究組織の編成の見直し ・　教育研究組織のあり方について社会ニーズ、学術動向を踏まえた体制を構築する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ｳｪｲﾄ 中期	ｳｪｲﾄ 年度
○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 教育、研究、診療それぞれの項目別の評価を行うとともに、教員、学生、患者といった様々な視点からの評価を行うことで、教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの導入を図る。〈103〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 理事、教員及び事務職員を構成員にした学長直属の組織として評価情報室を設置した。この評価情報室に「教育」「研究」「組織・施設」「財務・病院・産学連携」「情報データベース」の５つの作業部会を設置し、全学的な評価を実施する体制を整えた。 教員業績評価については、部局毎に教育、研究、診療等の評価項目等を定めた実施要項を基に評価を実施した。 人事評価システムについては、導入スケジュールを作成し、それに基づき民間等から収集した資料の分析を行い、その結果を踏まえ、教員は、大学全体の一般的な評価基準を定め、各部局の特性に応じて評価領域・項目等を各部局が決定できる方式により実施すること、また、教員以外の職員については、各職種毎にその特殊性がある評価項目を取り入れた方式で実施することとし、平成19年度実施に向け、その素案を作成した。	教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの導入を図る。		
	教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの構築について検討する。〈103-1〉〈104-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 勤勉手当成績率や昇給区分の基準を定め、その基準に基づき各部局長から成績優秀者を推薦させた後、学長が評価を決定し、全ての職員に対して、その評価結果を勤勉手当や昇給に反映させた。 さらに精度を高めた評価を実施するために、平成18年度に民間等から収集した資料を分析して作成した素案について、労働者の部局代表者等と話し合いを行い、その話し合いで得られた意見を参考にして、職種毎、職階毎に規定した評価要素、評価する際の基準例の表現や評価表などの見直し及び実施する際の細かな手順などを規定した要領の作成などを行い、規則等の案を作成した。 新しい個人評価に対する意識啓発を図り、認識を高めるとともに、新たに見直した規則等の案にかかる検討課題を実証的に確認し、今後の参考資料を得ることを目的として、試行を実施した。今後、その試行結果やアンケートに基づき、より精度の高い評価を可能とするシステムの構築を目指し、見直しを行う。			
上記の評価は、昇進、表彰、任期制に連動させ、優		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 教員業績評価については、部局毎に教育、研究、診療等	教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価シ		

秀な人材の確保に努める。〈104〉				の評価項目等を定めた実施要項を基に評価を実施した。 人事評価システムについては、導入スケジュールを作成し、それに基づき民間等から収集した資料の分析を行い、その結果を踏まえ、教員は、大学全体の一般的な評価基準を定め、各部局の特性に応じて評価領域・項目等を各部局が決定できる方式により実施すること、また、教員以外の職員については、各職種毎にその特殊性がある評価項目を取り入れた方式で実施することとし、平成19年度実施に向け、その素案を作成した。	ステムの導入を図る。		
	教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの構築について検討する。〈103-1〉〈104-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 勤勉手当成績率や昇給区分の基準を定め、その基準に基づき各部局長から成績優秀者を推薦させた後、学長が評価を決定し、全ての職員に対して、その評価結果を勤勉手当や昇給に反映させた。 さらに精度を高めた評価を実施するために、平成18年度に民間等から収集した資料を分析して作成した素案について、労働者の部局代表者等と話し合いを行い、その話し合いで得られた意見を参考にして、職種毎、職階毎に規定した評価要素、評価する際の基準例の表現や評価表などの見直し及び実施する際の細かな手順などを規定した要領の作成などを行い、規則等の案を作成した。 新しい個人評価に対する意識啓発を図り、認識を高めるとともに、新たに見直した規則等の案にかかる検討課題を実証的に確認し、今後の参考資料を得ることを目的として、試行を実施した。今後、その試行結果やアンケートに基づき、より精度の高い評価を可能とするシステムの構築を目指し、見直しを行う。			
教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、最適な運営形態の実現を目指す。〈105〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 医歯学総合研究科では、教育研究体制の充実のため、分野及び授業科目の新設・変更を検討し実施した。 医学部附属病院の看護師等の採用について、優秀な人材の確保を目的に非常勤看護師を常勤看護師（105名）に振替え、歯学部附属病院では看護師を歯科衛生士（16名）に振替え、歯科保健指導等の充実による患者サービスの向上を図った。 時限付きの教育研究組織として、「硬組織疾患ゲノムセンター」及び「生命倫理研究センター」を設置した。 平成18年１月に医学部附属病院に救命救急センターを設置し、同年７月より本格稼働を行い、ホットラインによる３次救急対応を行った。 医学部附属病院の看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）の達成のために看護師の増員を図ることを決定し、大幅な看護師を確保した。 医学部附属病院の救命救急センター及び手術部門の強化を図るため教員11名と新たな研究戦略を開発するため教員１名を学長裁量人員枠で重点配分した。	教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、最適な運営形態を実現する。		
	必要に応じ教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、組織体制や人員配置を見直す。〈105-1〉〈106-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する要項を平成19年４月より施行し教員の権限と責任の明確化を図った。			

				医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、平成19年４月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。 歯学部附属病院では、看護配置基準（７対１看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。 21世紀COEプログラム「脳の機能統合とその失調」をさらに発展させるための教育研究組織として、「脳統合機能研究センター」を設置し、教育研究を推進した。			
研究組織と診療組織との関係を明確にし、教育・研究・診療に係る教員の権限と責任の明確化を図る。〈106〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学長の下に教員組織の在り方等に関する検討WGを設置し、本WGで①助教授と准教授、助手（現行制度）と助教の関係、②助手（新制度）の在り方、③講座等の適切な教員組織の在り方等について、基本的な考え方や方向性を取りまとめた。また、教員の役割分担の下で組織的な連携体制を確保し、教育研究診療に係る責任の所在を明確にするための教員組織として、各部局に、講座、研究部門、診療部門又はこれに代わる組織を引き続き置くこととし、これを全学規程において定めた。	平成16～19年度に実施済みのため、平成20～21年度は実施予定なし。		
	必要に応じ教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、組織体制や人員配置を見直す。〈105-1〉〈106-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する要項を平成19年４月より施行し教員の権限と責任の明確化を図った。 医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、平成19年４月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。 歯学部附属病院では、看護配置基準（７対１看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。 21世紀COEプログラム「脳の機能統合とその失調」をさらに発展させるための教育研究組織として、「脳統合機能研究センター」を設置し、教育研究を推進した。			
学生に対する総合的な指導の充実を図るための体制について検討する。〈107〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学生支援のためのスチューデントセンターの設置については、学務関係の事務部門の一元化の検討とも絡み、学部学生・大学院学生を含めた教務システム構築について引き続き検討を行った。 臨床教育では、社会からの強い要望から、救命救急センターの設置を行い、平成18年７月より３次救急の受け入れを開始するとともに、平成18年11月よりOSCE及びCBTの本学基準を満たした５年生を対象にクリニカルクラークシップを開始した。さらに、クリニカルクラークシップの充実のため人材の補強を行った。 WebCT、ネットアカデミー、マルチメディアシミュレーション教材の作成及び運用などの全学的なe-learningの支援組織として、附属図書館にメディア情報掛を設置し強化	学生の諸問題に係わる担任、保健管理センターの現状を見直しつつ、スチューデントセンターの設置に向けて検討する。		

				を図った。		
	学生の諸問題に係わる担任、保健管理センターの現状を見直しつつ、スチューデントセンターの設置に向けて検討する。〈107-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 教養部及び各学科、各研究科等において担任制、チューター制（グループ別担当教員、卒業研究担当教員）、あるいはアドバイザリー教員制等を取り、学生の日常生活、研究・教育上の相談に乗った。これらの担当教員は保健管理センターとの協力の下、学生の精神面を重視し、健康管理体制の強化を図っており、その後は各学科の学生委員会が対応した。 学生支援に関する打ち合わせを行い、今後の学生支援の方向について全学的な合意を得るとともに、スチューデントセンターの設置について、学部学生・大学院学生を含めた教務システム構築について引き続き検討を行った。		
○教育研究組織の見直しの方向性 海外の権威ある諸大学との連携などを推進し、国際的な競争力のある教育研究組織を構築する。〈108〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学術交流については、新たに11大学を加え、海外の59大学・学部等と締結し、積極的に教員・学生の交流を進めた。 医学部では、ハーバード・メディカル・インターナショナルとの提携やインペリアル・カレッジ（英国）との交流協定により教育の充実を図った。 医歯学総合研究科では、大学教育の国際化推進プログラムとして「医療グローバル化時代の教育アライアンス」が採択され、WHO並びに海外の国際的研究機関と連携を強化し、教育研究を推進した。 生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部では、国際交流担当教員を設置し、北京大学（中国）の大学院生受入れシステムを整備した。 難治疾患研究所では、先端研究拠点事業として「骨・軟骨疾患の先端的分子病態生理学研究の国際的拠点形成」が採択され、ハーバード大学（米国）、トロント大学（カナダ）、ウィーン分子病理学研究所（オーストリア）との共同研究および学際交流を推進した。	海外の大学と積極的な連携を行う。		
	海外の大学と積極的な連携を行う。〈108-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 本年度新たに、コンケン大学歯学部（タイ）と学術交流協定の締結を行った。また、キングス・カレッジ（英国）の教員、大学院生を招聘し、本学の大学院生とともに発表会を開催し、今後の２校間研究者相互受け入れの基礎を作った。さらに、ガーナ大学野口研究所とも研究連携の基盤整備を行った。 難治疾患研究所では、フランスの５高等教育・研究機関（パリテック農学校、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン、パリ第11大学、ポアチエ大学、国立学生交流センター）との情報交流を行った。この交流に基づき、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン（フランス）との研究・教育に関する部局間交流協力を締結した。研究交流を拡大するため、海外の５研究機関（ルイパスツール大学（フランス）、フランス筋疾患研究所（フランス）、全インド医科学研究所（インド）、香港大学（中国）、テキサス大学（米国））内の分野との分野間研究交流協定を締結した。国際研究交流協定に基づいた研究者の派遣（韓国、フランス）を実施した。		

				既存の海外の協定機関・提携機関とも積極的に交流を実施した。今年度もハーバード・メディカル・インターナショナルやインペリアルカレッジ等の協定大学との学生交流（ハーバード派遣７名、インペリアル派遣４名・受入３名）や、客員教授制度を利用した研究者・教育者の受け入れ、WHOをはじめとする共同研究の実施や国際シンポジウムの開催などの事業を多岐にわたって行った。 生体材料工学研究所では、北京大学口腔医学院との学術交流提携に基づき、教員との交流を図るとともに、韓国慶北大学との研究交流協定に基づき教員派遣を行い、日本学術振興会外国人特別研究員制度を活用して、ウクライナ科学アカデミー及びブルガリア科学アカデミーより上級研究者１名づつを受け入れ継続するなど医歯工共同研究の強化を推進した。さらに、知的財産本部では、知財フェローのワシントン大学（米国）ロースクール研修を実施（３週間、３名参加）するとともに、フランスのリールで行われたユーロバイオに本学シーズを出展、海外展開の第１歩を踏み出した。			
在学中の学生評価のみならず、卒業生の追跡調査・評価を行うことにより、教育システムの恒常的改善を図る。〈109〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 教養部と各学部・学科間において、理事（教育担当）、各学科長及び教育委員会委員長等を構成員とした教育懇談会を立ち上げ、教養教育・学部間教育の在り方について検討・見直しを行った。また、入学者選抜の在り方を検討し、入学者選抜方法改善委員会に進言を行った。 卒後の追跡調査については卒業生の就職先等についての調査を行った。さらに詳細な追跡調査については今後引き続き検討することとした。	在学生の成績評価、就学態度、卒後の追跡調査を行い、入学者選抜方法、教育内容・システムの見直しを継続的に進める。		
	在学生の成績評価、就学態度、卒後の追跡調査を行い、入学者選抜方法、教育内容・システムの見直しを継続的に進める。〈109-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 本学の教育理念・各学科のアドミッション・ポリシーを踏まえ、入学試験委員会、入学者選抜方法改善委員会、入学試験問題作成委員会を通じて、入学後の就学状況の追跡調査及び成績評価を行い、平成20年度入学者選抜方法の改善を図った。また、就職先アンケートを実施するとともに、その結果を各教務担当等にフィードバックし、カリキュラムの見直しを進めた。			
重点的研究テーマの推進体制等については、全学的な視点から戦略的に対応する。〈110〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学長が座長となり、研究担当理事と各部局の教員で構成される研究戦略会議を設置し、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトを全学的に支援する体制を構築した。 各部局等においては、それぞれ研究プロジェクトを推進するための委員会等によりプロジェクト研究の企画や評価に関する検討・実施を行った。 疾患生命科学研究部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所におけるケミカルバイオロジーを重点研究テーマとした研究の共同対応をはじめとして、本学の特徴を活かした各部局等所属の教員相互の医歯工連携によるプロジェクト「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」を立ち上げ、連携を図りながら研究を推進した。	重点的研究テーマについて、組織を超えた連携を進める。		

	重点的研究テーマについて、組織を超えた連携を進める。〈110-1〉	Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 研究戦略会議が主体となり、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトを全学的に支援する体制を継続した。21世紀COEプログラムでは、学内部局や他施設からの基礎・臨床に広がる研究者を融合し、セミナー、ワークショップ、国際シンポジウムなどを開催し世界的にも認知されつつある。 各部局等内においてはそれぞれ、研究プロジェクトを推進するための委員会等によりプロジェクト研究の企画や評価に関する検討・実施を行っており、数多くの分野を越えた研究成果の発表も積極的に行った。疾患生命科学研究部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所におけるケミカルバイオロジーを重点研究テーマとした「ケミカルバイオロジー推進基盤創出事業」を推進した。また、本学の特徴を活かした各部局等所属の教員相互の医歯工連携によるプロジェクト「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」など連携を図りながら研究を推進した。			
			ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化
③　人事の適正化に関する目標

中期目標	○人事の適正化 ・　人事の適正化に努め、効率的な大学運営を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ｳｪｲﾄ 中期	ｳｪｲﾄ 年度
○全職員共通の人事に関する目標達成のための措置 個人の業績を適切に評価し、評価結果を処遇に反映させるシステムを検討する。〈111〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 教員及びそれ以外の職員の評価基準等について、大学・民間企業を直接訪問する等の方法で、資料、情報の収集並びに調査を行い、その結果を比較一覧表にまとめ収集資料を分析し、その結果を踏まえ、教員は、大学全体の一般的な評価基準を定め、各部局の特性に応じて評価領域・項目等を各部局が決定できる方式により実施すること、また、教員以外の職員については、各職種毎にその特殊性がある評価項目を取り入れた方式で実施することとし、平成19年度実施に向け、その素案を作成した。	精度を高めた評価を実施するにあたり、評価項目・評価方法等についてさらに検討を行い、評価結果を処遇に反映させるシステムを再構築するとともに、その評価結果の効果的な活用方法について検討する。		
	個人評価項目・評価方法等の構築及び評価を実施し、評価に基づくインセンティブ付与を行う。〈111-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 勤勉手当成績率や昇給区分の基準を定め、その基準に基づき各部局長から成績優秀者を推薦させた後、学長が評価を決定し、全ての職員に対して、その評価結果を勤勉手当や昇給に反映させた。 さらに精度を高めた評価を実施するために、平成18年度に民間等から収集した資料を分析して作成した素案について、労働者の部局代表者等と話し合いを行い、その話し合いで得られた意見を参考にして、職種毎、職階毎に規定した評価要素、評価する際の基準例の表現や評価表などの見直し及び実施する際の細かな手順などを規定した要領の作成などを行い、規則等の案を作成した。 新しい個人評価に対する意識啓発を図り、認識を高めるとともに、新たに見直した規則等の案にかかる検討課題を実証的に確認し、今後の参考資料を得ることを目的として、試行を実施した。今後、その試行結果やアンケートに基づき、より精度の高い評価を可能とするシステムの構築を目指し、見直しを行う。			
人件費の効率的運用のための全学的視点からの人件費管理を実施する。〈112〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 人件費管理システムを構築し、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。また、人件費の支給実績を詳細に分析し、年間見込額及び毎月支給実績後の年間見込額の修正に反映させ、常に精度の向上に努め、効率的な運用を図った。	全学的視点から人件費の効率的な運用を推進する。		

			医学部附属病院では、後期臨床研修制度を立ち上げ、大幅な人員確保を行い、医学教育及び診療体制の充実を図った。また、看護配置基準（７対１看護）の達成のため、大幅に看護師を確保した。 歯学部附属病院では、平成19年度に歯学教育及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げることとした。 障害者を採用する手段として、インターンシップ制度を設け、複数の養護学校の生徒を受け入れ、その結果、平成19年度に２名の障害者を採用することとした。 平成17年度に実施した事務部門の業務量の調査結果に基づき、平成18年度は業務量の少ない部署から業務量の多い部署に人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。			
	人件費のより効率的な運用を行う体制について整備する。〈112-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 平成19年度の人件費見込みについては毎月の給与支給実績を把握し、各月の当該実績と見込み額や前年度の変動状況との比較を行って分析するとともに、見込み額を随時修正して常に精度の向上に努め、効率的な運用を図った。 人件費管理については､新システムによる積算をすべく、必要な環境及び設定等を整備しつつ、本学が求める精度を検証中である。 医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、平成19年４月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。 歯学部附属病院では、看護配置基準（７対１看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。 障害者雇用については、インターンシップ制度の導入等により、障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた法定雇用率を満たしている。 事務部門の業務量調査を定期的に実施することとし、第二回目の同調査を実施した。また、調査結果に基づき、各部署間の業務量の均等を図るため、人員を再配置し改善を図った。			
○教員の人事に関する目標達成のための措置 教員の公募制の拡大を図る。〈113〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 公募制導入状況調査を実施し、公募制を導入することが有意義であると認めた職種については、学問・研究等の継続性等に配慮し、段階的に導入し拡大する方針とした。 公募制の導入については、補充の緊急性、診療体制及び部門等の円滑な運営を図る必要性があると判断した場合を除き、原則公募制とした。	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。		
	（17～18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）		（平成19年度の実施状況）			
任期制の導入を促進する。〈114〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 教員の流動化による本学の教育研究の活性化を目的として、平成16年度から、全学的に任期制を導入した。平成16	16年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。		

				年度以降、昇任した者あるいは新規採用された者については、全員に同制度を適用している。		
	（16年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）			（平成19年度の実施状況）		
人件費の効率的運用及び人材の有効活用を検討する。〈115〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 人件費管理システムを構築し、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。また、人件費の支給実績を詳細に分析し、年間見込額及び毎月支給実績後の年間見込額の修正に反映させ、常に精度の向上に努め、効率的な運用を図った。 医学部附属病院では、後期臨床研修制度を立ち上げ、大幅な人員確保を行い、医学教育及び診療体制の充実を図った。また、看護配置基準（７対１看護）の達成のため、大幅に看護師を確保した。 歯学部附属病院では、平成19年度に歯学教育及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げることとした。 障害者を採用する手段として、インターンシップ制度を設け、複数の養護学校の生徒を受け入れ、その結果、平成19年度に２名の障害者を採用することとした。 平成17年度に実施した事務部門の業務量の調査結果に基づき、平成18年度は業務量の少ない部署から業務量の多い部署に人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。	
	（17～18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）			（平成19年度の実施状況）		
国内外の世界的な教育・研究者等の受け入れを促進するための環境の充実を図り、その制度については弾力的運用を図る。〈116〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 世界的な教育・研究者の受入促進のため、私立大学における任用・給与制度について、調査を実施し外国人研究員の取扱を定め、学長の裁量により柔軟な給与決定を可能とする制度を整備した。また、欧米諸国における大学職員の職の種類、任用形態、採用、資格、給与制度などの情報を得て、その結果、新任用・給与制度において外国人研究員の取扱い及び給与決定上の弾力的な運用を可能とし、受け入れ促進の環境を整えた。	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。	
	（17～18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）			（平成19年度の実施状況）		
○その他の職員の人事に関する目標達成のための措置 職員の能力開発、専門性の向上のため、研修の充実を図る。〈117〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修の実施や職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、個人情報保護に関する研修、接遇研修、消費税、簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネージメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能	職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修の継続的な実施を行う。	

			力の向上を図った。			
	職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修の継続的な実施を行う。〈117-1〉	Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務情報化の推進を図るためのパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。 主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なｅ－ラーニング研修を実施し、職員の意識、能力の向上を図った。			
公募制がなじむ職種については公募による任用を検討する。〈118〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 公募制導入状況調査を実施し、公募制を導入することが有意義であると認めた職種については、学内事情を配慮のうえ、段階的に導入し拡大する方針とし、管理運営上全学的に公募制を導入することの意義を認め、特に有意義と認める職種から導入した。	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。		
	（17～18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）		（平成19年度の実施状況）			
柔軟な勤務時間制度の導入等の多様な人事制度の整備を検討する。〈119〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 職員の労働時間制度について、看護師については、従来の３交替制勤務のみで行っていたものに、２交替制勤務も取り入れることとし、看護師の労働時間をフレキシブルに設定できる体制を整備した。 全教員については、効果的な教育、研究等の充実を図るため、各教員が自由に教育、研究等の時間を設定できる専門業務型裁量労働制を導入した。また、事務職員等については、多様な勤務形態に対処するため４週間単位の変形労働時間制を導入した。 高年齢者雇用確保措置として、継続雇用制度を導入し、定年退職後においても、再任用職員として引き続き雇用する制度を設けた。	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。		
	（17～18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし）		（平成19年度の実施状況）			
専門性を有する特定職種については、人材の計画的な養成を図る。〈120〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 安全衛生管理に従事する作業主任者等や特定職種の職員を対象に、「局所排気装置」や「化学物質管理」をテーマとした安全衛生に関する研修を実施し、専門性を有する業務に従事する職員を対象に、教務事務職員研修、リスクマネージャー研修、専門分野別実践セミナー、診療報酬に関する勉強会、附属病院医療訴訟事務担当者研修等に参加させ職員に基本的・専門的な知識を身に付けさせ、能力開発、	専門性の向上を目的とした特定職種の職員に対する研修の継続的な実施を行う。		

				専門性の向上を図った。 管理体制の整備を図ることを目的に、職員に職務上必要である、第一種圧力容器作業主任者、放射線取扱主任者等の資格を取得させ、安全対策の強化を図った。			
		専門性の向上を目的とした特定職種の職員に対する研修の継続的な実施を行う。〈120-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 安全衛生管理に従事する作業主任者等や有機溶剤、高圧ガス等を取り扱う職員を対象に、「有機溶剤による健康障害防止」や「高圧ガスの災害防止と安全確保」をテーマとした安全衛生に関する研修会を実施した。 専門性を有する業務に従事する職員に対し、国立大学協会関東甲信越地区・東京地区支部主催の専門分野別実践セミナー（財務、広報、人事・労務の３分野）、文部科学省主催の治験コーディネーター研修、日本看護協会主催の看護職員研修等の60種類の研修に参加させ、職員に基本的・専門的な知識を身に付けさせることによって能力開発、専門性の向上を図った。			
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1)　業務運営の改善及び効率化
④　事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	○事務組織の見直し ・　教育・研究・診療体制への柔軟且つ速やかな対応を目指す。 ○事務職員の専門性向上 ・　事務職員の大学運営・企画へ積極的参画を目指す。 ○事務処理の合理化・効率化 ・　業務の合理化・効率化のため、経費の節減、効率的な施設・整備の運営を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○事務組織編成の方策 大学運営の企画立案等に適切に応対し、大学運営に積極的に参加可能な事務組織の編成、職員の配置を図る。〈121〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 監査体制の充実を図るために監査室、全学的な大学評価に対応するために評価情報室及び学外への広報の推進等を図るために広報室をそれぞれ学長直属の組織として設置した。また、大学評価に対応するため、総務課評価掛を設置した。 教職員の労務管理上の業務等のために、新たに人事部、人事部職員課を設置した。また、横断的な学生サービスの向上のために学務部を設置した。	必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。		
	必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。〈121-1〉〈122-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の一部竣工に伴う移転業務等を円滑に行うため、経理部内の職員の配置を見直し、平成19年４月から新棟企画掛を設置した。 大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ平成19年４月から大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の充実を図った。			
特化した方針等に対する集中的な支援を可能とするため、適切な事務組織の編成・職員の配置を図る。〈122〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 産学連携支援体制の強化のため、総務部研究協力課に研究協力第三掛を設置するとともに、職員を増員した。 救命救急センターの本稼働に向けて、医学部医事課に救命救急事務室を設置した。 教育の情報化に関するシステムの構築・運用を行うために、附属図書館にメディア情報掛を設置した。 物品等の購入に係る検収機能を強化するため、経理部契約室に物品検収センターを設置した。	必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。		
	必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。〈121-1〉〈122-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の一部竣工に伴う移転業務等を円滑に行うため、経理部内の職員の配置を見直し、平成19年４月から新棟企画掛を設置した。 大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ平成19年４月から大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の			

			充実を図った。			
組織業務の恒常的な見直しを行い、効率的な組織の編成・職員配置等を図る。〈123〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 組織業務の見直しについては、随時、部長等連絡会で提案､検討そして実施可能なものから実施していくこととし、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、可能なものから順次実施した。 平成17年度に実施した事務部門の業務量の調査結果に基づき、平成18年度は業務量の少ない部署から業務量の多い部署に人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。	組織業務の恒常的な見直しを行う。		
	組織業務の恒常的な見直しを行う。〈123-1〉		Ⅲ （平成19年度の実施状況） 組織業務の見直しについては、随時、部長等連絡会において検討を行い、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、可能なものから順次実施した。 人事部人事課内の担当業務を変更し（任用業務及び給与業務を同一の掛で担当することに変更）、事務処理の合理化・効率化を図った。 事務部門の業務量調査を定期的に実施することとし、第二回目の同調査を実施した。また、調査結果に基づき、各部署間の業務量の均等を図るため、人員を再配置し改善を図った。			
○事務職員の専門性向上のための方策 教員・学生・患者等への十分な支援を可能とすべく、事務職員の専門性の向上を図る。〈124〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修の実施や職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、個人情報保護に関する研修、接遇研修、消費税、簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネージメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能力の向上を図った。 病院における安全対策や病院職員としてのマナー・サービスの向上について、学内外の専門家を招いて実施し、専門性の向上を図った。	事務職員の研修を実施し、能力開発・専門性の向上を図る。		
	事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修を充実し実施する。〈124-1〉〈125-1〉〈126-1〉		Ⅳ （平成19年度の実施状況） 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務情報化の推進を図るためのパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。 主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なｅ－ラーニング研修を実施し､職員の意識､能力の向上を図った。 知的財産本部の事務職員に学内での特許法講座及び特許			

			検索研修を実施するとともに、学外の特許法講座（特許庁）及び特許検索研修（NRI）を受講させ、事務職員の専門性の向上を図った。			
知財の管理・国際交流・研究支援を可能とすべく、事務職員の専門性の向上を図る。〈125〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネージメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能力の向上を図った。 知的財産本部の事務職員に特許管理システム研修、特許検索研修、特許マップ研修、特許法説明会等に参加させ、特許管理等に関する専門性の向上を図った。また、特許法に関わる外部講座及び特許検索手法を受講させるとともに、特許調査、特許管理などはデータの共有化を通じて、OJTで専門性の向上を図った。	事務職員の研修を実施し、能力開発・専門性の向上を図る。		
	事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修を充実し実施する。〈124-1〉〈125-1〉〈126-1〉		Ⅳ （平成19年度の実施状況） 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務情報化の推進を図るためのパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。 主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なｅーラーニング研修を実施し、職員の意識、能力の向上を図った。 知的財産本部の事務職員に学内での特許法講座及び特許検索研修を実施するとともに、学外の特許法講座（特許庁）及び特許検索研修（NRI）を受講させ、事務職員の専門性の向上を図った。			
採用・人事交流等を見直すとともに、在職者の専門研修の充実を図る。〈126〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を導入するとともに、専門の有資格者を採用し、専門性を重視した人事交流、配置換を行った。 在職者の専門研修については、安全衛生管理に従事する作業主任者等や特定職種である職員を対象に安全衛生に関する研修を実施した。また、専門性を有する業務に従事する職員を対象に、教務事務職員研修、リスクマネージャー研修、専門分野別実践セミナー、診療報酬に関する勉強会、附属病院医療訴訟事務担当者研修等に参加させ職員に基本的な知識や専門的な知識を身に付けさせ、能力開発、専門性の向上を図った。	事務職員の研修を実施し、能力開発・専門性の向上を図る。		
	事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修を充実し実施する。〈124-1〉〈125-1〉		Ⅳ （平成19年度の実施状況） 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務			

	〈126-1〉			情報化の推進を図るためのパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。 主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なｅ－ラーニング研修を実施し、職員の意識、能力の向上を図った。 知的財産本部の事務職員に学内での特許法講座及び特許検索研修を実施するとともに、学外の特許法講座（特許庁）及び特許検索研修（NRI）を受講させ、事務職員の専門性の向上を図った。		
○事務処理の合理化・効率化のための方策 業務に応じた権限の委任等の見直しを行うなど、合理的・効率的な業務運営を図る。〈127〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 法人化に対応した権限委任を内容とする関係規則（事務組織規則、事務分掌規則、会計事務実施規則等）を整備するとともに、検証を行い業務に応じた権限の委任等を見直す内容とする関係規則の原案を作成し、実施に向け検討を行った。 事務処理の合理化・効率化の方策については、随時、部長等連絡会で検討を行い、可能なものから順次実施した。 大会議室にPCシステムを導入し、事務協議会、教授会及び病院運営会議などの会議資料のペーパーレス化の実施やイントラネット版グループウェアを活用し、事務の合理化、ペーパーレス化を推進した。 人事システム、給与システムを統合した新人事給与システムを導入し、事務の合理化・効率化を図った。また、本システムに合わせた勤怠システム、扶養控除等の申請書システムの導入に向けて関係部門と調整を図りながら検討を行った。	事務処理の合理化・効率化を推進する。		
	事務処理の合理化・効率化を推進する。〈127-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 事務処理の合理化・効率化の方策については、随時、部長等連絡会において検討し、可能なものから順次実施した。 普通昇給、給与改正発令及び勤勉手当成績率優秀者への通知書を廃止し、給与支給明細の備考欄に明記した。また、医歯学総合研究科博士課程入学試験の第１次と第２次の募集要項を統合し、事務処理の合理化・効率化を図った。 平成19年４月から物品請求伝票を物件等請求伝票（発注決議書）に改正し、財務会計システムの入力作業を大幅に削減した。			
外部委託が適切と判断される業務については、外部委託を一層推進する。〈128〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 外部委託業務全般の見直しとして、管理コストの分析・評価について各専門企業によるプレゼンテーションを実施した。 湯島地区全体の駐車場の整備を行い、現行の外部委託の見直しを行った。また、救命救急センターの設置に伴い、受付・会計業務を外部委託した。	部長等連絡会において、事務処理の合理化・効率化を検討し、外部委託が適切と判断される業務について推進する。		

				独立行政法人科学技術振興機構の大学知的財産本部等支援制度を利用して特許調査業務の一部を委託し、業務の効率化を図った。 経費削減及び業務の合理化の両面から広報誌の発送業務を宅配業者に外部委託した。 国府台地区構内にある寄宿舎等の不審者の侵入や事故災害等に対応するため、外部委託による警備員の常駐化を実施した。		
	外部委託が適切と判断される業務について検討し、推進する。〈128-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 部長等連絡会において、事務処理の合理化・効率化のための方策を検討する中で、外部委託が可能な業務について検討を行った。その結果、学生のアルバイト紹介事業を外部委託し、学生がパソコンや携帯電話からいつでもアルバイト情報を閲覧できるようにした。		
事務の電子情報化を全学的観点から推進することにより合理化・効率化を行う。〈129〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 特許管理システム、人件費管理システム、財務会計システムと連携した資産管理システム、国立大学病院管理会計システムの構築を行った。 各種学内文書、事務連絡など電子メールやホームページを活用し通知した。また、学内諸行事や部局長等のスケジュールをイントラネットを活用し合理化・効率化を図った。 大会議室にPCシステムを導入し、事務協議会、教授会及び病院運営会議などの会議資料のペーパーレス化を実施した。 人事システム、給与システムを統合した新人事給与システムを導入し、事務の合理化・効率化を図った。また、本システムに合わせた勤怠システム、扶養控除等の申請書システムの導入に向けて関係部門と調整を図りながら検討を行った。 事務の合理化・効率化など電子事務局の実現に向けた検討を行うため、電子事務局推進WGを設置し、検討体制を確立するとともに、WG内で検討するための情報収集及び打合せを実務担当者等と行った。 事務職員の知識、情報の管理・共有を図るため情報管理システムを導入するとともに、利用促進に向け、操作マニュアルの作成及び機能説明を行い普及を図った。	事務の電子情報化を推進し、合理化・効率化を行う。	
	事務の電子情報化を推進する。〈129-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 学内規則集を電子情報化し、ホームページより検索可能にするとともに、紙媒体による規則集の配布は基本的に廃止した。 事務用パソコンにおける情報資産管理調査を行い、情報資産管理台帳（ソフトウェア及びパソコン）を作成した。 情報共有システム連携ソフトウェアを導入し、普及活動を行った。 平成18年度に導入した人事給与システムとの連携機能を有したソフトウェアの導入に向け、関係部署と調整を図りながら、検討を行った。 平成17年度から導入した工事における電子入札について、平成19年度から一般競争入札（500万円以上）は、原		

			則として電子入札で行い、13件実施した。			
			ウェイト小計			
			ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

（１）　業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

１．特記事項
【平成16～18事業年度】
（１）学長の執行方針
本学の中期目標・中期計画を達成する上で、医学部・歯学部の両附属病院の存在は、経営戦略的に極めて重要である。附属病院の運営を見直すことによって得られる剰余金は、教育研究、診療活動の質の向上のために充てることが可能となった。さらに、これを活用して、医療職の増員や先端的医療機器の整備などで附属病院の診療活動を最大限に高めることにより、人的要因を含めた他大学との格差を自ら是正することが可能となった。引き続きこのような施策を循環させることで中期目標・中期計画の達成を推進することを学長の執行方針としている。

（２）人件費の効率的な運用を行う体制
人件費管理システムを構築するとともに、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。
医学部附属病院では、後期臨床研修制度を立ち上げ、人員の確保を行った。また、看護配置基準（７対１看護）の達成のために大幅な看護師を確保した。歯学部附属病院では、従来の看護師定員枠を移行し、歯科衛生士の増員を図った。障害者を採用する手段として、複数の養護学校とのインターンシップ制度を設けた。また、事務部門の業務量調査を行い、その結果に基づき人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。

（３）教員の任期制導入の促進
教員の任期制については、平成16年度から全学的に導入し、法人化以降、昇任した者あるいは新規採用された者については全員に同制度を適用しており、全教員の92.2％（平成20年４月１日現在、611名）に任期制を適用している。

（４）研修内容の見直し等
職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修を行った。この研修は、新規採用職員及び附属病院等窓口業務に従事する職員を対象に、ホテル職員の指導の下、送迎業務等の実地研修や電話対応・言葉遣い等、身をもって体験させ、さらに新たな試みとして、フォローアップ研修を実施し、研修効果の継続的維持を図った。また、法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修、個人情報保護に関する研修、消費税・簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネジメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能力の向上を図った。

（５）監査機能の充実
学長の下に独立した組織として監査室を設置した。監査室は、業務を総括する「監査室長（兼)」、室長を助け業務を整理する「査察専門監（専)」、業務に係る監査を所掌する「業務監査担当掛長（兼)」、財務・会計に係る監査を所掌する「財務監査担当掛長（専)」の４名（専任２名、兼任２名）からなり、本学の会計処理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営に資することを目的とした監査を行った。
法人化後は、会計法、給与法、人事院規則等の適用範囲が外れたことから、法人自らがそれら法令等に替わるものを定めることにより、その体系を保つ必要があるとの観点から、各部局の所掌する規則等の体系及び整備状況について、監査を実施した。
また、病院における未収金の増加は、病院経営の負担の増大につながり損益悪化の重大な原因となる。この未収金問題は、国、公、私立病院が抱える共通、緊急の課題となっており、滞留債権を発生させない、発生した場合は如何に回収するかの取組みが重要な要素との観点から、本学医・歯両病院における未収金債権（滞留債権）の削減実現に向けた取組みについて監査を実施した。

【平成19事業年度】
（１）障害者雇用
障害者雇用については、インターンシップ制度の導入等により、平成19年６月１日以降、障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた法定雇用率を満たしている。

（２）事務部門の業務量調査
事務部門の業務量調査を定期的に実施することとし、第二回目の同調査を実施した。また、調査結果に基づき、各部署間の業務量の均等を図るため、人員を再配置し改善を図った。

（３）研修内容の見直し等
職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修を行った。この研修は、新規採用職員及び附属病院等窓口業務に従事する職員を対象に、ホテル職員の指導の下、送迎業務等の実地研修や電話対応・言葉遣い等、身をもって体験させ、さらに新たな試みとして、フォローアップ研修を実施し、研修効果の継続的維持を図った。また、法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修、個人情報保護に関する研修、消費税・簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネジメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させた。
主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なｅ－ラーニング研修を実施し、職員の意識・能力の向上を図った。

（４）監査の実施
平成19年度内部監査計画において、１）業務の合理的かつ効率的な運営、２）内部統制の確立、を重点項目とした上で、監事監査と並行し、全部局を対象に、１）中期計画に基づく事業計画の実施状況について、２）平成18年度内部監査のフォローアップについて、特定部局を対象に、１）各年度の予算・収支及び資金計画の実施状況について、２）授業料免除について、３）福利厚生施設等の使用状況について、を監査項目として内部監査を実施した。
また、金銭出納担当者が所掌する事務（現預金関係）についても、リスクアプローチの観点から監査は欠かせないとの判断で、実地監査を実施した。

２．共通事項に係る取組状況
【平成16～18事業年度】

（１）戦略的な法人経営体制の確立
法人化後における本学の戦略的な法人経営体制の整備については、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、学長を補佐する体制として学長補佐室を設置した。また、学長直属の組織として監査室、評価情報室及び広報室を設置した。さらに、国立大学法人として経営戦略上、重要な問題は定例役員会及び随時開催される理事懇談会において協議し、必要な場合は、各担当理事が責任者となって、教員と事務職員が融合したチームを編成し、問題解決に当たった。

（２）戦略的な学内資源配分の体制
全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定・確保するとともに教育研究等の成果に基づき重点的に配分した。学長裁量経費として、毎年度124,000千円を確保し、疾患モデル研究センターの整備などに配分した。また、学長裁量人員枠として、定員の一部を確保し、医学部附属病院の救命救急センターや手術部門などに教員11名を重点配分した。共用スペースについては、1,932㎡を確保し、戦略的にスペースを配分した。

（３）資源配分に対する評価
当初予算計画に対し９月末までの財務状況を中間決算として作成し、経営協議会及び役員会に諮ることにより検証し、その結果を踏まえ当初予算計画への予算調整を含めた各事業に対する追加経費の措置を行った。学内予算での対応や概算要求事項での対応を整理の上、教育事業の推進、学生サービスの向上、研究プロジェクトの拡充経費及び教育研究支援施設の機能向上などに効率的・効果的に財源措置を行った。

（４）業務運営の効率化・合理化
組織業務の見直しについては、随時、部長等連絡会で提案・検討そして実施可能なものから実施していくこととし、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、可能なものから順次実施した。
各種学内配布文書などは、電子メールやホームページを活用し、学内諸行事や部局長等のスケジュールについては、イントラネットを活用して合理化・効率化を図った。また、大会議室にPCシステムを導入し、会議資料のペーパーレス化を実施した。さらに人事システム及び給与システムを統合した新人事給与システムを導入し、事務の合理化・効率化を図った。
事務組織の整備については、教職員の労務管理上の業務等のために、新たに人事部、人事部職員課を設置した。また、横断的な学生サービス向上のために学務部を設置した。
産学連携支援体制の強化のため、総務部研究協力課に研究協力第三掛を設置するとともに、職員を増員した。また、救命救急センターの設置に伴い医学部医事課に救命救急事務室を設置した。さらに教育の情報化に関するシステムの構築・運用を行うために、附属図書館にメディア情報掛を設置した。

（５）外部有識者の積極的な活用
経営協議会は、国立大学法人法に基づき、また財務関係の年間スケジュールを勘案しつつ、適切な時期に開催し、経営に関する重要事項を審議した。また、本学では学外有識者の有効活用の観点から、経営協議会構成員と理事等を交えた懇談会を数回にわたり開催し、意見交換を通じて学外委員から助言をいただいた。

（６）監査機能の充実
監査機能の充実を図るため、監査室を学長の下に独立した組織として設置し、内部監査に関する基本的事項を定めた内部監査規則を整備し、内部監査を実施した。また、内部監査を実施するにあたり、均質かつ統一的な監査の実施を図ることを目的として、監査実施の手順や方法等の具体的事項を定めた内部監査マニュアルを策定した。
監事との連携強化を図り、できるだけ無用な重複を避けることにより、監査対象部署の負担を軽減し、効率的な監査を実施することに努めた。

（７）教育・研究・診療組織の見直し
「硬組織疾患ゲノムセンター」及び「生命倫理研究センター」をプロジェクトの実施期間まで時限を設定し設置した。学長の下に教員組織の在り方等に関する検討WGを設置し、基本的な考え方や方向性を取りまとめた。また、教員の役割分担の下で組織的な連携体制を確保し、教育研究診療に係る責任の所在を明確にするための教員組織として、各部局に講座、研究部門、診療部門又はこれに代わる組織を引き続き置くこととし、これを全学規程において定めた。

（８）研究活動推進のための取組
学長を座長とした研究担当理事と各部局の教員で構成する研究戦略会議を設置し、本会議が主体となって、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトを全学的に支援する体制を構築した。

（９）評価結果の活用
役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における各年度の年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

【平成19事業年度】
（１）戦略的な法人経営体制の確立
学長特別補佐を６名から９名に増員し、学長補佐室の強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、医学・歯学を融合した救命救急センターの承認に伴い、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準（７対１看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実を図るため、後期臨床研修制度を開始した。

（２）戦略的な学内資源配分の体制
全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定・確保するとともに教育研究等の成果に基づき重点的に配分した。学長裁量経費として、硬組織疾患研究プロジェクトの推進に7,000千円、電子ジャーナルの充実のために30,000千円及び教育研究等の取組・成果を広報するための経費として8,000千円を配分した。共用スペースについては、医歯学総合研究棟Ⅱ期北側に1,473㎡のオープンラボを確保し、使用者を決定した。

（３）法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況
当該年度の予算計画の執行状況及び財務内容について定期的に分析するため、隔月毎に役員会に前年度同月のデータを比較材料とした貸借対照表及び損

益計算書、附属病院収入に係る各種データ（患者数、病床稼働率、請求額推移等）の資料を提出した。担当理事により増減要因等の分析や今後の対応等について、それぞれにアドバイスや指示が積極的に行われ、それを受けて必要であれば担当部署による実態調査を行っている。これらの情報は、９月末までの実績により作成される「中間決算書」を分析するための指標とし、経営協議会及び役員会により予算執行状況の中間的な評価を行い、当該年度の資源配分のための額の設定やその使途について整理し資源配分を実施した。

附属病院では、当初計画上の病院収入の額を上回ったことに対して、勤務環境改善に向けた改修工事や管理的設備等へと環境整備に繋がる配分を実施した。また、確実な研究成果を求め実績のある横断的な研究プロジェクト「硬組織疾患研究プロジェクト」（３カ年目）に対する配分、教育プロジェクト「国際的な生命倫理学に関する研究創出事業」の実施に向けた基盤整備へと配分を図った。

（４）評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況

経営協議会及び役員会により予算執行状況の中間的な評価が行われた結果は、学長のリーダーシップのもと、予算の修正として反映され、教育環境の整備から研究支援、附属病院関連経費や一般管理費までその対象は幅広く実施されている。

平成19年度は、さらなる増収を求め附属病院では、医師を含めたスタッフの勤務環境改善に向けた病棟改修工事や管理的設備の更新による労働量の軽減、老朽化した診療機器の更新による患者数の確保へと予算の修正を実施した。教育研究等に必要となるスペースの確保を目的として、医歯学総合研究棟Ⅱ期棟地上26階(約60,000㎡)の建設が行われており、建物の一部（約30,000㎡）が、平成19年度に一部竣工したことに伴い、設備費及び移転費の重点的配分を行った。

（５）業務運営の効率化・合理化

事務処理の合理化・効率化については、随時、部長等連絡会において検討し、可能なものから順次実施しており、平成19年度は普通昇給、給与改正発令及び勤勉手当成績率優秀者への通知書を廃止し、給与支給明細の備考欄に明記した。また、医歯学総合研究科博士課程の第１次と第２次の募集要項を統合し、事務処理の合理化・効率化を図った。

大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の充実を図った。

（６）外部有識者の積極的な活用

経営協議会は、国立大学法人法に基づき、また財務関係の年間スケジュールを勘案しつつ、適切な時期に開催し、経営に関する重要事項を審議した。また、本学では学外有識者の有効活用の観点から、経営協議会構成員と理事等を交えた懇談会を数回にわたり開催し、意見交換を通じて学外委員から助言をいただいた。経営協議会の学外委員から、附属病院について、モラルの高い医師、歯科医師の養成、附属病院収入の増収について、助言・提言をいただき、医学部・歯学部両附属病院では後期臨床研修制度を開始し、モラルの高い医師、歯科医師の養成を行った。また、附属病院収入の増収については、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。歯学部附属病院では、高齢者歯科外来と障害者治療部を統合し、スペシャルケア外来を設置した。

また、資産運用等の助言・提言をいただき、定期預金の取り扱いについて基本方針を定め、資産運用を開始した。

（７）監査機能の充実

平成19年度内部監査計画において、１）業務の合理的かつ効率的な運営、２）内部統制の確立、を重点項目とした上で、監事監査と並行し、全部局を対象に、１）中期計画に基づく事業計画の実施状況について、２）平成18年度内部監査のフォローアップについて、特定部局を対象に、１）各年度の予算・収支及び資金計画の実施状況について、２）授業料免除について、３）福利厚生施設等の使用状況について、を監査項目として内部監査を実施した。

また、「資産管理業務」、「金銭出納担当者が所掌する事務（現預金関係）」を対象とした実地監査を実施した。

（８）教育・研究・診療組織の見直し

医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、医学・歯学を融合した救命救急センターの承認に伴い、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。

21世紀COEプログラム「脳の機能統合とその失調」をさらに発展させるための教育研究組織として、「脳統合機能研究センター」設置し、教育研究を推進した。

（９）評価結果の活用

役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における平成19年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2)　財務内容の改善
①　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	
	○科学研究費補助金等の確保 ・　外部資金の獲得・増加に努める。 ○附属病院収入の確保 ・　附属病院運営の効率化などにより、収入の増加に努める。 ○知的財産権の活用 ・　知的財産権の権利化などにより、収入の増加に努める。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策 学内研究組織体の連携、融合化を図ることにより、横断的な研究プロジェクトを編成する。〈130〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 各部局から優れた研究者を集め、学長直属の研究戦略会議を設置している。また、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトは全学的に支援する方針が打ち出されており、優先的に研究スペースを提供し、運営事務等を支援した。 平成17年度は全学的な視点からプロジェクトチームを編成し、科学技術振興調整費の「網羅的疾患分子病態データベースの構築」を実施した。また、学長の指示により理事、局長、監事等を中心として寄附金獲得に向けての検討を行った。 平成18年度は理事及び部局長の指示により、医歯学における横断的なプロジェクトチームの立ち上げを図り、資金獲得のための検討を行った。その結果、前年度に比べ外部資金が増加した。	外部資金獲得のための学内組織の立ち上げについて、引き続き検討する。		
	外部資金の獲得強化のための学内組織の立ち上げについて、引き続き検討する。〈130-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 理事を中心とした学内プロジェクトチームの立ち上げを図り、資金獲得のための検討を行った。その結果、大学院医歯学総合研究科、大学院生命情報科学教育部および歯学部が申請した事業が採択された。			
資金プログラムの周知徹底を図るとともに、支援体制を充実し、資金の獲得を図る。〈131〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 事務部門と教員の連携を円滑にするため、総務部研究協力課の職員を増員するとともに、職員の役割を専任化し支援体制の充実を図った。 公募申請を促すため、全研究者を対象に資金プログラムの公募情報を逐一電子メールとして配信し周知徹底を図るとともに、学内で公募・執行説明会（科学研究費補助金）を開催した。その結果、科学研究費補助金などの競争的資金の件数及び獲得額が法人化前に比べ増加した。	官公庁から公募のあった外部資金プログラムの情報はホームページでリンクさせ、学内周知を徹底すると同時に応募しやすい体制を整える。必要な場合は知的財産本部はこれを支援する。 外部資金獲得のための説明会を実施する。 知的財産本部の公募案件の獲得を検討する。		
	外部の各種資金情報を学内研究者にメール等により周知		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 資金プログラムの公募情報は、学内教職員を対象に逐一			

	する。特に科学研究費補助金については、学内説明会において申請件数の増加を図るため、資金獲得等を含め科学研究費補助金全般の啓蒙を尚一層徹底する。〈131-1〉			電子メールとして配信し周知徹底を図った。更に、財団等公益法人における研究助成募集案内においてはメール及びホームページを活用し周知した。科学研究費補助金においては、資金獲得を図るため学内で説明会を開催した。その結果、科学研究費補助金の件数は428件から443件となり前年度に比べ増加した。			
産学連携推進体制の充実を図り、本学の研究内容の認知度を高め、受託研究、共同研究、治験等を確保する。〈132〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 産学連携支援体制の強化のため、総務部研究協力課に研究協力第三掛を設置するとともに、職員を増員し充実を図った。 本学の研究内容の認知度を高めるために、ホームページで各研究者総覧や各分野等の活動状況を紹介した。また、研究内容を企業向けに広報するため各種産学連携のイベントに積極的に参加し、シーズ集及び映像等を用いて本学の研究内容を紹介した。 この結果、共同研究、受託研究などの契約件数及び金額が法人化前に比べ増加した。 医学部附属病院では臨床試験管理センターが精力的な活動を展開するとともに、治験179件を受け入れ、円滑な実施のサポートを行った。さらに歯学部附属病院においても歯科器材・薬品開発センターを設置し、歯科材料等に関する治験を積極的に行う体制を整備した。	ホームページ上で本学シーズ紹介を行う。 共同出願企業やイベント等でコンタクトのあった企業に対し、TLO会員入会を積極勧誘し増員を図る。 各種イベントで本学シーズを紹介する。技術説明会、映像PR、パネルPR等を活用する。 技術移転促進、受託研究、共同研究等を確保するため、契約雛型をホームページに掲載する。		
	シーズ集等の発行により本学の研究内容を広くPRし、共同研究、受託研究の確保に努める。〈132-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 知的財産本部のホームページを充実させて、産学連携推進体制の充実を図った。また、バイオEXPOやイノベーションJAPAN等の各種イベントに参加し、47件のシーズを広告する宣伝活動を行ったり、模型等を用いて大学の技術を紹介した。その結果、平成19年度で共同研究、受託研究の契約件数が対前年度比で増加した。（平成19年度：共同研究114件、受託研究83件、平成18年度：共同研究103件、受託研究75件） 医学部附属病院臨床試験管理センターでは、26件の新規治験を受託し、現在約70件の治験を実施中である。また、大学病院臨床試験アライアンスにも積極的に参画し、グローバル治験２件を含む７件を受託した。さらに、グローバル治験の受託件数としては、増加傾向にあり、上記のアライアンス経由の２件を含む６件を新規に受託した。			
○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 医療の高度化を図り病院運営の効率化、私費料金等の見直し等により病院収入の２％相当額程度の増収等による経営改善を図る。〈133〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 医学部附属病院では、看護体制の充実に向け非常勤看護師を常勤看護師（105名）に移行し、入院稼働率の向上を図るとともに救命救急センターを設置し、患者数の確保や診療単価の改善を行った。また、PET/CT検査装置を２台導入し、がんの早期発見など専門的医療の実施による患者数の増を図るとともに、腫瘍ドックの実現について検討を開始し、高付加価値ドックの実現可能性について、希望者を対象に「日帰り」、「１泊型」を仮設定し試行した。 民間病院等の納入価格を可能なかぎり調査し、薬品納入業者、医療材料納入業者毎に粘り強い価格交渉や同種同効品を見直し規格の統一化を図ることにより、購入価格の見直しを図った。また、平成17年度より稼働した物流センタ	高度機能を有する医療機関で実施が可能な高付加価値ドックの実現可能性及び院内での連携を検討する。 継続して、薬品、医療材料の購入価格の見直しを図る。 情報管理システム全般の分析を行い、同システムの機能改善について検討し、次期中期計画案を作成する。		

				ーの効果、棚卸しの実施などにより、不良在庫を一掃し効率的な納入を図った。 歯学部附属病院では、私費料金を改定するとともに算定チェックシステムを導入し、各種指導料の適正な診療報酬の請求強化を図った。また、平成19年度から新たに導入する情報管理システムの構築を図った。		
	継続して、高度機能を有する医療機関で実施が可能な高付加価値ドックの実現可能性及び院内での連携を検討する。〈133-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 継続して、PET/CT検査装置によるがん検査を積極的に推進しながら（2,782件、対前年度比23.8%増）、腫瘍ドックの実現性及び関係診療科・中央診療部門における院内連携について検討を進めた。		
	継続して、薬品、医療材料の購入価格の見直しを図る。〈133-2〉		Ⅳ	同種同効品を見直し規格の統一化などにより、購入価格の見直しを図った。また、物流管理システムによる経費管理の効果、棚卸しの実施などにより、不良在庫を一掃し効率的な納入を図るとともに、粘り強い価格交渉により、購入価格の低減を図り経費を節減した。		
	新情報管理システムへの移行・運用を図る。〈133-3〉		Ⅳ	平成19年５月から歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営している。 食事オーダーシステム・輸血検査オーダーシステム及び手術室管理システムの改修を行った。		
知的財産本部を中心に知的財産権の権利化を促進し、特許実施料収入等の増額を図る方策を検討する。〈134〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 産学連携を効率的に行い本学の知的財産の権利化とそのロイヤリティー収入の増大を目指して、学内TLOを立ち上げ、知的財産本部と一体となった活動を行った。発明技術の活用を促進するため産業界における実用化見通しなどの市場価値を評価し、ライセンス活動を展開した。また、TLOクラブ会員に２企業が入会した。各種イベント（バイオEXPO、イノベーションJAPAN、産学官技術移転フェア）に本学シーズを出展した。 この結果、ライセンス契約を20件締結し、18,598千円のロイヤリティ収入を得た。	知的財産本部の陣容を再整備する。 TLO活動の活性化を図る。（機関紙発行、説明会の実施） 技術移転機関活用の定常化を図る。	
	知的財産権を活用して事業化等を促進すべく、企業等に対してライセンス活動を展開する。〈134-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） イベントや新技術説明会で本学技術をPRすることにより、企業への実施許諾件数は14件で、他に３件は契約内容を検討中である。実施料としては844万円の収入があった。また、海外への技術移転も視野に入れ、Bio-EuropeやEuro-Bioのイベントへ出展すると同時に欧米の技術移転機関との連携関係の検討に入った。米国では技術移転機関を利用した企業への働きかけを開始している。		
				ウェイト小計		

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2)　財務内容の改善
②　経費の抑制に関する目標

中期目標	○経費の抑制 ・　事業業務の集約化・合理化、外部委託を促進する。 ・　各種資源の費消に対する個別意識の啓蒙をはかり節減を促進する。 ・　「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○管理的経費の抑制に関する具体的方策 事務の効率化及び専門性の確保の観点から、外部委託可能な業務を検討し、効果的な外部委託を行う。〈135〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 湯島地区全体の駐車場の整備を行い、現行の外部委託の見直しを行った。、医学部附属病院では、救命救急センターの設置に伴い、同センターの受付・会計業務を外部委託した。また、給与計算業務のアウトソーシングについては、検討を行った結果、著しい効果が見込めないと判断し、導入を見合わせた。 経費削減及び業務の合理化の両面から広報誌の発送業務を宅配業者に外部委託を実施した。また、国府台地区構内にある寄宿舎等の不審者の侵入や事故災害等に対応するため、外部委託による警備員の常駐化を実施した。 外部委託業務の検証については、平成18年度内部監査計画において監査事項として学長の承認を得て、各部局における現在までの検討状況及び今後の取組等を把握するために書面監査を実施した。この結果を踏まえ、次年度の内部監査において、引き続き事務の効率化、合理化の観点から検証を行う。	事務の効率化・合理化の観点から、外部委託が可能な業務について一層の推進を図る。		
	事務の効率化・合理化の観点から、外部委託が可能な業務について一層の推進を図る。〈135-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 部長等連絡会において、事務処理の合理化・効率化のための方策を検討する中で、外部委託が可能な業務について検討を行った。その結果、学生のアルバイト紹介事業を外部委託し、学生がパソコンや携帯電話からいつでもアルバイト情報を閲覧できるようにした。また、監査室において、監事監査と並行して内部監査を実施し、平成18年度内部監査のフォローアップ調査として、業務の外部委託について検証を行った。			
各部局で管理的経費の自己管理を実施することにより、経費節減に対する意識啓発を行う。〈136〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 経費縮減については、新しい調達規則を制定し、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に全面変更した。また、複写機の契約方法等の見直しや東京ガスとの早期契約実施により経費の削減を図った。 施設保守管理費については、契約方法の見直しを行い、施設面積当たりの削減目標値を掲げ、平成17、18年度ともに目標値を達成した。また、施設修繕費については、個々	経費節減に対する意識啓発を引き続き行い、契約内容の精査見直しも実施する。また、平成21年８月竣工のⅡ期棟南側の効率的移転作業を推進する。		

				の工事内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を行い縮減を図った。さらに、一般競争や新たな競争方式（簡易型総合評価方式）を導入し、原則100万円以上は競争入札とした。 節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水費の削減を推進した。 電気使用料に関しては、契約種別等を見直すことによる単位当たりの使用料金の低減について検討を行った。		
	部局毎の管理的経費使用実績一覧を作成し、職員に提示することにより経費節減に対する意識啓発を行う。〈136-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 部局毎の管理的経費をホームページに掲載するための検討を行い、平成19年度は平成18年度の水道光熱費一覧を掲載し、経費節減に向けての意識啓発を行った。 施設部との連携の下、東京電力㈱と電力使用状況を踏まえ交渉を行った結果、契約種別の変更と複数年契約を実施し、電力使用料金を年間約17,000千円節減した。 経費の縮減については、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に変更した結果の縮減額は、42件7,986千円である。また、保守管理費については、継続的に内容の見直しを行っており、特にエレベータ保守の複数年契約の導入を行い縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度に比して、床面積当たり4.3%を縮減した。 施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い約13,000千円を縮減した。 光熱水費については、平成18年度に引き続き、蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への更新等の省エネ改修や省エネポスターの配布・掲示により、削減を推進した。		
設備の共同利用化、一元管理を推進し、効率的活用を図ることで経費を抑制する。〈137〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 設備の共同利用化や一元管理化を推進するため、資産管理システムを稼働させ、設備の稼働状況により遊休資産の把握を行った。平成７年度に取得した電子顕微鏡を学内共同利用に供するため、機器分析センターへ移設するとともに、センター職員が研究者に対して本機器の操作方法の講習会を実施し、利用案内を発信して共同利用化を図った。 現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行った。また、資産管理システムの完成で設備の稼働状況を速やかに把握し、分野間で資産の有効利用、共同利用を推進した。（移管件数969件）	引き続き、資産の一元管理や共同利用を推進し、効率化を図る。	
	資産の一元管理下で設備の共同利用を推進し、効率化を図る。〈137-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行った。また、資産の稼働状況を把握し、学内通知により稼働状況の低い資産や遊休資産について効率化を図るため、分野間での有効活用、共同利用を推進した。		
上記の具体的方策を行うことで、一般管理費の１％以上の削減に努める。〈138〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 大学全体の管理コスト分析及び評価結果を踏まえ専門業者による調査を実施する計画であったが、学内によるコスト分析の未対応部分があるため、この時点で専門業者への	引き続き、一般管理費の削減について検討するとともに、削減に努める。	

				委託によるコストの発生を考慮すると、可能な限り学内の対応の中で管理コストの分析及び削減を引き続き実施することとし、平成17年度は予算計画時に一般管理費のうち大学全体に係る部分について節約率を前年度比△４％で設定し執行した。また、各部局により実施された管理コストの削減方策により達成された実績値及び新たな実施事項によるコスト削減見込値、また現在実施中である都の条例等に対応し設定した削減数値などを集計し、削減数値目標とその実現性について検討を行った。 経費縮減については、新しい調達規則を制定し、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に全面変更した。また、複写機の契約方法等の見直しや東京ガスとの早期契約実施により経費の削減を図った。 施設保守管理費については、契約方法の見直しを行い、施設面積当たりの削減目標値を掲げ、平成17、18年度ともに目標値を達成した。また、施設修繕費については、個々の工事内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等による縮減を図った。さらに、一般競争や新たな競争方式（簡易型総合評価方式）を導入し、原則100万円以上は競争入札とした。 節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水費の削減を推進した。 電気使用料に関しては、契約種別等を見直すことによる単位当たりの使用料金の低減について検討を行った。		
	新たな建物の竣工を控え、新たに発生する管理コストの洗い出しとこれまでに削減した内容の見直しを行う。〈138-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 学内のコスト削減を進める一方、教育研究の高度化に向け教育研究等に必要となるスペースの確保を目的として、建物整備計画に沿って建設中の研究棟の運営費が新たに発生することとなる。平成19年度は、一部竣工となる医歯学総合研究棟Ⅱ期棟（地上26F建）に係るランニングコストについて、竣工までの間の必要経費をまず試算した。そのうえで大学全体の施設保守管理経費、光熱費の推移を試算するとともに、管理コストについては決算科目毎の増減を参考に更なる見直しの可能性について検討を行った。 今年度の実績としては、医歯学総合研究棟Ⅱ期棟の一部竣工による増額は予算見込額上で約84,000千円が発生しているが、既設部分のみを対象としてみると、約9,000千円の削減が可能となった。今後しばらくの間、医歯学総合研究棟Ⅱ期棟竣工後も本来取り壊し予定である既設建物が予算措置の関係から併設する状態が続くため、非効率な運営状況が続くことも踏まえ、今後の一般管理費への影響を検討した。		
○人件費の抑制に関する具体的方策 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成２１年度までに概ね４％の人件費の削減を図る。〈138A〉		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 総人件費改革における人件費の１％削減については、給与制度において、国の水準と同様な引き下げの実施、定年退職者（教育職員を除く。）の再任用者定員分の不補充及び一般技能職員の定年後定員削減等による人件費削減を実施したことにより、当該年度削減目標を達成した。	総人件費改革の実行計画に沿った人件費の1%削減を図る。	
	総人件費改革の実行計画に	Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）**		

	沿った人件費の1%削減を図る。また、平成21年度までの削減計画のための方策を検討する。〈138A-1〉		総人件費改革における人件費の１%削減については、定年退職者を再任用（同定員を利用）することによる人件費削減及び給与制度において平成18年度から国の水準と同様な給与構造改革による引き下げを実施したこと等により、当該年度削減目標を達成した。併せて平成21年度までの人件費削減についても、人件費管理のシミュレーションを行い、削減計画の方策を検討した。			
			ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2)　財務内容の改善
③　資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	○資産の運用管理 ・　全学的且つ経営的視野に立った効率的・効果的な運用を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ｳｪｲﾄ 中期	ｳｪｲﾄ 年度
○財源の多様化に関する方策 種々の財源の確保を図る。〈139〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 資金運用計画の策定に向け、各銀行や証券会社によるプレゼンテーションの実施・各種資料の収集を行った。また、財源確保の必要性や重要性について積極的に検討を行うとともに、資金運用の実施に向けて日々の資金の流れが把握出来る日繰り表の作成を行った。これにより運用可能資金額の把握を始めとして平成19年度の資金運用への体制がほぼ構築された。 法人運営費に係る普通預金口座を決済専用無利息型から一般の普通預金口座に変更し、受取利息収入の確保を図った。 学内TLOの効率的な運用による新たな増収に向けた運用方法の検討を行うとともに、学内TLOの機能充実に向けた研究開発では、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「大学発事業創出実用化研究開発事業」の助成事業により、企業のニーズと大学のシーズをマッチングさせ産学連携による研究開発を２カ年で行うことになった。 本学の知的財産を利用した財源確保を目指し、知的財産本部における特許申請件数を増加させるための方策、これらの財産を技術移転により財源化させるための組織、学内TLOの今後の在り方について検討を行った。	引き続き、学内の資金運用範囲の拡大について、検討を行う。 引き続き、企業や関係研究機関等外部との交流を見直し、新たな財源確保の検討を行う。		
	これまでの財源確保に向けた検討方策と運用目的の整理を行い、具体的に財源の確保を行う。〈139-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 財務担当理事を中心に、経理部のメンバーに監事を加えた検討会を開催した。本検討会では、資金を適切に管理するとともに教育研究等の充実に資する財源を確保するため、現状の預貯金やこれまでの月ごとの運営資金の状況を踏まえ検討した結果、定期預金で個別に管理していた「寄付金」を一括し、大口定期により運用を開始した。			
	企業や関係研究機関との連携を強化し、外部との交流における財源確保の検討を行う。〈139-2〉		Ⅳ	はじめて海外のイベントに本学のシーズを出展し、外国企業等から高い評価を得た。これにより共同研究・技術移転等の申し入れの範囲が広がった。また、特定大学技術移転事業の実施に関する計画に係る承認申請を行い、承認された。			
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 財務会計システムと連携した資産管理システムを構築	引き続き、設備の稼働状況や資産内容を速やかに把		

既存資産の調査及び評価を行うとともにデータベースを構築し効率的・効果的な運用を行う。〈140〉			し、稼働状況区分（使用中、休止、貸与、共用公募、不用決定済、処分済、学外修理中）により遊休資産を把握し、効率化を図った。また、現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行うとともに、資産管理システムの完成に伴い、設備の稼働状況や資産内容を速やかに確認し遊休資産の効率化を図った。（移管件数969件）	握し、遊休資産を学内通知等により周知し、効率良く運用する。		
	資産内容を速やかに把握し、学内通知により資産の稼働状況を周知し、遊休資産を効率良く運用する。〈140-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行い、資産の稼働状況を把握し、学内通知により稼働状況の低い資産や遊休資産について効率化を図り、分野間での有効活用、共同利用を推進した。			
資産の効率的･効果的運用を確実にするための実施体制を整備するとともに関係規程の整備を行う。〈141〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 資産運用計画の策定に向け、財務担当理事を中心としたプロジェクトチームを整備し、各種資料の収集、資金運用可能となる財源の調査や学内の資金の流れ等の調査確認から運用商品や基本ポートフォリオの検討を行い、学内の資金の流れを示す日繰り表の作成、さらに本学の目的を明確にし、その目的に即した内容の資産運用について検討を行った。また、担当者を資産運用に関するセミナーへ参加させ、スキルアップを図った。	17～19年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。		
	資産運用可能な財源の確認及び運用目的の整理をしたうえで、本学の実態に即した体制整備や規程整備を行う。また、関係職員を積極的に資産運用に関するセミナー等に参加させ、資質の向上を図る。〈141-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 財務担当理事を中心に､経理部のメンバーに監事を加え、運用財源の抽出や関係規則の整備を行った。 １年以内の運用期間のものについては、財務担当理事により実施可能となるよう取り扱いを整備したことにより、運用の目的を「使途が定められている寄付金の果実確保」として具体的に設定し、これまで個々に運用されていた定期預金を大括りとし運用規模を大きくし、各社に提案させることで通常の大口定期預金に比べ大幅な利率のアップが可能となった。 また、関係職員を金融機関が開催した資産運用に関するセミナーに参加させ、資質の向上を図った。			
経営的視点に立ち、十分な危機管理対策を考慮した資産運用計画を策定し、資産の効率的、効果的な運用を行う。〈142〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 資金運用計画の策定に向け、各銀行や証券会社によるプレゼンテーションの実施・各種資料の収集を行った。併せて資金運用可能となる財源の調査や学内の資金の流れが把握できる日繰り表の作成を行うとともに、運用商品や基本ポートフォリオの検討を行い、資金運用計画（案）を作成した。また、資金運用に関する透明性を図る観点から、資金運用の適正性を審議するための組織として「資金運用委員会」の設置に向けた検討を行った。検討段階で生じた問題点については危機管理対策を考慮するうえでも実施体制の再構築に向けすべて反映させることになった。	引き続き、資産の効率的、効果的な運用を行う。		
	危機管理対策を踏まえた、資産運用計画の策定と運用財源の特定を行う。〈142-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 財務担当理事を中心に、経理部のメンバーに監事を加えた検討会を開催した。本検討会では、資金を適切に管理するとともに教育研究等の充実に資する財源を確保するため、運用財源の抽出や関係規則の整備を行った。現状の預			

				貯金やこれまでの月ごとの運営資金の状況を踏まえ検討した結果、定期預金で個別に管理している「寄付金」を一括し、運用を開始した。		
○本学の着実な発展を確保するため、必要となる資産の危機管理対策の確立 自然災害や事故災害などのリスクの発生の可能性の把握及びその予防的措置を実施する。〈143〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 毎月１回、産業医による職場巡視を行い、ボンベの固定、局所排気装置の有無等を点検し、安全管理を実施した。 施設の巡回点検として、実施要項を定め体制を構築した。さらに施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出するとともに修繕計画を策定し、換気設備の設置、修理等を実施した。 全学的な災害対策マニュアル、毒物及び劇物取扱いの手引きを作成し危機管理の体制を整備した。また、附属病院を中心に大学全体の停電時のリスクを検討し、対応マニュアルを作成するとともに、保守要員の教育・訓練を実施した。 耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物について、耐震改修の検討を行った。特に耐震性の劣る１号館等の耐震補強の実施に着手した。また、湯島地区の全エレベータを調査し、全てを地震時管制運転装置付のエレベータに改修した。 国府台地区構内にある寄宿舎等の不審者の侵入や事故災害等に対応するため、外部委託による警備員の常駐化を実施した。	自然災害や事故災害などのリスク発生の可能性を把握し、その予防的措置を実施する。	
	自然災害や事故災害などのリスク発生の可能性を把握し、その予防的措置を実施する。〈143-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 特に耐震性の劣る１号館及び歯科研究棟の耐震改修工事を実施した。また、難治疾患研究所の耐震改修の基本計画を作成し、実施設計に着手した。 建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備から改修を行うなど、事故災害のリスクの低減を図り、予防的措置を実施した。		
リスクによる被害を最小にするための事後対処法を確立する。〈144〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学内のリスク調査を行い、国立大学損害保険、国立大学附属病院損害賠償保険及び自動車保険に加入し、自然災害や事故災害に備えた。また、医学部・歯学部の両附属病院では、災害対策マニュアルを作成している。 東京消防庁と連携しテロ等を想定した災害救助訓練災害時医療救護を実施した。また、起震車及び煙ハウス等による防災訓練を実施し災害時における対処方法を習得させた。 電力会社停電時の対応については、医学部・歯学部の両附属病院を最優先とし、各附属病院の自家発電設備が運転不能となったときは、総合教育研究棟の自家発電設備から送電できるルートを構築した。 地震発生時の事後対処法として、エレベータの閉じ込め、停電、スプリンクラー対応の各種訓練を実施した。	リスクによる被害を最小にするための事後対処法を確立する。	
	リスクによる被害を最小にするための事後対処法を検討		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 地震発生時等の事後対処法として、エレベータの閉じこ		

	する。〈144-1〉			め発生時の救助訓練や停電発生時の対応訓練及びスプリンクラー作動時の停止訓練等を施設保守担当職員等に実施し、リスクによる被害を最小にするための事後対処法を検討した。			
			ウェイト小計				
			ウェイト総計				

〔ウェイト付けの理由〕

（２）　財務内容の改善に関する特記事項等

１．特記事項

【平成16～18事業年度】

（１）法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政面での特色ある取組

法人化を機に、これまでの自己収入の取り扱いが変更されたことに伴い大学が自由に使用できるようになり、自己収入を戦略的な運営に生かすことが可能となった。特に、医歯系唯一の単科大学であり附属病院を有する本学はその資源を最大限活用し、増収方策として人的投資から物的投資及び物流管理システムの構築など戦略的に行いその結果、附属病院収入は飛躍的に増額した。

さらに、競争的資金の獲得に向け教育的資金については学長の指導体制のもと大学全体で要求、研究的資金については各部局内で申請件数の増加を促す啓発活動、部局間の横断的な研究体制の積極的な構築といった取組により競争的資金の獲得金額が法人化前に比べ格段に増加した。

（２）国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

法人化により取り入れられた運営費交付金ルールでは、標準事業費のうち対象外の部分を除きほぼ予算全体に効率化係数（△１％）が課せられ、さらに附属病院事業費では病院再開発時に借り入れた金額が附属病院収入により収支均衡を保てない場合、附属病院運営費交付金を措置する一方で、業務の効率化を求められ経営改善係数（△２％）が課せられることとなった。本学でも平成３年度～７年度にかけ病院再開発を行った際の借入額残額が、平成18年度末の元本部分で約460億円あり、毎年の債務償還額は50億円を超える額の支払いが発生している。現在、収支均衡を保つための増収方策に取り組んでいるが、毎年の償還金額が多額なため収支均衡が保てず、病院運営費交付金の措置とともに経営改善係数（△２％）を課せられている。これらの係数による影響額は毎年約△46,000万円となっており、平成21年度まで継続的に実施されることになる。

そこで、医学部附属病院における増収への取組として、地域医療機関へのパンフレット配布やホームページによる病院情報提供の強化を図り紹介患者数の増加を目指すとともに、看護師等のスタッフの離職防止や看護体制の充実に向け非常勤看護師を順次常勤職員へ移行し、入院稼働率の向上を図った。また、新たに「救命救急センター」の設置により患者数の確保や診療単価の改善を行った。

さらに、歯学部附属病院における増収への取組としては、歯科保健指導や歯科予防処置の充実を目指し、看護師16名を歯科衛生士に切り替え歯科衛生実地指導料の増額、診療報酬漏れを防ぐ算定チェックシステムを導入し、これまで以上に診療報酬の請求強化を図った。

こうした増収努力に伴い、平成16年度以降学長を中心とした戦略的・機動的な大学運営を行うため、人件費や物件費の枠にとらわれない「戦略的な執行が可能となる経費」として、12,400万円を「学長裁量経費」として確保し、研究支援に必要な基盤設備の整備から先端的な研究推進への支援配分等の本学の研究水準の維持向上に努めた。また、研究支援以外にも教育面での医学教育提携に係る支援や附属病院への支援を実施した。

（３）発明発掘相談、出願・権利化支援

本学の知的財産に関する基本ポリシーに基づき、知的財産本部において職務発明規則、成果有体物規則やその手続きのためのフローチャートを作成するとともに、大学全体の説明会や部局毎の説明会などで周知し、知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する支援体制を確立した。平成16～18年度の発明届出数は296件、国内出願数は161件（含優先権主張出願）、外国出願国数は38カ国（除PCT出願）であり、法人化前より大幅に増加した。

（４）知的財産関連契約支援

受託研究、共同研究、有体物譲渡等の各種知的財産契約につき知的財産本部にてチェックし、場合によっては企業と交渉を行った。また、契約数が増大しているので、契約業務担当を１名増員するとともに、研究室が円滑な研究開発を進められるように支援し、平成16～18年度の受託研究契約の件数、受入金額は、183件、107,389万円、共同研究契約の件数、受入金額は、194件、52,100万円となり、法人化前より大幅に増加した。

（５）ライセンス

産学連携を効率的に行い本学の知的財産の権利化とそのロイヤリティー収入の増大を目指して技術移転センターを立ち上げ、知的財産本部と一体となった活動を開始した。また、技術移転に関しては、各種産学連携イベント（バイオEXPO、イノベーションJAPAN、産学官技術移転フェア）の出展やプレゼンテーションを行うなど企業へのPRを積極的に展開し、平成16～18年度のライセンス等契約件数は、20件、ロイヤリティー等収入は、18,598千円である。

【平成19事業年度】

（１）法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政面での特色ある取組

平成19年度も、財政面での取組として競争的資金増加に対する具体的方策として、学長を中心とした指導体制のもと担当理事と教員において学内の連携によりプロジェクト実施体制を充実し、公募事業の確実な獲得につなげた。

また、これ以外にも、現有資金を適切に管理しつつ教育研究等の充実に資するための財源を確保していくため、財務担当理事を中心に経理部のメンバーと監事による資金の管理運営に係る検討会を設置し、学内における運用財源の抽出や運用方法の検討、併せて関係規則の整備を行った。この結果、これまで個々に預金されていた資金を大括りとし運用資金の規模を大きくした上で、金融機関各社に本学にとって有利な条件を提案させ、通常の大口定期預金に比べ大幅な利率の改善により増収を図った。

さらに、経費削減に向け部局毎の管理的経費の実績をホームページに掲載するための検討を行い、平成19年度は平成18年度水道光熱費の一覧を掲載し、経費節減に向けての意識啓発を図った。また、資産の有効活用に向け現有物品の調査を実施し、資産運用状況を把握したうえで、稼働状況の低い資産や遊休資産については共同利用を推進し、積極的な分野間での有効利用が可能となるよう共同利用の推進を図った。

（２）国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

法人化により効率化が求められるなか、今年度の対応方策として大学全体では保守管理費のコスト削減に向け施設機能を維持しつつ契約内容の見直し、複数年契約を積極に導入し、縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度と比較して、床面積当たり4.3％を縮減した。また、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に変更した結果の縮減額は、42件7,986千円である。施設修繕費については、個々の工事について内容の見

直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い約13,000千円を縮減した。水道光熱費についても蒸気バルブの断熱やインバータ照明器具への更新等といった省エネに対応した器具の改修や交換、省エネポスターの学内配布及び掲示、部局毎の平成18年度の水道光熱費一覧をホームページに掲載し、職員への経費節減に対する意識啓発を図った。特に、電気使用料については、東京電力（株）と契約種別等の見直し、単位当使用料金の低減及び複数年契約を締結したことにより年間約17,000千円を削減した。

医学部附属病院においては、経営効率化を推進するために、まず、管理会計上の各種データについて精度向上を図ることとして、医療情報システムの更新に併せ、新しいマスター（基本情報）の取り込みやこれまでの設定の見直し等を行った。併せて、診療用器材及び薬品の物流システムについても更新し、その結果、直課（診療科・部門へ直接賦課）レベルのデータが充実し、より詳細なデータの取得が可能となり､経営分析用各種データの精度が大幅に向上した。歯学部附属病院においては、増収方策と経営改善方策に向け管理運営を強化するための病院運営企画会議の審議を経て、歯科用治療装置を20台更新した。また、総合診療室や待合室の改修工事等の院内整備の実施の検討を行い、患者数の確保に努めた。患者のニーズに対応した外来診療科の再編により、スペシャルケア外来を新設し､各診療科の稼働状況により医員の効果的な配置を行った。

教育研究環境の改善及び基盤整備の実施に向け作成している設備マスタープランの見直しを行っており、この見直しに当たりこれまでの設備更新についての考え方を再度整理し、設備更新に必要な財源となる自己収入の分析を行い、増減要因などをもとに今後の目安となる中期計画期間中の収入支出額の推移を試算した。また、対象となる教育研究機器、医療用機器、管理的設備について、区分毎に購入年、設置場所等を再度資産データより抽出し経過年数や区分毎の更新状況、更新のための財源等を分析し、マスタープランにより教育研究環境の改善や基盤的な整備が確実に実現するように見直しを図った。

（３）知的財産関連契約支援

本学職員の発明は原則として大学帰属とし、積極的に特許出願を行った。職務発明規則については機会を捕らえて説明し、発明者には出願等の補償金や実施料還元等でインセンティブを与え、職員が発明の重要性を認識するようになり、発明届の提出も軌道に乗ってきた。特に、平成19年度は外国出願が増加し、技術移転活動も海外での展開が必要であり、発明者と一体となった活動を展開した。フランスで行われた海外イベントには発明者を参加させ、海外の企業に対し説明を行った。

有体物取扱規則に関しては、平成19年度の契約件数が200件近くに急増し、有償での譲渡契約数も増加した。さらに、本学難治疾患研究所がバイオリソース室を立ち上げるに当たり､知的財産本部が支援し､その規則作成に協力した。これらは、有体物取扱いに関する調査から得た知的財産本部職員の技術的知識や情報の蓄積と、多くの研究者と一体となった地道な活動から得た結果と思われる。

２．共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

（１）継続性のある経費削減

平成16年度より導入している契約方式（ネゴシエーション方式）の活用、契約方法・条件などの見直し等による事務用複写機の保守契約や施設修繕費の個々の工事についての内容の見直し、価格の交渉、競争入札の徹底等、さらに保守管理費の計画的、継続的な縮減目標を掲げ、経費の削減を図った。

本学の事業規模のなかで大きなウエイトを占める附属病院事業の経営効率化に対応するため、既存の医療物流システムの再構築を検討し、新システムでの運用を開始した。その結果、患者又は診療科ベースで把握すべきコストデータを消費ベースで把握できるようになり、原価管理の精度が格段に向上し、管理者・使用者側ともに共通のコストデータ及びコスト意識を持つことが可能となった。また、薬品・医療材料の購入価格の見直しについて、民間病院等の納入価格を可能な限り調査し、その結果に基づいた納入業者毎の価格交渉により、購入価格の低減を図った。

（２）自己収入の増加に向けた取組

医学部附属病院における増収への取組としては、地域医療機関へのパンフレット配布やホームページによる病院情報提供の強化を図り、紹介患者数を増やすとともに、非常勤看護師の常勤化により診療体制を充実させ、入院稼働率の向上を図った。また、救命救急センターを設置したことにより患者数の増加や診療単価の改善といった取組を行った。

歯学部附属病院における増収への取組としては、歯科保健指導、歯科予防処置の充実を目指し、看護師16名を歯科衛生士に切り替え歯科衛生実地指導料の増額やさらに算定チェックシステムを導入し、診療報酬の請求強化を図った。

特筆すべき事項としては、医学部附属病院に世界でも最先端のがん検査装置である「PET/CT検査装置」２台を導入し、がんの早期発見など専門的医療の実施による患者数の増を図るとともに、将来に向け腫瘍ドックの実現について検討を開始した。本施設設備は、新たな整備手法の一つとして、特定目的会社が医療機器の調達、設置、運用を包括的に行い、サービス料としてその経費を回収するスキームであり、民間資金を活用した施設設備である。

その他の増収対策として、外部資金の獲得に向け公募申請情報の学内周知の徹底を図り、その結果、外部資金の獲得額が法人化前より年々増加した。また、獲得した間接経費を効率的に配分（大学、獲得部局各50%）することでインセンティブとして研究環境の改善や研究室全体の機能の向上、共同利用施設の整備に活用し､研究の質を高め、さらなる外部資金の獲得・増加へと繋げている。

（３）資産の運用管理

資金の有効活用を実現するため、資金運用計画の策定に向け、財務担当理事から構成されるプロジェクトチームを設置した｡プロジェクトチームとしては、各銀行や証券会社によるプレゼンテーションの実施や各種資料の収集を行い、資金運用可能となる財源の調査や学内の資金の流れ等の調査確認から運用商品や基本ポートフォリオの検討を行った。さらに、その結果をもとに資金運用計画（案）を作成し、資金運用の適正性を審議するための組織として「資金運用委員会」の設置に向け検討を行った。また、担当者については、資産運用に関するセミナーへ積極的に参加させスキルアップを図った。

（４）財務情報の活用

財務情報については、B/S、P/Lによる月次決算報告や附属病院の各種データを経営協議会、役員会等の場において報告するとともに、前年度との対比表を作成して種々見直し及び検討を行った。

【平成19事業年度】

（１）経費の削減、自己収入の増加に向けた取組状況

平成19年度は、医歯学総合研究棟Ⅱ期棟の一部竣工による増額が約84,000千円発生したが、既設部分にかかる経費は、約9,000千円の削減が可能となった。今後しばらくの間、医歯学総合研究棟Ⅱ期棟稼働の一方で本来取り壊し予定である建物が取り壊されずに併設しているため、非効率な状況が続くことを踏まえ、今後の一般管理費への影響を検討した。そのなかで、保守管理費のコスト削減に向け施設機能を維持しつつ契約内容の見直し、複数年契約を積極的に導

入し、縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度と比較して、床面積当たり4.3%を縮減した。また、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に変更した結果の縮減額は、42件7,986千円である。施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を継続し約13,000千円を縮減した。水道光熱費についても蒸気バルブの断熱やインバータ照明器具への更新等といった省エネに対応した器具の改修や交換、省エネポスターの学内配布及び掲示、部局毎の平成18年度の水道光熱費一覧をホームページに掲載し、職員への経費節減に対する意識の啓発を図った。特に、電気使用料については、東京電力（株）と契約種別等の見直し、単位当使用料金の低減及び複数年契約を締結したことにより年間約17,000千円を削減した。

医学部附属病院についても、管理会計上の各種データについて精度向上を図るため、医療情報システムの更新に併せ、新しいマスター（基本情報）の取り込みやこれまでの設定の見直し等を行なった。併せて、診療用器材及び薬品の物流システムについても更新し、その結果、直課（診療科・部門へ直接賦課）レベルのデータが充実し、より詳細なデータの取得が可能となり、経営分析用各種データの精度が大幅に向上した。

歯学部附属病院においては、増収と経営改善に向け管理運営を強化するための病院運営企画会議において、歯科用治療装置を20台更新した。また、総合診療室や待合室の改修工事等の院内整備の実施の検討を行い、患者数の確保に努めた。患者のニーズに対応した外来診療科の再編により、スペシャルケア外来を新設し、各診療科の稼働状況により医員の効果的な配置を行った。

財務担当理事を中心に、経理部のメンバーに監事を加えた資金の管理運用に係る検討会を開催した。本検討会では、現有資金を適切に管理するとともに教育研究等の充実に資する財源確保を目的として、現有預貯金を日繰りでの分析や月ごとの運営資金の残高状況の調査を踏まえ検討を行った。この結果、これまで個々に預金されていた資金（寄付金）を大括りとし運用資金の規模を大きくした上で金融機関各社に条件を提案させ、有利な条件での運用（大幅な利率の改善）により増収を図った。

（２）財務情報に基づく取組実績の分析

財務情報については、B/S、P/Lによる月次決算報告や附属病院の各種データを経営協議会、役員会等の場において報告するとともに、前年度との対比表を作成して種々見直し及び検討を行った。特に平成19年度においては、附属病院収入に占める医療機器等のリース契約額について検討を行った。

この結果の取り込みは、目標達成のための中期目標に基づく中期計画、年度計画の実施および戦略的な大学運営のための構築の実現、さらに財務内容の改善による安定した財政基盤の整備に必要不可欠なものとなっている。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(3)　自己点検・評価及び情報提供
①　評価の充実に関する目標

中期目標	○評価の改善 ・　評価結果を適切に整理・公表する。 ○評価結果の活用 ・　評価結果を適切に活用する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 全学的な自己点検・評価及び外部評価のシステムに関する検討を行い、社会に対する説明責任を果たすべく、自己点検・評価及び外部評価の厳正な実施と評価システムの改善充実を行い、適切な評価を実施する。〈145〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 全学的な大学評価に対応するための評価体制として、理事、教員及び事務職員を構成員にした学長直属の組織として評価情報室を設置し、評価体制の改善充実を図った。この評価情報室に「教育」「研究」「組織・施設」「財務・病院・産学連携」「情報データベース」の５つの作業部会を設置した。 各年度の年度計画の実施状況を上半期と通期と２回に分け、各部局が自己点検・評価を実施するとともに、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、年度評価を行うとともに次年度計画を策定した。	評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価及び認証評価を実施する。		
	評価システムの改善充実について検討する。〈145-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 教育、研究作業部会を教育、研究拡大作業部会に拡充し、評価システムの改善充実を図り、中期目標期間の評価を行った。 平成19年度の年度計画の実施状況を上半期と通期と２回に分け、各部局が自己点検・評価を実施するとともに、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、年度評価を行うとともに平成20年度計画を策定した。			
社会に対する説明責任を確保できるよう、インターネットの活用等、評価結果を社会一般に対しわかりやすく公表するための手法を検討し、適切な公表を行う。〈146〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 本学のホームページに評価のページを構築し、年度計画、実績報告書及び評価結果を掲載し情報公開を行った。さらに評価のページには、過去の自己点検・評価も含めて評価の情報や大学の活動状況等を社会一般に分かりやすく適切に公表した。	インターネット等を活用し、評価結果を適切に公表する。		
	インターネット等を活用し、評価結果を適切に公表する。〈146-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 本学のホームページに年度計画、実績報告書及び評価結果を掲載し適切に公表した。			
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 評価結果を、大学運営（中		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 学内の構成員には自己点検・評価の結果を学内用のホームページで公開するとともに、冊子の形で配布し、周知徹底させ、中期目標や中期計画の進行状況に対して常に意識	学長を中心とした運営体制において、評価結果を次期中期目標・中期計画に適切に反映させる。		

期計画・中期目標、資源配分その他教員に対する支援方策、設備の整備等）に係る各検討組織の審議に適切に反映するためのシステムを構築し、運用する。〈147〉				させた。 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における各年度の年度計画の上半期の実施状況について自己点検・評価を実施し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックさせるとともに課題・指摘事項等について実施を要請した。		
	学長を中心とした運営体制において、評価結果を大学運営に適切に反映させる。〈147-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に平成18事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況を周知した。さらに各部局における平成19年度計画の上半期の実施状況について自己点検・評価を実施し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を取りまとめ検証し、各部局にフィードバックさせるとともに課題・指摘事項等について実施を要請し、大学運営に適切に反映させた。		
教職員各自の改善の取組に資するよう、評価を通じて得られた大学運営の状況や問題点を各教職員に周知する。〈148〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の報告を行うとともに、評価結果と国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況を各部局長に通知し教職員に周知した。 本学のホームページに評価のページを構築し、その中に教職員向けの学内用ページを構築した。学内用ページには、評価結果とともに部局毎の年度計画・実施状況等を掲載し、各部局の教職員に中期計画・年度計画の進捗状況に対して常に意識させ、教職員自ら中期目標の達成に向けた取組や改善への取組に資するようにした。	教職員に評価結果を周知する。		
	教職員に評価結果を周知する。〈148-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に平成18事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の報告を行うとともに、評価結果と国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況を各部局長に通知し教職員に周知した。 本学のホームページの評価のページに評価結果とともに部局毎の年度計画・実施状況等を掲載し、教職員自ら中期目標の達成に向けた取組や改善への取組に資するようにしている。		
評価結果のフィードバック体制の改善を図るため、評価結果の活用状況の検証を行う。〈149〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 各部局における各年度計画の実施状況（上半期・通期）について、自己点検・評価を実施し、評価情報室の各作業部会で評価結果の課題・指摘事項等に適切に対応し改善を図っているか検証を行った。	評価結果の活用状況の検証を行う。		
	評価結果の活用状況の検証を行う。〈149-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 各部局における平成19年度計画の実施状況（上半期・通期）について、自己点検・評価を実施し、評価情報室の各		

				作業部会で評価結果の課題・指摘事項等に適切に対応し改善を図っているか検証を行った。			
			ウェイト小計				

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(3)　自己点検・評価及び情報提供
②　情報公開等の推進に関する目標

中期目標	○情報公開の推進 ・　学外への積極的な情報発信を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ｳｪｲﾄ 中期	ｳｪｲﾄ 年度
○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 大学情報を収集・管理し、適切に分析するためのシステムの導入を図る。〈150〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学内の情報をさらに積極的に収集するため広報委員会で検討を行い、広報委員長名で教職員にメールを発信し、学術誌への掲載、学術賞等の受賞、公開講座の実施、教育・研究関連でのTV出演などの情報提供を依頼した。 学外への広報の推進、広報業務の迅速化を目的として学長直属の広報室を設置し、全学的な情報の収集・管理体制を整備した。 評価情報室に情報データベース作業部会を設置し、大学評価に関する情報の収集、管理体制を整備した。	大学情報の収集・管理体制の充実を図る。		
	全学的な情報の収集・管理体制を整備する。〈150-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 室長、室長補佐２名、室員４名及び事務職員４名から構成される広報室に、さらに広報業務専任の事務職員１名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。			
中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行う。〈151〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） ホームページをリニューアルし、トップページの「情報公開・情報提供」に中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行った。また、学内諸規則や法令に定められた情報を公開した。	中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行う。		
	中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行う。〈151-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） ホームページの「情報公開・情報提供」に中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行った。また、学内諸規則や法令に定められた情報を公開した。			
入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。〈152〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 日本語版ホームページをリニューアルし、目的別、訪問者別の閲覧を容易にするとともに、受験生向け情報コンテンツを見直した。また、大学紹介の動画をストリーミング配信するなど、学外への情報公開を充実させた。 学生募集要項に入学者受入方針を掲載し、本学の求める学生像を明確に示すとともに、大学案内（受験生向け冊子）をリニューアルした。また、受験生のための大学説明会を全学及び各学科で開催し、さらに各学部、研究科等におい	入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。		

				て、オープンキャンパス、公開イベントや予備校への進学説明会を実施し、受験生等に対して積極的に情報提供を行った。 公開講座情報をホームページに掲載し、パンフレット、ポスターを近隣の公共機関等に置くなど積極的に情報を発信した。		
	入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。〈152-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** ホームページの「受験生の方」を利用者がより見やすく、容易に目的のページに行けるよう整備した。 受験生向け冊子「大学案内」をホームページ上にもPDFで掲載し、受験生への情報提供を積極的に行った。 公開講座情報をホームページに掲載し、パンフレット、ポスターを近隣の公共機関等に置くなど積極的に情報を発信した。		
研究者総覧データベースを充実（キーワード検索・英語版データベースの構築）する。〈153〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 研究者総覧データベースの英語版を推進するために、ホームページ専門委員会において検討を行い、委員長名で目的を周知し理解を求めるとともに、データ入力について、メール及びホームページ等で依頼し入力者数の充実を図り、平成19年５月から学外への情報公開を行うことを決定した。	研究者総覧データベースのキーワード検索機能を構築するとともに公開する。	
	研究者総覧データベース（英語版）を充実する。〈153-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 研究者総覧データベースの英語版を公開するとともに、日本語版・英語版の充実を一層図るため、学内メール、ホームページでの通知及び各部局の教授会にデータの入力を推進するよう協力依頼を行い、入力者数の増加を図った。 研究者総覧データベースと科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）との互換性を持つ新データベースの検討を開始した。		
大学公式ホームページを充実（英語版ホームページの充実）する。〈154〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** ホームページ専門委員会において、まず日本語版のホームページをリニューアルし、英語版については、ホームページ専門委員会に英語版WGを設置するとともに、各委員の役割分担を明確にし、構築の推進を図った。また、外国人教員を加えよりネイティブに近い英語表現ができるよう体制を整え、新たな英語版ホームページのトップページを作成し平成19年５月から公開することを決定した。さらに広報委員会並びにホームページ専門委員会両委員長から、各部局長に対し英語版作成への協力依頼を行った。	大学公式ホームページを充実する。	
	大学公式ホームページを充実する。〈154-1〉		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 英語版ホームページをリニューアルするとともに、英語版大学概要のPDFを掲載し、海外への情報提供を行った。また、トップページに「NEWS&TOPICS」の検索機能を追加し、情報検索の利便性を向上させた。 受験生向け冊子「大学案内」のPDFをホームページ上にも掲載し、受験生への情報提供を積極的に行った。		
広報体制を見直し、その		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）**	広報の充実を図る。	

充実を図る。〈155〉				広報体制の見直しについては、広報担当の学長特別補佐を新設し、学長直属の広報室を設置するとともに、広報担当職員を増員し、広報体制の充実及び強化を図った。 広報の充実については、広報の３本柱として「大学概要」「広報誌」「ホームページ」をそれぞれリニューアルし充実を図るとともに、広報誌については、発行回数を年２回から年３～４回へ増やし充実を図った。また、優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースの実施手順を明文化し、スムーズに行えるよう体制を整備するとともに、16件のプレスリリースを行い、一般紙、医歯学専門誌、TV等で多くの研究成果が取り上げられ、さらに同時にホームページ、文教関係速報誌にも掲載し、情報発信を積極的に行った。			
		広報体制を強化する。〈155-1〉	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 室長、室長補佐２名、室員４名及び事務職員４名から構成される広報室に、さらに広報業務専任の事務職員１名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。 優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースを実施手順を基に継続して、精力的に実施した（12件）。 従来の学報を廃止し、新たに内容・部数ともにボリュームアップさせたTMDUニュースを創刊し、ホームページに掲載するなど充実を図った。			
				ウェイト小計			
				ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

（３）　自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

１．特記事項
【平成16～18事業年度】
（１）自己点検・評価の体制及び実施状況
全学的な大学評価に対応するための体制として、理事、教員及び事務職員を構成員にした学長直属の組織として評価情報室を設置し、評価体制の改善充実を図った。この評価情報室に「教育」「研究」「組織・施設」「財務・病院・産学連携」「情報データベース」の５つの作業部会を設置し、年度計画の実施状況を上半期と通期に２回に分け、各部局に自己点検・評価を実施させ、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、年度評価を行うとともに年度計画を策定した。

【平成19事業年度】
（１）研究者総覧データベースの充実
研究者総覧データベースの英語版を公開するとともに、日本語版・英語版の充実を一層図るため、学内メール、ホームページでの通知及び各部局の教授会にデータの入力を推進するよう協力依頼を行い、入力者数の増加を図り充実を図った。また、研究者総覧データベースと科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）との互換性を持つ新データベースの検討を開始した。

２．共通事項に係る取組状況
【平成16～18事業年度】
（１）大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実
広報活動体制の強化を図るため、広報担当の学長特別補佐を新設し、広報室を設置するとともに、広報担当職員を増員して、広報活動体制の充実及び強化を図った。
広報の充実については、広報の３本柱として「大学概要」「広報誌」「ホームページ」の充実を図ることを決定した。
大学概要については、データ集的なものから、広報の目的を強めたものにリニューアルし、特色ある教育研究の取り組みなどを掲載した。また、広報誌「Bloom!」については、教育・研究・診療を基本とし、制作コンセプトを明確にしたものにリニューアルを行い、発行回数についても年２回から３～４回へ増やし充実を図った。
日本語版ホームページについては、目的別、訪問者別の閲覧を容易にしたトップページにリニューアルを行った。また、英語版については、ホームページ専門委員会に英語版WGを設置し、各委員の役割分担を明確にして構築を推進した。さらに、外国人教員を加え、よりネイティブに近い英語表現ができるよう体制を整え、新たな英語版トップページを作成し平成19年５月から公開した。
大学受験生向けに配布する大学紹介DVDを作成し、本学ホームページでも公開した。また、受験生向けの大学案内をリニューアルするとともに、ホームページの受験生向け情報コンテンツを見直した。
受験生のための大学説明会を全学及び各学科で開催し、さらに各学部、研究科等において、オープンキャンパス、公開イベントや予備校への進学説明会を実施し、受験生等に対して積極的に発信した。
本学の優れた研究成果等を積極的にプレスリリースすることを決定し、実施手順を明文化することにより、スムーズに行えるよう体制を整備した。平成18年度までに16件のプレスリリースを行い、一般紙、医歯学専門誌、TV等で多くの研究成果が取り上げられ、また、同時にホームページ、文教関係速報誌にも掲載し、情報発信を積極的に行った。

（２）従前の業務実績の評価結果の活用
役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における各年度の年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ､各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

【平成19事業年度】
（１）大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実
室長、室長補佐２名、室員４名及び事務職員４名から構成される広報室に、さらに広報業務専任の事務職員１名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。
英語版ホームページをリニューアルするとともに、英語版大学概要のPDFを掲載し、海外への情報提供を行った。また、トップページに「NEWS&TOPICS」の検索機能を追加し、情報検索の利便性を向上させた。
優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースを実施手順を基に継続して、精力的に実施した（12件）。
従来の学報を廃止し、新たに内容・部数ともにボリュームアップさせたTMDUニュースを創刊し、ホームページに掲載するなど充実を図った。

（２）従前の業務実績の評価結果の活用
役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における平成19年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(4)　その他の業務運営に関する重要事項
①　施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	○必要な教育研究基盤の確保と施設等の有効活用の推進 ・　点検・評価を踏まえた既存施設の有効活用・活性化を図る。 ・　施設の長期的利用を可能とする維持管理の充実を図る。 ・　教育研究の変化に対応可能な共用スペースを確保する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○施設等の有効活用に関する具体的方策 点検・評価に基づく全学的かつ経営的視点に立った合理的な施設運用及び機能確保を行う。〈156〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） １．共用スペースの確保、スペースの再配分 施設点検評価に関する内規及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項に基づき、施設の有効活用に関する調査を行い、平成16、17年度に共用スペース（1,932㎡）を確保し、競争的資金を獲得した研究者が優先的に使用できるようにした。平成18年度は現在建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の計画を見直し、北側部分で共用スペースを約2,600㎡確保することを検討した。 また、若手研究者のための専用スペース（138㎡）を３号館に確保し、利用者負担による整備を行った。 ２．利用者負担の徹底 共用スペースは学内外のプロジェクト研究等の推進を目的として設けており、光熱水費を含む施設使用料を徴収することとしている。３年間で69,652千円を徴収し、これらは学内の研究基盤経費として、優先的に使用することとしている。また、必要とする研究機能の確保のための改修費は利用者が負担している。改修費は、若手研究者のためのスペースも含めて約83,500千円となった。 ３．保守管理費、修繕費等のコスト縮減 施設機能の状況確認のために使われる保守管理費について見直しを行い、施設面積当たりの削減目標値を掲げ、平成17、18年度ともに目標値を達成した。施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を行い、２年間で50,094千円を縮減した。特に平成18年度から一般競争や新たな競争方式（簡易型総合評価方式）を導入し原則として100万円以上は競争入札とした。また、節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水料の削減を推進した。	施設の有効活用に関する基本方針（平成14年6月7日，建築委員会決定）及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項（平成15年6月30日，建築委員会決定）に基づき、施設の有効活用に関する調査を実施する。		
	全学的かつ経営的視点に立った施設運用（スペース管理）及び機能確保（質的管理）を推進する。〈156-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） １．共用スペースの確保 全学的かつ経営的視点に立った施設運用を行うために、現在一部供用開始した医歯学総合研究棟（Ⅱ期）北側で共			

				用スペース（オープンラボ：産学連携のためのスペース）を当初計画約400㎡から1,473㎡に拡充して、使用者を決定した。 ２．利用者負担の徹底 平成19年度の共用スペースの施設使用料（光熱水費含む。）として、28,653千円を徴収した。医歯学総合研究棟（Ⅱ期）北側の共用スペース（オープンラボ）の整備費用、光熱水料及び共益費等の施設使用料は利用者負担とし、施設使用料は、約8,200万円（年間）となる予定である。 ３．保守管理費、修繕費のコスト縮減 施設機能の状況確認のために必要な保守管理費について、継続的な内容の見直し及びエレベータ保守の複数年契約の導入を行い縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度に比して、床面積当たり4.3％を縮減した。 施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い約1,300万円を縮減した。 ４．工事契約の競争性、透明性及び質の確保 平成19年度は、引き続き100万円以上を競争契約とし、500万円以上を原則として一般競争及び電子入札とした（電子入札実施件数：13件）。また、１億円以上の工事については、件数にして４割以上に総合評価方式を導入する目標を達成した（７件中３件実施）。また、総合評価方式の透明性を確保するため、競争参加資格審査委員会に外部の学識経験者等を加えて評価を実施した。 ５．光熱水料のコスト縮減 継続的な蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への更新、また、動物実験施設棟の冷温水発生機を省エネ型に更新する等の省エネ改修や省エネポスターの配布・掲示により、光熱水費の削減を図った。電気使用料について、契約種別等を見直すことによる単位当たり使用料金の低減及び複数年契約の締結により、コスト縮減を推進した。			
全学または部局等で共有する流動的・弾力的利用のできる教育研究スペースを確保する。〈157〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 学部等の専有ではなく、利用期限を定めた、流動的・弾力的に教育研究可能なスペースとして、平成16、17年度に共用スペース（1,932㎡）を確保し、競争的資金を獲得した研究者が優先的に使用できるようにした。平成18年度は現在建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の計画を見直し、北側部分で共用スペースを約2,600㎡確保することを検討した。また、若手研究者のための専用スペース（138㎡）を３号館に確保し、利用者負担による整備を行った。	医歯学総合研究棟Ⅱ期の南側で共用スペースを確保する。また、既存施設における共用ｽﾍﾟｰｽの確保について検討する。		
	全学または部局等で共用する教育研究スペースの拡充を図る。〈157-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 学部等の専有ではなく、利用期限を定めた、流動的・弾力的に教育研究可能なスペースをさらに拡充するため、現在一部供用開始した医歯学総合研究棟（Ⅱ期）北側で共用スペースを当初計画約400㎡から1,473㎡に拡充した。			
○施設等の維持管理に関する具体的方策 施設の機能及び安全性・		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） １．総合的な維持保全を計画的・効果的に実施する体制の構築	総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に推進する。		

信頼性を長期にわたって確保するため、予防的対応も含む総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に実施する。〈158〉				総合的な維持保全を効果的に実施するために、平成17年度に国立大学法人東京医科歯科大学施設維持管理に関する調査実施要項を定め体制を構築した。 ２．施設パトロールによる課題の抽出（質的管理） 平成16年度に作成した維持保全計画に基づき点検・保守を計画的に実施した。平成17年度は継続的に施設パトロールを実施し、予防保全的な内容を盛り込んだ修繕計画を含む、総合的な施設維持管理計画を策定した。平成18年度は継続して施設パトロールを実施し、施設維持管理計画を更新した。 ３．管理的経費の削減に資する改修の実施 節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修計画を作成し、省エネ改修の実施や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水料の削減を推進した。また、電気使用料については、契約種別等を見直すことによる単位当たりの使用料金の低減について検討した。 ４．計画的・効果的な修繕の実施 施設維持管理計画に基づき、緊急性・必要性が高く至急対応が必要な事項から修繕を実施した。また、特に劣化の著しい基幹設備について計画的に部品を更新する等、計画的・効果的な維持保全に取り組んだ。			
	総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に推進する。〈158-1〉		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** １．施設パトロール等による課題の抽出（質的管理） 建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに、施設パトロールを実施し、施設維持管理計画を更新した。 ２．管理的経費の削減に資する改修の実施 継続的な蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への更新、また、動物実験施設棟の冷温水発生機を省エネ型に更新する等の省エネ改修や省エネポスターの配布・掲示により、光熱水料の削減を図った。電気使用料について、契約種別等を見直すことによる単位当たり使用料金の低減及び複数年契約の締結により、コスト縮減を推進した。 ３．計画的・効果的な修繕及び維持保全の実施 １号館及び歯科研究棟については、耐震改修、アスベスト除去工事とともに、内外装改修を実施し、安全性を向上させた。 基幹設備（ボイラー等）については、計画的な部品の更新及び修繕等により、安全性・信頼性の向上を図った。			
○施設等の整備に関する具体的方策 大学院施設の狭隘解消、卓越した研究拠点施設、老朽施設の改善、先端医療及び先端歯科医療に対応した大学附属病院施設、教育研究活動を支える施設等の整備計画（既存再整備計画含む）を策定し実施する。〈159〉		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** １．キャンパスマスタープランの見直し 学長を議長とした建築委員会において策定した、キャンパスマスタープランである「医歯学総合研究棟Ⅱ期の基本構想」の見直しの一環として、湯島地区駐車場整備計画について、コスト（初期費用及び運営費用）及びリスクについて既設機械式駐車場の運用状況を基に再検討を行った結果、機械式駐車場を自走式駐車場による整備に変更するとともに、医歯学総合研究棟（Ⅱ期）完成後のキャンパス機能の再配置計画について、老朽施設の改善とともに検討を進めた。平成18年度は難治疾患研究所の既存施設について	教育・研究・診療に係る施設等について、中・長期的な視点で具体的な整備を実施する。		

			機能改善及びスペースの再配置等を検討し施設改修基本計画を検討した。 ２．卓越した研究拠点に対応した施設整備 平成16年度は21世紀COEプログラムに採択された２件について、平成17年度は科学技術振興調整費２件及び特別教育研究経費１件について、平成18年度は科学技術振興調整費１件について、既存施設の見直し等によりスペースを確保し、整備した。 ３．先端医療及び先端歯科医療に対応した施設整備 大学附属病院施設について、専用ICU及びHCUの整備及び救急車の増加に伴うエントランス部分の改修を行い、救命救急センターの開業に対応した。また、PET/CT検査装置による核医学検査業務のための整備を行い、平成17年11月から運用を開始した。 ４．大学院施設の狭隘解消 医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の設計を本学の教育研究の進展を反映して、継続して見直しを図った。			
	教育・研究・診療に係る施設等について、中・長期的な視点で具体的な整備を実施する。〈159-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） １．キャンパスマスタープランの見直し 学長を議長とした建築委員会において策定した、キャンパスマスタープランである「医歯学総合研究棟Ⅱ期の基本構想」（平成14年）の見直しの一環として、医歯学総合研究棟（Ⅱ期）完成後の湯島地区メインアプローチ関係について検討を進めた。 ２．老朽施設の改善 難治疾患研究所の既存施設について、機能改善及びスペースの再配置等を検討し、施設改修基本計画を作成し、実施設計に着手した。 医歯学総合研究科の狭隘解消、耐震性の向上、機能改善、及びスペースの再配置等のため、１号館及び歯科研究棟を改修した。 ３．大学院の狭隘解消 大学院の狭隘解消のため、建設中の建物である医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の一部を供用開始した。また、本学の教育研究の進展を反映して、設計内容の継続的な見直しを図った。 ４．医学部附属病院の機能強化 産科の機能強化のため、LDR（Labor（陣痛）、Delivery（分娩）、Recovery（回復室）の頭文字で、別々だった各部屋を同一の部屋で行うシステムのこと。）を設置した。また、これに伴う小児科の機能強化のため、NICU（新生児集中治療室）に準ずる診療室を設置する計画を開始した。			
国際化、情報化の進展及び実験研究の高度化等に対応した施設整備計画を策定し実施する。〈160〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） １．国際的な研究拠点に対応した施設整備 国際的な研究拠点に対応するために、既存施設や新たに整備する施設において、一定の割合で共用スペースを確保することとし、必要に応じて研究内容に対応した機能を確保する整備を実施した。平成16年度は、卓越した研究拠点施設として、21世紀COEプログラム２件について、平成17年度は、科学技術振興調整費２件及び特別教育研究経費１件について、既存施設の見直し等により、研究内容に応じ	国際化、情報化の進展及び実験研究の高度化等に対応した施設整備計画を推進する。		

				た機能を確保する整備を実施した。 ２．情報化の進展に対応した施設整備 医歯学総合研究棟（Ⅱ期）整備において、学内の情報ネットワーク計画の見直しを踏まえた、光ファイバー配線の見直しを行った。また、情報化の進展を踏まえ、高機能な講義室等の整備計画を検討した。 ３．実験研究の高度化に対応した施設整備 医歯学総合研究棟（Ⅱ期）整備において、流動的・可変的な実験研究に即応するよう、改修の際に他のスペースに影響が及ばないように建築設備がユニット毎に完結するような設計を取り入れ実験研究の高度化に対応できる計画とした。		
	国際化、情報化の進展及び実験研究の高度化等に対応した施設整備計画を推進する。〈160-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） １．情報化の進展に対応した施設整備 医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の整備において、学内情報ネットワーク計画の見直しを踏まえた、光ファイバー配線の見直しを行い、整備の一部を実施した。 ２．実験研究の高度化に対応した施設整備 医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の整備においては、実験研究の高度化に対応するため、流動的可変的に実験研究に即応できるよう、改修の際に他のスペースに影響が及ばないように建築設備がユニット毎に完結するような設計を取り入れた整備の一部を実施し、供用を開始した。		
産学官連携等、社会との連携を図る施設整備計画を策定し、実施する。〈161〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 産学官連携等、社会との連携の推進に対応するため、平成16年度は、既存施設に確保した共用スペースの内、企業との共同研究に資するためのスペースであるオープンラボを378㎡確保し、１社と賃貸借契約を、平成17年度は、さらにオープンラボを288㎡確保し、４社と賃貸借契約を締結した。平成18年度は、既に確保している約600㎡に加えて、現在建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の北側部分で、約1,500㎡の確保について検討を進めた。これらの施設を利用するに当たって施設使用料及び共益費を徴収するとともに、研究内容に応じた機能確保に必要な整備費用は各企業が負担することで、合理的な整備計画としている。	医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の南側でオープンラボを確保する。	
	産学官連携等に対応した整備計画を推進する。〈161-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 産学官連携等、社会との連携に資するため、企業との共同研究のためのスペースであるオープンラボについて、既に確保している約600㎡に加えて、現在建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の北側部分で、1,473㎡を確保して供用を開始した。		
自己財源の確保や新たな整備手法を導入した施設整備を推進する。〈162〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） １．PET/CT検査装置による核医学検査業務の実施 医学部附属病院の診療活動の高度化に対応するPET/CT検査装置による核医学検査業務について、特別目的会社が医療機器調達・設置・運用・関連する施設整備を行い、サービス利用料で整備費用を回収する新たな整備手法により整備し、平成17年11月から運用を開始した。 ２．24時間使用可能な駐車場の整備	医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の南側でオープンラボを確保する。	

				附属病院患者及び職員駐車場を患者サービスの向上やコスト縮減のため、外部委託事業者が設備調達、駐車場改修、運営を行い、委託料で整備費用を回収する新たな整備手法により整備し、平成17年10月から運用を開始した。また、既存の機械式駐車場の保守管理費用を委託範囲に含めることにより、保守管理費用の使用者負担等の合理的な縮減が可能となった。 ３．オープンラボの整備 共用スペースは、原則として利用者負担とし、特にオープンラボの内装等は、民間資金の活用により整備を進めた。現在建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）北側部分で、スペースを利用する各企業が研究内容に応じた機能確保に必要な整備費用を負担するオープンラボの整備を検討した。		
	自己財源の確保や新たな整備手法を導入した施設整備を推進する。〈162-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 共用スペースは、原則として、利用者負担とし、特にオープンラボの内装等は、民間資金の活用により整備を進めている。現在建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の北側で、1,473㎡のオープンラボを確保し、使用者を決定した。スペースを利用する企業が研究内容に応じた機能確保に必要な整備費用を負担し、施設使用料等で年間約8,200万円を負担して平成20年度から供用を開始する予定である。		
組織の流動化に対応したスペースを確保する上で必要となる具体的な措置を行う。〈163〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） 全学的な共用スペースとして、平成16、17年度に1,932㎡を確保した。平成18年度は、既に確保している共用スペースの内、コモンラボ約1,200㎡に加えて、整備中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の北側部分に確保した共用スペースの内コモンラボとして約1,000㎡の確保を検討した。これらのスペースの使用期間は５年間（一部は１年間）を上限としており、組織の流動化に対応したスペースとしている。	医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の南側でコモンラボを確保する。	
	組織の流動化に対応したスペースを確保する。〈163-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 現在、整備中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の北側部分にオープンラボとして、1,473㎡を確保した。このスペースの使用期間は５年間を上限としており、組織の流動化に対応したスペースとしている。		
安全(耐震性能の確保等)と環境への配慮やバリアフリー対策等に関する計画の策定及び実施による人にやさしいキャンパスづくりを推進する。〈164〉		Ⅲ		（平成16～18年度の実施状況概略） １．安全（耐震性能の確保等）への配慮 耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性能の低い建物について、耐震改修の検討を行った。特に耐震性の劣る１号館等の耐震補強の実施に着手した。また、湯島地区の全エレベータを調査し、全てを地震時管制運転装置付のエレベータに改修した。 ２．環境への配慮 温室効果ガスの削減のために、現状を確認し作成した削減計画に従い、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修を実施した。また、東京都条例に基づき、地球温暖化対策計画書及び、温室効果ガス排出状況報告書を東京都に提出するとともにホームページで公表した。さらに、このような環境配慮のための実施内容を盛り込んだ環境報告書を「環境情	安全（耐震性能の確保等）や環境、バリアフリー対策等に配慮した整備計画を推進する。	

			報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に則り作成し、ホームページで公表した。 ３．バリアフリー対策 　前面道路（外堀通り）から医学部及び歯学部附属病院玄関がある人工地盤までのアプローチを東京地下鉄株式会社の協力により、東京メトロ丸の内線御茶ノ水駅ホームから外堀通りまでのエレベータを本学歯学部附属病院の出入口レベルである人工地盤まで拡張することによりバリアフリー対応として整備した。また、本エレベータから本学（医学部・歯学部）附属病院までのアプローチに屋根を架けるとともに、医学部附属病院玄関までの仮設通路の勾配を緩く改修し、盲人用ブロックを追加設置してバリアフリーの機能強化を行った。さらに医学部附属病院の救急患者用通路となっている玄関までのアプローチを歩車道分離等の整備をすることにより、歩行者の安全性が格段に高まった。 　歯学部附属病院外来の照明設備の照度を上げ、老人等視力の弱い人に優しくした。さらに７階及び８階の多目的トイレのドアを自動ドアに改修するとともに、一般用トイレのドアを改修し、出入口を広くするなど、バリアフリー機能強化及び老朽改善を行った。			
	安全（耐震性能の確保等）や環境、バリアフリー対策等に配慮した整備計画を推進する。〈164-1〉		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） １．安全（耐震性能の確保等）への配慮 　平成18年度に耐震性能の低い建物の把握を行い、平成19年度は１号館及び歯科研究棟の耐震改修を実施した。また、難治疾患研究所の耐震診断を実施し、耐震補強の実施設計に着手した。 ２．環境への配慮 　温室効果ガスの削減のための計画に則り、蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への改修、動物実験施設棟の冷温水発生機を省エネ型に改修する等の省エネ改修を実施した。これにより温室効果ガスを、平成18年度は面積当たり2.5％（前年度比）削減し、平成19年度に公表した。これらの内容を記載した地球温暖化対策中間報告書を東京都条例に則り東京都に提出するとともにホームページで公表した。この報告書に対する東京都の評価は「A」であった。 　また、このような環境配慮のための実施内容を盛り込んだ環境報告書を環境配慮促進法に則り作成し、ホームページで公表した。 ３．バリアフリー対策への配慮 　１号館のトイレをバリアフリーに改修した。また、エレベータを身障者対応に改修した。湯島地区で、附属病院へのアプローチの階段手摺りを身障者の使い勝手に配慮した手摺りに改修した。国府台地区について施設パトロールを実施し、バリアフリー対策の整備計画を立案し、身障者対応のトイレの整備を実施した。			
			ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(4)　その他の業務運営に関する重要事項
②　安全管理に関する目標

中期目標	○安全管理体制 ・　国立大学法人化における安全管理体制の確立並びに安全性・信頼性のある教育研究環境を確保する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ｳｪｲﾄ 中期	ｳｪｲﾄ 年度
労働安全衛生法に基づく健康安全管理組織体制を新たに構築するとともにその体制を点検及び整備する。〈165〉		Ⅳ		（平成16～18年度の実施状況概略） 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の指名、安全衛生委員会の設置等、労働安全衛生管理体制を構築した。 粉じん、有機溶剤、特定化学物質の暴露対策として使用されている局所排気装置について、性能を確保し、環境改善の効果を維持する目的で、定期自主検査を実施した。 毎月１回産業医の巡視を実施することにより、MSDSの整備、飲食・喫煙禁止の表示等を徹底し、改善措置の評価・確認を行い、安全な作業環境の確保を図った。 都条例・PRTR法に基づき、適正化学物質の排出量を把握し、年１回東京都に報告した。 衛生管理・健康管理の徹底を図るため、大学内の食堂における衛生管理状況を把握するとともに、食中毒・伝染病等が発生した際の連絡体制を整備した。 健康管理として、作業環境測定、一般定期健康診断、特別定期健康診断、特殊健康診断を実施し、健康診断データの一括管理とともに、個人への通知も迅速に対応できることを目的とした、健康管理システム「一般定期健康診断データベース」を構築した。 職員に対する安全及び衛生管理の向上を目的として、安全衛生研修会、健康教育講演会を開催し、職員の衛生管理・健康管理に対する意識改革を図った。 機械の安全対策として、第一種圧力容器等の定期自主点検、性能検査を実施し、保全管理の徹底を図った。 アスベストによる健康障害の防止策として、全学的にアスベスト含有製品使用状況調査を行い、代替品への交換または廃棄処理の措置を行った。	労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。		
	労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。〈165-1〉		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、安全衛生委員会において「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づきメンタルヘルス対策について調査審議した。また、メンタルヘルスの保持増進を図ることを目的とした「メンタルヘルスに関する研修会」を実施した。なお、同研修会の内容をDVD化して、教職員がいつでも研修を受講できるように、貸出することとした。 毎月１回産業医の巡視を実施し、安全な作業環境の確保を図った。さらに「安全重点項目」のポスターを各研究室			

			に配付し、教職員に対し必要な措置を講ずるよう周知徹底を図った。 感染症等が発生した場合の感染の予防・拡大防止等の就業禁止についての学内規則を整備し、衛生管理・健康管理の徹底を図った。 教職員の健康状態を速やかに把握し、作業環境の改善や健康障害の防止及び健康確保に資するため、特殊健康診断における健康管理情報の電子化を行い、データベースを構築した。 放射線業務従事者の健康診断の受診率の向上を図るため、病院業務に従事する教職員及びRIセンターを使用する教職員の雇入時健康診断の検査項目に白血球数等の検査項目を追加して雇入時健康診断書の改定を行い、放射線業務従事者の業務への配置前の健康状態を把握し教職員の健康の保持増進に努め、健康管理の充実を図った。 安全衛生委員会において、過重労働による健康障害防止のため、面接指導制度及び労働時間の把握等の総合対策を審議し、策定した。 労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき、毎週１回衛生管理者の巡視を実施し、労働環境の衛生的改善を図った。 教職員の安全管理の強化を図るため、労働基準監督署への届出が義務づけられている、一定の危険、有害な作業にかかる機械等（局所排気装置、放射線（エックス線、ガンマ線等）装置等）の設置、移転、変更について、学内のホームページから各様式をダウンロードできるようにし、各部局にその届出方法等の周知徹底を行った。			
施設等の安全性及び信頼性の確保並びに環境安全対策を推進するための実施体制を構築するとともに、施設等の点検・評価を実施する。〈166〉		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** １．施設パトロールの実施 施設の巡回点検として、実施要項を定め体制を構築するとともに、施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出した修繕計画を策定して、換気設備の設置、修理等、事故災害等を未然に防ぐべく修繕等を実施した。 ２．吹付アスベスト対策の実施 吹付アスベストについては、「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について」（平成17年７月29日付文部科学省大臣官房長通知）に基づき、平成17年度に全学的調査を行い、未処理の吹付アスベスト（1,503㎡）について状況等を確認し、処理を早急に行う必要のある箇所について処理を行った。平成18年度には残りの全ての未処理の吹付アスベストについて処理（撤去及び囲い込み）を行った。今後は、囲い込みの処理を行っている箇所は、改修の際に撤去を行う等、適切に管理していくこととしている。	施設の有効活用に関する基本方針（平成14年6月7日，建築委員会決定）及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項（平成15年6月30日，建築委員会決定）に基づき、施設の有効活用に関する調査を実施する。		
	施設等の現状を把握し、安全性を確保するため、巡回点検等を推進する。〈166-1〉	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** １．施設パトロール等の実施 施設の巡回点検として、施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出した修繕計画を策定し、事故災害等を未然に防止すべく修繕等を実施した。 平成19年度は、外部タイルの剥落を防止するため、全ての外壁タイル及び床タイルを調査し、１号館等の外壁の改			

			修及び床タイルの補修を実施した。また、外壁の蔦を調査し、必要な蔦の撤去を行った。 　建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査を行い、問題点を把握し、１号館及び歯科研究棟の防火戸の改修及び既存施設の換気設備の改修を行った。 　また、ビル管理法に基づき、空調設備、給排水・給湯設備等の定期点検を行い、施設の安全性及び信頼性を確保した。 ２．吹き付けアスベストの継続的な把握 　平成18年度に吹き付けアスベストの把握と処理を実施した。平成19年度は、囲い込みにより処置済みの吹きつけアスベストについて、１号館の改修の際に適切に除去処理を行った。			
			ウェイト小計			
			ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

（４）　その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

１．特記事項

【平成16～18事業年度】

（１）安全衛生管理体制の確立及び安全性・信頼性のある教育研究環境の確保

労働安全衛生法等の法令に基づき、安全衛生管理体制を構築し、大学全体の「作業環境管理」、「作業管理」、「安全管理」、「健康管理」の点検・整備の強化を図った。

作業環境管理については、本学の職員である作業環境測定士が、特定化学物質及び有機溶剤を取り扱う研究室、電離放射線を取り扱う研究室、粉じんを取り扱う研究室等約140カ所のサンプリングから分析までの作業環境測定を実施し、常時きめ細かな作業環境管理ができる体制を構築した。また、各研究室で使用されている適正管理化学物質の使用量、排出量、廃棄量調査及び局所排気装置等の風量測定の実施により、作業環境管理の徹底を図った。

作業管理・安全管理については、毎月１回、建物毎に約20カ所の研究室を本学の産業医が巡視し、MSDSの設置、飲食・喫煙防止の表示、薬品棚の転倒防止、ボンベの固定の不備等について点検を実施した。巡視による指摘事項があった場所には、作業場毎に指摘事項に対する作業環境を改善し、報告することを義務づけており、指摘事項を集計し、同じ指摘事項が何度も繰り返されないよう安全衛生委員会において検討するなど改善を図った。また、安全衛生管理に従事する作業主任者や薬品を取り扱う教職員を対象に安全衛生研修会を実施し、職員の意識・専門性の向上を図り安全で信頼性のある教育研究環境を確保した。さらに教職員の危機管理の一環として、労働安全衛生法等に基づく結核及び感染症等の罹患者就業の禁止について、規則の整備を行い、危機管理体制の強化を図った。

健康管理については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を含む各種健康診断を実施し、実施前に書面による通知とともに学内のホームページやメールによる通知を行い受診義務の周知徹底を図り受診率の向上に努めた。また、職員に対し健康管理について理解を深めることを目的とした健康教育講演会を実施し、職員の健康管理に対する意識改革を図った。

労働安全衛生法等の改正に伴い安全衛生委員会において、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルスケア対策を審議し、教職員の心身の健康保持増進措置を講じ、健康管理の強化を図った。

全学的にアスベスト含有製品使用状況調査を行い、各研究室・各部屋で使用または保管している飛散の可能性が有るアスベスト製品について、ノンアスベスト製品への代替化及び廃棄処理を実施し、教職員の健康障害防止対策を講じた。

衛生管理者、普通第１種圧力容器取扱作業主任者、Ｘ線作業主任者、作業環境測定士など業務遂行上必要な資格を取得させ安全衛生の向上に努めた。

（２）苦情処理の体制の構築

近年の様々なハラスメントへの対応及び専門業務型裁量労働制の導入に伴い、労働条件、服務関係及び職場の人間関係に関する様々な苦情を適切に処理するために、苦情相談部、苦情処理に関する委員会及びハラスメント防止対策委員会を設置し、迅速に問題解決に当たった。

（３）公益通報体制の整備及び法令遵守の徹底

「公益通報者保護法」に基づき、本学における公益通報の処理及び公益通報者の保護等を目的として「国立大学法人東京医科歯科大学における公益通報の処理等に関する規則」を制定し、公益通報・相談窓口を設置するなど体制を整備するとともに、職員に対して法令遵守の徹底を図った。

【平成19事業年度】

（１）安全衛生管理体制の確立及び安全性・信頼性のある教育研究環境の確保

労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき、大学全体の作業環境管理・作業管理・安全管理・健康管理のさらなる強化を図った。

作業環境管理については、本学の職員である作業環境測定士が、特定化学物質及び有機溶剤を取り扱う研究室・電離放射線を取り扱う研究室・粉じんを取り扱う研究室等約140カ所のサンプリングから分析までの作業環境測定を実施し、常時きめ細かな作業環境管理ができる体制をとっている。また、各研究室で使用されている適正管理化学物質の使用量・排出量・廃棄量調査及び局所排気装置等の制御風速測定を実施し、作業環境管理の徹底を図った。

作業管理・安全管理については、毎月１回各建物毎に約20カ所の研究室を本学の産業医が巡視し、各項目について点検を実施した。巡視による指摘事項があった場合には、各作業場毎に指摘事項に対する作業環境を改善し、報告することを義務づけ、安全衛生委員会にて報告、検討し、常に危害防止及び健康障害の防止対策に努めた。また、「安全衛生重点項目」のポスターを各研究室に配布し、必要な措置を講ずるよう周知徹底を図った。さらに、教職員の健康障害の防止措置として、週１回各フロアー毎に産業医の巡視場所を除く各部屋を本学の衛生管理者が巡視し、職場環境の衛生的改善を図った。

特定職種の職員を対象に「有機溶剤業務従事者安全衛生教育」、「高圧ガスの災害防止と安全確保」をテーマとした安全衛生研修会を年２回実施し、職員の意識・専門性の向上を図り安全で信頼性のある教育研究環境を確保した。

教職員の安全管理の強化を図るため、労働基準監督署への届出が義務づけられている、一定の危険、有害な作業にかかる機械等（局所排気装置、放射線（エックス線、ガンマ線等）装置等）の設置、移転、変更について、学内のホームページから各様式をダウンロード出来るようにし、各部局にその届出方法等の周知徹底を行った。

健康管理については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を含む各種健康診断を実施し、実施前に書面による通知とともに学内のホームページやメールによる通知で、受診義務の周知徹底を図り受診率の向上に努めた。

病院業務に従事する教職員及びRIセンターを使用する教職員の雇入時健康診断の検査項目に放射線業務従事者健康診断の血液検査の項目である白血球数等の検査項目を追加するとともに雇入時健康診断書の改定を行い、放射線業務従事者の健康診断の受診率の向上を図った。

教職員に対し健康管理について理解を深めることを目的とした健康教育講演会（喫煙と健康／そろそろタバコを卒業しませんか）を実施し、教職員の健康管理に対する意識改革を図った。

２．共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

（１）施設マネジメントの実施体制及び活動状況

①　戦略的な共用スペース等の確保・拡充

施設点検評価に関して制定した内規及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項に基づき、施設の有効活用に関する調査を行い、建築委員会で審議の結果、平成16年度に既設建物である医歯学総合研究棟（Ｉ期）に共用スペースとして1,305㎡を確保し、平成17年度は一層の拡充を行い（627㎡）、合計1,932㎡として競争的資金を獲得した研究者を優先的に使用できるようにした。平成

18年度は建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の計画を見直し、オープンラボについて北側部分で当初計画約400㎡を約1,500㎡に拡充を図るなど、共用スペース全体で約2,600㎡（合計約4,500㎡）を追加確保することを検討した。また、若手研究者のための専用スペースとして３号館に138㎡を確保し、利用者負担でスペースを整備した。

②　施設維持管理の実施体制及び計画的な実施

国立大学法人東京医科歯科大学施設維持管理に関する調査実施要項を定め体制を構築した。さらに、施設パトロールの実施の結果、関連する点検・保守内容が効果的に実施できるよう、予防保全的内容を盛り込んだ修繕計画を含む、総合的な施設維持管理計画を策定し毎年内容の更新を行い計画的に実施した。

③　施設の計画的な保守管理費等の縮減

施設機能の状況確認のために使われる保守管理費については、計画的、継続的に縮減目標を掲げ、縮減を推進し、平成17年度は施設面積当たり前年度比10％減の目標を掲げ、10.6％を達成し、平成18年度は前年度比５％減に対して7.8％減を達成した。また、施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を行い、平成18年度までに50,094千円の削減を図った。特に平成18年度からは、WTO対象案件以外にも一般競争や新たな契約方式（簡易型総合評価落札方式）を導入し、原則として100万円以上は競争入札とした。

（２）省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

①　省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減対策の実施

温室効果ガス削減のために、現状を確認し作成した削減計画に基づき、節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバータ照明機器への更新等、省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により温室効果ガスの削減を図った。

②　吹付けアスベスト対策の実施

吹付けアスベストについては、平成17年度に全学的調査の結果、未処理の吹付けアスベストについて状況等を確認し、一部処理を行い、平成18年度は引き続き残り全ての未処理の吹付けアスベストについて処理（撤去及び囲い込み）を行った。今後は継続的に、囲い込みの処理を行っている箇所は改修の際に撤去を行う等、適切な管理を行うこととした。

③　環境報告書の公表

環境配慮のために実施した内容を盛り込んだ環境報告書を「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に則り、ホームページで公表した。

（３）バリアフリー化の推進

前面道路（外堀通り）から附属病院玄関のある人工地盤までのアプローチを平成17年10月からバリアフリー対応として整備した。

人にやさしいキャンパスづくりの一環として、停止階を本学人工地盤まで拡張した東京メトロ御茶ノ水駅のエレベータから本学（医学部・歯学部）附属病院までのアプローチに屋根を架けるとともに、医学部附属病院玄関までの仮設通路の勾配を緩く改修し、盲人用ブロックを追加設置し、バリアフリーの機能強化を行った。また、医学部附属病院の救急患者用通路となっている玄関までのアプローチを歩車道分離等の整備を行った。

歯学部附属病院外来の照明設備の照度を上げ、老人等視力の弱い人に優しくした。また、歯学部附属病院７階及び８階の多目的トイレのドアを自動ドアに改修するとともに、一般用トイレのドアを改修し、出入口を広くするなど、バリアフリー機能強化及び老朽改善を行った。

（４）危機管理への対応策

全学的な「災害対策マニュアル」、「毒物及び劇物取扱いの手引き」を作成し危機管理の体制を整備した。また、食中毒・伝染病等が発生した場合の連絡体制を整備した。さらに、学生が常時携帯できる学生用の危機管理マニュアルを作成した。

大学全体の停電に対するマニュアルを作成するとともに保守要員の教育、訓練を実施した。

東京消防庁と連携しテロ等を想定した災害救助訓練災害時医療救護を実施した。また、起震車及び煙ハウス等による防災訓練を実施し災害時における対処方法を習得させた。さらに、地震発生時の事後対処法として、エレベータの閉じ込め、停電、スプリンクラー対応の各種訓練を実施した。

耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物について、耐震改修の検討を行い、特に耐震性の劣る１号館等の耐震補強の実施に着手した。また、湯島地区の全エレベータを調査し、全てを地震時管制運転装置付のエレベータに改修した。

固定資産及び物品の購入に係る検収のための検査を適正に実施するため、経理部契約室に物品検収センターを設置した。

【平成19事業年度】

（１）施設マネジメントの実施体制及び活動状況

①　戦略的な共用スペース等の拡充

全学的かつ経営的視点に立って施設運用を行うために、現在一部供用開始した医歯学総合研究棟（Ⅱ期）北側で共用スペース（オープンラボ：産学連携のためのスペース）を当初計画約400㎡から1,473㎡に拡充して使用者を決定した。

②　キャンパスマスタープランの見直し

学長を議長とした建築委員会において策定した、キャンパスマスタープランである「医歯学総合研究棟Ⅱ期の基本構想」の見直しの一環として、医歯学総合研究棟（Ⅱ期）完成後の湯島地区メインアプローチ関係について検討を進めた。また、既存施設の再配置計画の一環として、Ⅱ期棟完成後を視野に入れて、駿河台地区の難治疾患研究所の機能改善等施設改修基本計画を策定した。

③　施設・設備の有効活用の取組状況

１号館の改修に当たっては、講義室等の利用率調査に基づき、利用率が低く使い勝手の悪い演習室３室を１室に集約し、他の２室を少人数教育に必要な部屋に改修することにより、施設・設備の有効活用を図った。

④　施設維持管理の計画的実施状況

施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出した修繕計画を策定し、事故災害等を未然に防止すべく修繕等を実施した。平成19年度は、外部タイルの剥落を防止するため、全ての外壁タイル及び床タイルを調査し１号館等の外壁の改修等を実施した。建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査を行い問題点を把握し、１号館及び歯科研究棟の防火戸の改修及び既存施設の換気設備の改修を行った。

（２）省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

①　省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減対策の実施及び公表

温室効果ガスの削減のための計画に則り、蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への改修、動物実験施設棟の冷温水発生機を省エネ型に改修する等の省エネ改修を実施し、温室効果ガスを前年度に比べて平成18年度は面積当たり2.5％の削減を行った。平成19年度はこの内容を「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に則り、東京都に提出するとともにホームページで公表した。このような環境配慮のための実施内容を盛り込んだ環境報告書も併せて公表した。

② 吹付けアスベスト対策の実施

１号館の内装改修の際に除去したあるいは囲い込み処理した吹付けアスベスト及び残存するアスベストの範囲を確認した。

（３）危機管理への対応策

特に耐震性の劣る１号館及び歯科研究棟の耐震改修工事を実施した。また、難治疾患研究所の耐震改修の基本計画を作成し、実施設計に着手した。さらに、建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備から改修を行うなど、事故災害のリスクの低減を図り、予防的措置を実施した。

地震発生時等の事後対処法として、エレベータの閉じこめ発生時の救助訓練や停電発生時の対応訓練及びスプリンクラー作動時の停止訓練等を施設保守担当職員等に実施した。

研究費の不正使用防止のための取組として、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究者の行動規範」、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止指針」及び「研究活動の不正行為に対する通報等の流れ」を策定し、不正使用防止の体制を整備するとともに教職員に周知した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(1)　教育に関する目標
①　教育の成果に関する目標

中期目標	○学士課程 ・　幅広い教養と複合的な視野を育成する。 ・　論理的思考能力と自発的、自立的な課題探求能力を育成する。 ・　国際化・情報化にふさわしい表現技能を育成する。 ・　医療人としての倫理観を育成する。 ・　科学的探求心を持ち、国際的・学際的に活躍できる人材を育成する。 ・　医療専門職に必要な基礎と臨床の総合的能力の向上を図る。 ○大学院課程 ・　深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。 ・　社会に開かれた大学院として生涯教育のための機会を提供する。 【医歯学総合研究科】 ・　医歯学における臨床志向型研究者及び学際型研究者を育成する。 【保健衛生学研究科】 ・　看護学・検査学の分野における研究者、看護実践分野及び行政分野における指導者を育成する。 【生命情報科学教育部】 ・　生命科学・生命情報の分野における研究者及び関連領域の産業人を養成する。 ○教育の成果・効果の検証 ・　多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○学士課程 教養教育については教養部で実施し、人文・社会・自然科学分野から幅広い科目選択が可能なカリキュラム編成を行うとともに履修指導を充実する。〈001〉	教養教育の理念・目標に従って設定したカリキュラム・指導体制の評価、見直しを行い、教育の質の向上を図る。〈001-1〉	本学における教育理念・アドミッションポリシーに沿って、教育懇談会において教養教育の在り方、履修体制の検討・見直しを行い、新たなカリキュラム案を作成した。 幅広い人間形成のための新教養科目である「彫刻（塑造)」（歯学科学生向け）を本年度から教養部の科目（自由選択科目）として、医学科学生にも開講した。また、自然科学系科目において、習熟度別のクラス編成を拡大し、習熟度にあわせたきめ細かい履修指導を行った。
自己問題発見解決型の授業形態の実施や国際化・情報化に対応した教育内容などの充実を図る。〈002〉	体験型学習・視聴覚実習の点検・評価を行い、その拡充を図り、併せてe-learningの教材の拡充を図る。〈002-1〉	自己問題発見・解決型のマルチメディアシミュレーション教材の作成をさらに推進し、基礎系・臨床系の教員が相互に協力して網羅する分野数を増やし（18分野)、教材数を増やした（147教材)。また、シミュレーション教材を使った学習を医学科２年生、保健衛生学科４年生、歯学科４，６年生、口腔保健学科２，３年生に各学科の教員が実施した。医療コミュニケーションに関するシミュレーション教材の開発を開始した。また、Web版教材作成支援ツールを改良するとともに、教材作成のFDを行った。 医学科では、PBL教育の統合型カリキュラムとして消化器病ブロック・腫瘍学ブロックに腎・体液制御ブロックを加え実施するとともに、チューターに対するFDを行った。 保健衛生学科では、４学年の看護技術論演習における技術指導を本学医学部附属病院の看護師と連携して行った。また、看護技術チェックリストを活用し、看護実践能力の育成を図った。
入学時から医療人としての動機づけを行うための教育内容の充実を図る。〈003〉	教養部と各学部との連携教育及び学年進行に沿って視野の広い人間教育の充実を図る。〈003-1〉	全新入生参加によるオリエンテーションにおいて、患者の治療体験談と質疑応答を通じて医療人としての動機付けを行い、入学後は教養教育課程の中で、医療施設での体験実習、医療面接を体験させた。また、専門教育課程では臨床実習体験を学内・外で経験させ、討論会を通じて意識の向上を図った。

教養部・学部間における教育内容の一貫性の向上を図るとともに、教育内容の充実を図る。〈004〉	医療人養成に必要な教育プログラムの見直しと拡充を図る。〈004-1〉	教養部と各学部・学科間(教育懇談会）において、教育プログラム編成のための協議を開始した。 幅広い人間形成のための新教養科目である「彫刻（塑造)」(歯学科学生向け）を本年度から教養部の科目（自由選択科目）として、医学科学生にも開講した。また、自然科学系科目において、習熟度別のクラス編成を拡大し、習熟度にあわせたきめ細かい履修指導を行った。
学部間や国内外の他大学と連携した専門教育体制の充実を図る。〈005〉	国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、そのための大学の支援体制の強化を図る。〈005-1〉	国内外の大学間・学部間連携協定に基づき、積極的に教員・学生の交流を進めており、本学海外研修奨励制度により、各学科１名の学生を海外に派遣した。 医学科では、６年生７名をハーバード大学関連病院（米国）へ３ヶ月間派遣し、臨床実習を行わせた。また、４年生４名をインペリアル・カレッジ（英国）に５ヶ月間派遣し、基礎研究自習を履修させた。 歯学科では、コンケン大学歯学部（タイ）と学術交流協定を締結した。また、協定校であるペンシルバニア大学歯学部（米国）ほか５大学から34名の短期研修を受入れた。さらに協定校以外では、ラッシュ医科大学（米国）から１名の短期研修生も受入れた。
大学院教育と一貫した教育体制の充実を図る。〈006〉	MD-PhDコース、DDS-PhDコース編入への動機付けを進めるとともに学士教育課程でリサーチ・マインド養成のためのカリキュラムを強化する。〈006-1〉	医学科では、MD-PhDコースを積極的に推進し、本年度は２名の学位取得者と１名のコース進学者がいた。 歯学科では、DDS-PhDコースを選択した学生が、コース終了後に復学してもカリキュラム上履修に支障がないよう整備した。 保健衛生学科では、大学院教育と一貫した教育体制を充実させるため、３年生を対象に大学院進学ガイダンスを行った。
○大学院課程 海外提携大学との学生交流を進める。〈007〉	学生の派遣・受け入れを積極的に推進し､支援体制の強化を図る。〈007-1〉	医歯学総合研究科では、「医療グローバル化時代の教育アライアンス」事業で、海外の大学、WHOとの連携による医学・医療リーダーシップ教育を実施した。また、パブリックヘルスリーダー養成特別コース及び歯学国際大学院コースに基づき、留学生を受入れた。 保健衛生学研究科では、海外の提携大学であるユスタス・リービック大学（ドイツ）に学生を派遣した。 生命情報科学教育部では、入学試験の募集要項、授業のシラバスを英語化するとともに、生命システム情報学・発生生殖科学・細胞シグナル制御学・ケミカルバイオロジー・分子構造学の講義を英語で行った。また、北京大学医学部基礎医学院（中国）との間で大学院生交換体制を構築した。
短期の専門教育を目的とした公開連続講座、社会人大学院を充実する。〈008〉	e-learning等を活用し、社会人・社会人大学院生が履修しやすい環境の整備と拡充を図る。〈008-1〉	社会人・社会人大学生向けに、MMA講義の全て収録しライブラリーとして学内の閲覧を可能とした。 e-learningシステムとしてWebCTを社会人大学院生にも利用できるようにした。また、e-learning用サーバーを更新するとともに各利用者向けに講習会等を実施した。
	社会人の積極的な受け入れとプログラムの拡充を図る。〈008-2〉	長期履修学生制度を活用し、医歯学総合研究科５名、保健衛生学研究科２名の大学院生を受入れた。 保健衛生学研究科では、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラムとして「中堅看護職のキャリアトランジションニーズに対応した学び直し教育プログラム」が採択され、ジェネラリスト養成コースと助産・在宅・研究・教育指導の４コースを開始した。
研究科内あるいは研究科間における横断的教育研究体制の充実を図る。〈009〉	研究科内・研究科間における横断的教育研究体制の見直し・充実を図る。〈009-1〉	研究科長間での話し合いにより、医歯学総合研究科と生命情報科学教育部については、６科目の共通化を行った。さらに大学院セミナーを共通科目とし、横断的教育体制の充実を進めた。 21世紀COEプログラムを活用し、研究科間で横断的に教育研究を推進した。また、「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に採択された「医歯学領域における次世代高度専門家教育」コースに基づき、医歯学総合研究科の各分野間で横断的教育研究を推進した。
	国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、そのための大学の支援体制の強化を図る。〈009-2〉	年度計画〈005-1〉の「計画の進捗状況」参照。 年度計画〈007-1〉の「計画の進捗状況」参照。

四大学連合による学際分野における教育研究を促進するとともに、体制の構築を整備する。〈010〉	四大学連合による教育・研究体制の充実を図る。〈010-1〉	複合領域コースの内容の充実に努め、受講者の受入れを積極的に進めるとともに、MMAコースと一橋大学大学院経済学研究科との間で単位互換について実施し、順調に進行した。また、本学と東京工業大学間で、がんプロフェッショナル養成コースについて協議し、準備を整えた。 四大学連合文化講演会を開催した。また、四大学連合附置研究所長懇談会を定期的に開催し、四大学間の連携について検討した。
実践的研究能力を育成するため、コース並びにカリキュラムの整備を図る。〈011〉	MMAコースの充実を図る。〈011-1〉	MMAの研究業績の公開を目的として、出版を計画し編集のための協議を開始した。また、東京工業大学、一橋大学へのMMA講義内容の教育移転を継続し、時間枠を拡大した。さらに「医歯学領域における次世代高度専門家教育」のプログラムに選抜された大学院生へのMMA講義枠の拡大を実施した。 生命情報科学教育部では、大学院教育改革支援プログラムに採択された「国際産学リンケージプログラム」を実施し、卒後のキャリアパス形成を支援する専任教授を採用して、国際産業界との協力体制の整備に取り組んだ。
○教育の成果・効果の検証に関する方策 教育の成果・効果の検証等を継続的に行うとともに、学部、大学院学生の教育指導体制を充実する。〈012〉	教育の成果・効果の検証を継続的に行うとともに、学部・大学院学生の教育研究指導体制の充実を図る。〈012-1〉	各学科の教育委員会等を中心に教育の評価・効果について検討し、教育の現場にフィードバックした。カリキュラムの見直し、学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善、長尾学術奨励賞、短期海外研修派遣の推薦等に反映させた。 医歯学総合研究科では、研究の質の向上と指導体制の強化を図るべく、分野を越えた教員３名による指導体制を試行し、平成20年度から本格的実施に移行することを決定した。 生命情報科学教育部では、定期試験、学生・教員に対するアンケートを実施し、教育の成果・効果の検証を行った。
教育の成果・効果の検証結果については広く公表する。〈013〉	教育・研究・臨床等に関わるすべての情報の公開に努める。〈013-1〉	各学科・研究科等ではホームページ上にそれぞれの取り組みにつて公表した。また、日本語版大学概要をリニューアルするとともに英語版大学概要を新たに刊行し、教育・研究の成果等を国内外に広報した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(1)　教育に関する目標
②　教育内容等に関する目標

中期目標	○アドミッションポリシーに関する基本方針 ・　医療人としての使命感を有する、国際的視野に立った教育者、研究者、職業人となる人材を創生する。 ○教育課程に関する基本方針 ・　教育理念に基づく優れた人材の育成を図る。 ○教育方法に関する基本方針 ・　高度の専門教育を実施できるような効率的な授業形態の構築などを積極的に推進する。 ○成績評価に関する基本方針 ・　医療人養成の観点から厳正・適正な評価を行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 本学の教育理念に基づく使命感、勉学意欲を持った学生、優秀かつ高い研究指向を持つ学生の確保に努める。〈014〉	受験生の志願状況、在学生の就学状況、卒後の活動を把握し、アドミッションポリシーのもと入学者選抜方法の見直し､改善を図る。また、広報活動・情報公開を通じて、本学の特質とアドミッションポリシーの周知を積極的に進める。〈014-1〉	本学の教育理念・各学科のアドミッション・ポリシーを踏まえ、入学試験委員会、入学者選抜方法改善委員会、入学試験問題作成委員会を通じて、入学者のその後の就学状況の追跡調査を行い、平成20年度入学者選抜方法の改善を図った。 受験生への広報活動はホームページや受験生向けの大学案内での広報とともに、大学説明会、オープンキャンパスを全学及び各学科別に開催した。
○教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 教養教育、専門教育、基礎及び臨床の教員が互いに協力して魅力ある独自の教育プログラムをデザインし、それに沿った実効ある教育を実施する。〈015〉	各学部・学科が進める教育内容・教育体制を教育理念に照らして、見直しをしつつ、充実を図る。〈015-1〉	本学における教育理念・アドミッションポリシーに沿って、教育懇談会において教養教育の在り方、履修体制の検討・見直しを行い、新たなカリキュラム案を作成した。 幅広い人間形成のための新教養科目である「彫刻（塑造)」（歯学科学生向け）を本年度から教養部の科目（自由選択科目）として、医学科学生にも開講した。また、自然科学系科目において、習熟度別のクラス編成を拡大し、習熟度にあわせたきめ細かい履修指導を行った。 複合領域コースの内容の充実に努め、本年度は医学科11名、保健衛生学科10名、歯学科３名の学生が履修した。 全新入生参加によるオリエンテーションにおいて、患者の治療体験談と質疑応答を通じて医療人としての動機付けを行い、入学後は教養教育課程の中で、医療施設での体験実習、医療面接を体験させた。また、専門教育課程では臨床実習体験を学内・外で経験させ、討論会を通じて意識の向上を図った。 医学科では、臨床参加型実習システムについて学生自身の達成度、教員からの学生評価、学生からの指導体制評価、実習プログラムの評価を行い、学生から高い評価を受けた。また、クラークシップ学生の到達目標達成度をEPOCにより検証した。１学年から４学年に「医学英語」の授業を実施し､小グループ議論形式による英語及び医学英語知識習得・議論技術向上を図った。また、１学年から３学年に医学英語授業にIT教材による英語発音学習を取り入れた。 歯学科では、学年混合選択セミナー「医学英語入門」でアルク教材を引き続き使用するとともに、連携教育「科学英語」においても、試験範囲に含めるなどして利用を促した。 生命情報科学教育部では、入学試験の募集要項、授業のシラバスを英語化するとともに、生命システム情報学・発生生殖科学・細胞シグナル制御学・ケミカルバイオロジー・分子構造学の講義を英語で行った。
	医学部・歯学部が協同して、早期臨床体験・視聴覚実習の充実を図る。また、継続的にマルチメデ	年度計画〈015-1〉の「計画の進捗状況」参照。 年度計画〈024-1〉の「計画の進捗状況」参照。

	ィア教材の拡充を図る。〈015-2〉	
	学士課程での科学英語、医学英語の教育の充実を図り、博士課程での英語による講義の充実を図る。〈015-3〉	年度計画〈015-1〉の「計画の進捗状況」参照。
教育プログラムについては不断の点検・整備を行う。〈016〉	自己点検・評価に従い、教育方法・教育者の評価を行い、教育現場にフィードバックする。〈016-1〉	各学科の教育委員会等を中心に教育の評価・効果について検討し、教育の現場にフィードバックした。カリキュラムの見直し、学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善、長尾学術奨励賞、短期海外研修派遣の推薦等に反映させた。 医学科では、臨床参加型実習システムについて学生自身の達成度、教員からの学生評価、学生からの指導体制評価、実習プログラムの評価を行い、学生から高い評価を受けた。また、クラークシップ学生の到達目標達成度をEPOCにより検証した。 歯学科では、５年生後期から６年生１年間の包括臨床実習の最終的なカリキュラムを決定した。
「四大学連合憲章」に基づく魅力ある独自の教育プログラムを整備する。〈017〉	四大学連合憲章に基づき、学士課程においては魅力ある独自の教育プログラムの多様化を進め、博士課程においては社会のニーズに応える新たなプログラムを創出する。〈017-1〉	年度計画〈008-2〉の「計画の進捗状況」参照。 年度計画〈009-1〉の「計画の進捗状況」参照。 年度計画〈010-1〉の「計画の進捗状況」参照。
○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 体験・実習を重視し、学生自身に医療人としての心構え、使命感、倫理観を持たせるための教育体制を充実する。〈018〉	新入生においてはオリエンテーションで患者との対話体験、また各学年ごとに医療人形成のためのカリキュラムの導入を行う。〈018-1〉	全学的に学生自身の医療人としての心構え、使命感、倫理観を持たせるために教育体制の充実に努めた。全新入生参加によるオリエンテーションにおいて、複数の患者の参加を得て、医療人体験談と質疑応答を通じて医療人としての動機付けを行った。 入学後は教養教育の中で、科目「人間関係とコミュニケーション」としてコミュニケーション技術の演習を行った。また、「行動科学基礎」として医療・福祉関連施設での体験実習を行い、改善を図るため体験実習終了後に派遣先施設と意見交換会を実施した。 医学科では、コミュニケーション教育の一環としてPBLチュートリアルを拡大し実施した。また、９名の若手医師をハーバード大学関連病院（米国）に派遣し、帰国後、各グループごとに当該分野におけるクラークシップの設立・改善にあたった。６年生７名をハーバード大学関連病院（米国）へ３ヶ月間派遣し、臨床実習を行わせた。さらに４年生４名をインペリアル・カレッジ（英国）に５ヶ月間派遣し、基礎研究自習を履修させた。 保健衛生学科看護学専攻では、本学附属病院看護師長を臨床教授、看護副師長を臨床准教授に任命し、臨床指導者研修を行い臨地実習の指導体制を強化した。また、看護技術チェックリストによる学生の技術評価をe-learningシステムから入力できるようにした。検査技術学専攻では、臨地実習の学習到達度、満足度、改善点などのアンケート調査を行い、関連各部門との合同会議で意見交換を行った。 歯学科では、３、４年生にはカリキュラムに従って臨床介助、補助の経験を積ませた。また、５年生には包括臨床実習Phase Ⅰでのオーバーラップ体制を整え（12日間）実施し、４年生には研究体験実習で研究への動機付けを行い、配属先は学内外・一部外国も含めた。 口腔保健学科では、１～４年生に一部の科目でPBLチュートリアル教育を実施した。また、４年生の学生チューター制を取り入れ、教員チューターとの比較を行った結果、発言のしやすさやセッションの楽しさなどの点で学生チューターは学生から好評であった。
	医学部・歯学部共に臨床実習直前、一定の期間、基礎研究、臨床研究を体験させ、その取りまとめをさせる。〈018-2〉	年度計画〈018-1〉の「計画の進捗状況」参照。
	医学部・歯学部が協同して、早期臨床体験・視聴覚実習の充実を図る。また、継続的にマルチメデ	年度計画〈018-1〉の「計画の進捗状況」参照。 年度計画〈024-1〉の「計画の進捗状況」参照。

	ィア教材の拡充を図る。〈018-3〉	
	継続的に学外体験実習の充実を図るため、学外の協力施設の拡充を図る。〈018-4〉	年度計画〈018-1〉の「計画の進捗状況」参照。
	大学院生の教育・研究環境の整備を継続的に進める。〈018-5〉	医歯学総合研究科では、研究の質の向上と指導体制の強化を図るべく、分野を越えた教員３名による指導体制を試行し、平成20年度から本格的実施することを決定した。 医歯学総合研究棟（Ｉ期）の講義室１，２及び症例検討室に講義撮影装置を設置し、講義内容の撮影、録画を可能とした。また、撮影したファイルをWebCTにアップし、講義終了後に学生が学内から自由にアクセスできるようにして復習や確認などのために活用した。さらに学生の実習室やラウンジなどを整備し学習環境を整えた。また、e-learningシステムとしてWebCTを社会人大学院生にも利用できるようにし、諸種教材の利用や図書館の利用による情報収集などIT利用による教育・研究環境を整備した。
○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 客観的評価基準を整備する。〈019〉	医学部・歯学部において導入されている新カリキュラムの成績評価基準を見直し、整備する。〈019-1〉	医学科では、臨床実習の評価を初期臨床医と同じEPOCで行った。また、客観的試験問題作成に関するFDを開催し、良質の試験問題を集積した。さらに全国共用試験（CBT）を５年生に実施し極めて高い成績をおさめた。 歯学科では、学生への成績開示を行うための準備を整え、本年度の成績開示を平成20年度に実施することとした。また、成績開示にはGPAを合わせて導入することとした。 保健衛生学研究科では、修士論文の研究科内公開審査をより充実させた。 教養部では、学力認定試験を実施し、補強コースを設けて成績不良者に受講させた。また、学習ソフトについて定期的な試験を行って、ソフト及び教材の改善を図った。
教員のFD研修の実施を積極的に進める。〈020〉	教員のＦＤ研修を継続的に進める。〈020-1〉	医学科では、新規採用教員を対象にしたマイクロティーチングのFD及び全教員を対象にした択一試験問題作成方法のFDを開催した。 保健衛生学科では、学部教育と大学院教育に対するFDを実施した。 歯学科では、大学院教員アドバンスFDを２回開催した。 教養部では、カリキュラム改革に関するFDを実施した。また、教養教育に関する学生アンケートを実施した。
臨床実習に関する成績評価についても評価法や評価体制の点検、整備を行う。〈021〉	臨床実習の評価システムを見直し、整備を行う。〈021-1〉	医学科では、臨床参加型実習システムについて学生自身の達成度、教員からの学生評価、学生からの指導体制評価、実習プログラムの評価を行い、学生から高い評価を受けた。また、クラークシップ学生の到達目標達成度をEPOCにより検証した。 歯学科では、６年生終了時の臨床能力判定試験の実施について決定し、実施内容、評価方法、合格基準についての概要を決定した。 保健衛生学研究科看護学専攻では、看護学臨地実習指導者ガイドラインを完成させ、検査技術学専攻では、臨地実習の小分野ごとに、指導者に出欠、知識、技術、態度の４項目について学生の評価を行った。
成績評価システムの点検と改善を常に行う。〈022〉	成績評価システムを見直し、整備を行う。〈022-1〉	年度計画〈019-1〉の「計画の進捗状況」参照。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(1)　教育に関する目標
③　教育の実施体制等に関する目標

中期目標	○教職員の配置 ・　教育の実施体制の充実を図る。 ○教育環境の整備 ・　より充実した教育環境を構築する。 ○教育の質の改善のためのシステム ・　教員の教育能力の向上を図る。 【全国共同利用施設医歯学教育システム研究センター】 ・　全国共同利用施設として、全国標準の医学・歯学教育プログラムの研究開発を推進する。 ・　全国共用の客観的学習評価システムの導入・実施・評価に関する研究開発を行い、全国の医歯学教育の場に提供する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 教育能力を重視した教員を広く公募選考するとともに、適正配置のための全学的な組織改革計画を策定し、実施する。〈023〉	教員の業績評価法を引き続き見直し、検討する。また、教員の選考・適正配置について、継続的に検討する。〈023-1〉	教員業績評価については、部局毎に教育、研究、診療等の評価項目等を定めた実施要項を基に評価を実施した。 教員の公募制の導入については、補充の緊急性、診療体制及び部門等の円滑な運営を図る必要性があると判断した場合を除き、原則公募制とした。
○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 図書館の充実とともに、多様なメディアを活用した教育体制の充実を図る。〈024〉	教育の質の向上を図る上で、図書館も含め必要な教育機器、環境設備、資料の拡充を図る。〈024-1〉	WebCTを更新し利用説明会を開催するとともに、全学生にWebCT IDを発行し登録者数は5,092名となり、WebCTコースが前年度の1.6倍増（158）となった。また、NetAcademy登録者数も1,835名と増加した。 e-learningのパンフレットを発行し、新入生に配布して情報資源を有効に使えるようにしており、また、文献検索、セキュリティ・著作権等の情報リテラシ教育を行った。 医学科では、医歯学総合研究棟Ⅰ期棟の講義室１，２及び症例検討室に講義撮影装置を設置し、講義内容の撮影、録画を可能とした。また、撮影したファイルをWebCTにアップし、講義終了後に学生が学内から自由にアクセスできるようにして復習や確認などのために活用した。 歯学部では、マルチメディアシミュレーション教材の作成をさらに推進し、基礎系・臨床系の教員が相互に協力して網羅する分野数を増やし（18分野）、教材数（147教材）を増やすとともに、歯学科４，６年生、口腔保健学科３年生に実施し、学生から高い評価を得た。また、医療コミュニケーションに関するシミュレーション教材の開発を開始し、さらに、Web版教材作成支援ツールを改良するとともに、教材作成のFDを行った。 医歯学教育システム研究センターでは、スキルスラボに新たに器材を導入するなど施設の充実を図った。また、本センター主催の各種セミナーを立ち上げ、学生、コメディカルを含め有効に活用した。さらに利用後の技術向上の評価方法について検討を開始した。
	医学部・歯学部が協同して、早期臨床体験・視聴覚実習の充実を図る。また、継続的にマルチメディア教材の拡充を図る。〈024-2〉	年度計画〈024-1〉の「計画の進捗状況」参照。
教育資源の有効活用を図るため、機能を集約する。〈025〉	教育資源の有効活用を図るために大学院分野間、研究科間の施設・設備の共有化と評価に基づき再	医歯学総合研究科（Ⅰ期）の講義室１，２及び症例検討室に講義撮影装置を設置し、講義内容の撮影、録画を可能とした。また、撮影したファイルをWebCTにアップし、講義終了後に学生が学内から自由にアクセスできるようにして復習や確認などのために活用した。さらに学生の実習

	配分を進める。〈025-1〉	室やラウンジなどを整備し学習環境を整えた。また、e-learningシステムとしてWebCTを社会人大学院生にも利用できるようにし、諸種教材の利用や図書館の利用による情報収集などIT利用による教育・研究環境を整備した。
○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 教員に対する教育業績評価システムのあり方、教育能力の向上への活用方法等について検討を進める。〈026〉	教員の教育業績評価の見直しを図る。〈026-1〉	教員業績評価については、部局毎に教育、研究、診療等の評価項目等を定めた実施要項を基に評価を実施した。 医学科では、業績評価委員会において、多項目に重み付けをしたポイント制による評価体系を構築し、再任の教員を対象に実施した。
	全学的に学生による授業評価方法を見直し、教員のFD活動にフィードバックする。〈026-2〉	医学科では、臨床実習について、EPOCを用いて診療科ごとにオンラインで評価を実施した。また、講義のオンライン授業評価に関して、項目や設備面で検討を開始した。 歯学科、口腔保健学科では、大学院教員アドバンスFDを２回実施した。 教養部では、授業評価をWebCTを利用して実施した。
医学・歯学教育のシラバス・カリキュラムの調査を行う。〈027〉	医学・歯学教育のシラバス、カリキュラムを本学の教育の理念・目標に照らして、見直しをする。〈027-1〉	医歯学教育システム研究センターでは、モデル・コア・カリキュラム改訂のための資料を作成した。また、欧州での医学教育に精通している講師を招き、講演会を開催し医学教育の改善に関する意見交換を行った。 歯学科では、Global Congress on Dental Education Ⅲに参加し、諸外国の歯学教育者と意見交換を行った。
	国外の大学の教育資料の収集と分析を行い、本学の教育の内容・質の向上を目指し、見直しを検討する。〈027-2〉	年度計画〈027-1〉の「計画の進捗状況」参照。
モデル・コア・カリキュラムの改善のための調査研究を行う。〈028〉	国内の大学の教育資料の収集と分析を行い、本学の教育の内容・質の向上を目指し、見直しを検討する。〈028-1〉	医歯学教育システム研究センターでは、モデル・コア・カリキュラム改訂のための資料を作成した。また、モデル・コアカリキュラムの英文版の見直しを行った。
学習知識と技能に関する到達度評価方法の調査研究・開発を行う。〈029〉	医歯学教育システム研究センターの学習知識・技能に関する到達度評価方法の調査研究・開発を支援する。〈029-1〉	CBT出題問題の均質性に関する評価について、正式実施１回目のデータを基準集団として正式実施２回目のデータの評価を行い、経年的変化などの研究を行い、学会で報告した。さらに（社）医療系大学間共用試験実施評価機構と協同して正式実施２回目を行ったところ、均質性が安定してきている結果となった。また、連問形式の統計学的評価については、他の問題タイプと比べ、識別力の良い問題が多く見られ、有用な試験タイプであることが明らかとなった。 平成19年度版CBT問題入力システム、試験問題作成キット、試験実施キットを作成し、全国に配布され利用された。また、問題評価管理システムを作成し、問題プールデータベースのさらなる構築を行った。さらに試験実施管理システムを用いて円滑な試験運用に寄与した。
共用試験実施機構における全国共用試験（CBTとOSCE）の実施を支援する。〈030〉	共用試験実施機構における全国共用試験に係わる研究開発並びに実施の支援をする。〈030-1〉	年度計画〈029-1〉の「計画の進捗状況」参照。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(1)　教育に関する目標
④　学生への支援に関する目標

中期目標	・　学生が、充実した学生生活を送るための学習支援・生活支援体制等の環境の充実を図る。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○支援体制 学生サービス部門の充実など支援環境の整備を進める。〈031〉	新入生に対するオリエンテーションの実施内容を検討し、学習・生活支援の充実を図る。〈031-1〉	全新入生参加によるオリエンテーションにおいて、患者との対話体験、現地でのボランティア活動を体験させ、医療人としての心構えや使命感、また患者と医療人とのコミュニケーションの在り方についての動機付けを行い、様々な観点からモチベーションを高めた。 留学生のオリエンテーションでは、学内生活と日常生活に関する情報を留学センターが作成した「留学生のためのガイドブック」で説明し、特に重要な箇所については別途ハウンドアウトを配布した。
	学年担任並びに保健管理センターによる学生のメンタルヘルス・ケアのサポート体制の強化を図る。〈031-2〉	教養部及び各学科、各研究科等において担任制、チューター制(グループ別担当教員、卒業研究担当教員)、あるいはアドバイザリー教員制等を取り、学生の日常生活、研究･教育上の相談に乗った。これらの担当教員は保健管理センターとの協力の下、学生の精神面を重視し、健康管理体制の強化を図っており、その後は各学科の学生委員会が対応した。 医学科では、３～６年生の学生を合同にした５、６名の単位にした学生グループ担任制に改善し、個々の学生に心理的あるいは社会的な問題が発生した際に、迅速に面談し、事情を精査して対応策、解決策を見出せるよう体制を整えた。 保健衛生学科では、各学年ごとにすべての教員が少人数の学生のチューターとなるシステムを構築し、学生が相談しやすい環境を整備した。 歯学科では、シラバスに授業科目責任者のオフィスアワーを記載し、学生が必要に応じて責任者と連絡が取り合える体制を確立した。 生命情報科学教育部では、留学生が所属する分野内に英語で相談に応じる教員２名をおき、アドバイスできる体制を整備した。 保健管理センターでは、本学式の自記式ストレス・抑うつ評価尺度を新入生に対し実施し、有効なデータとして教養部教員と連携して学生のメンタルヘルス・ケアを行った。
	スチューデントセンターの設置に向けて具体的な検討を進める。〈031-3〉	学生支援に関する打ち合わせを行い、今後の学生支援の方向について全学的な合意を得た。
○修学・生活相談、健康管理 修学、生活及びセクハラ等各種相談の方法や窓口体制の充実及び保健管理センターを中心とした健康指導・管理の充実を図る。〈032〉	アカハラ・セクハラ相談窓口の強化を図る。〈032-1〉	年度計画〈031-2〉の「計画の進捗状況」参照。
	学年担任並びに保健管理センターによる学生のメンタルヘルス・ケアのサポート体制の強化を図る。〈032-2〉	年度計画〈031-2〉の「計画の進捗状況」参照。
○就職・修学・経済支援 就職情報提供の見直し、就職相談窓口の設置及び就職ガイダンス等を定期的に	就職支援体制の強化を図る。〈033-1〉	保健衛生学科、口腔保健学科では、就職ガイダンス、就職支援セミナーを複数回にわたり実施し、就職支援を行った。また、外部講師を招いて学生に対し接遇研修を実施し、社会人としての心構えを学ばせた。 修士課程の学生を対象に合同就職セミナーを２回開催した。また、修士課程の就職率は74.4%

実施するなど就職活動支援の強化を図る。〈033〉		（MMAを除く）である。 学生のアルバイト紹介事業を外部委託し、学生がパソコンや携帯電話からいつでもアルバイト情報を閲覧できるようにした。
他大学との連携も含めた学生寮の整備のあり方について検討する。〈034〉	四大学連合の各大学が所有する学生寮の相互利用について検討を進める。〈034-1〉	四大学連合の各大学の担当課長との連絡会において、学生寮の相互利用について検討を進めた。 学生委員会において小委員会等の設置も含め、学生寮の今後の在り方について、さらに検討していくこととした。
課外活動施設及び大学所有の研修施設の充実を図る。〈035〉	四大学連合の各大学が所有する研修施設の相互利用について検討を進める。〈035-1〉	「東京医科歯科大学・東京外国語大学・東京工業大学・一橋大学間の合宿研修施設の相互利用について」を取り交わし、学生及び教職員の相互利用を可能とするとともに、利用者区分を学内者と同様の扱いとした。
大学全体の奨学制度の検討を進める。〈036〉	全学的な奨学制度の充実を図る。〈036-1〉	各学科の優秀な学生1名を対象に「海外研修奨励制度」に基づき、奨励金を支給した。 「小橋昌一GSK奨学金」は、MD-PhD進学者、医歯学総合研究科の基礎医学系、社会医学系の優秀な大学院生（１名）を対象に給付した。また、「小林育英会奨学金」は優秀な歯学科学生（５名）及び歯学系大学院生（３名）を対象に給付した。さらに緊急時の出費については、「菊川奨学基金」から一時援助として貸与した。
子供のいる学生に対する支援として保育環境などの検討を進める。〈037〉	子供のいる学生に対する支援として保育施設の整備等について検討する。〈037-1〉	学生及び職員を含めた保育施設について、委託運営と本学保育事業の可能性を調査・検討した。
○留学生支援 日本語教育、医歯学英語教育（日本人学生も含む）、ホームページ等を利用した修学相談など学習支援の充実を図る。〈038〉	留学生センターによる留学生の日本語教育の充実を図るとともに、科学英語、医学英語教育への積極的参加を促す。〈038-1〉	留学センターでは、日本語補講コースの「話し方」コースを３レベルに、「漢字」クラス及び「日本語eメールの書き方」を新設し充実を図った。また、医・歯学に特化したコースとして、「医療システム事情」、「医学用語」、「医学の漢字」、「科学論文の読み方」を開講した。さらに「TOEFL-iBT」セミナーを開催し日本人学生も含む大学院生を中心に約30名が参加した。 医学科では、１学年から４学年に「医学英語」の授業を実施し、小グループ議論形式による英語及び医学英語知識習得・議論技術向上を図った。また、１学年から３学年に医学英語授業にIT教材による英語発音学習を取り入れた。 歯学科では、学年混合選択セミナー「医学英語入門」でアルク教材を引き続き使用するとともに、連携教育「科学英語」においても、試験範囲に含めるなどして利用を促した。
	マルチメディア教材の英語化について、引き続き検討する。〈038-2〉	マルチメディア教材の英語版について引き続き検討することとした。 医学科では、１学年から３学年における医学英語授業にIT教材による英語発音学習を取り入れた。 歯学科では、学年混合選択セミナー「医学英語入門」でアルク教材を引き続き使用するとともに、連携教育「科学英語」においても、試験範囲に含めるなどして利用を促した。
カウンセリングやアドバイジングなど派遣及び受入れ学生の生活相談の充実を図る。〈039〉	カウンセリングやアドバイジングなど、留学生の生活相談の充実を図る。〈039-1〉	留学生の指導教員及び日本人学生のチューターとの連絡を密にした協力体制を整備し、協力体制の一環として「教職員のための留学生受入＆日本人学生送り出し手引き書」を作成し、関連部署及び教職員に配布した。
留学生用住居の確保等、経済的生活支援の方策を検討する。〈040〉	留学生用住居の確保等、経済的生活支援の方策を検討する。〈040-1〉	留学生センターでは、不動産屋等との連絡を密にして、安くて問題がない民間アパートの情報を適宜提供した。また、奨学金の応募の際に、申請者の書き方や個別の面接等の指導を行った。その結果、応募数23件のうち、14件が採択された。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(2)　研究に関する目標
①　研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	○目指すべき研究水準 ・　健康増進、予防医学・医療など罹患そのものを防ぐ２１世紀型医学・医療、歯学・歯科医療、生命科学研究を推進するとともに、国際的な研究拠点の形成を図る。 ○成果の社会への還元等 ・　臨床応用を目指した研究を推進する。 ・　研究成果を広く社会に発信するとともに、臨床医学や医療産業への応用を推進する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○目指すべき研究水準を達成するための措置 研究者の受け入れ環境を整え、国際的に優秀な研究者を確保できる体制を構築する。〈041〉	【医歯学総合研究科】 外国人を含む若手研究者の研究推進制度を推進する。〈041-1〉	附属病院を含む医学系の若手研究者育成については、今年度もメディカルフェロー制度により10名に名称を付与し、研究プロジェクト等に従事させており、引き続き間接経費を有効かつ競争的に活用している。 また、21世紀COEプログラムが主体となり、若手研究者海外・国内派遣事業を行うとともに、若手インスパイアシンポジウムを開催し、優秀者を選考、表彰し、研究費等の支援を行った。その他にも、外国人教員を含む若手研究者を積極的に採用し、実績および計画を評価した研究費を支援するとともに、大学院学生の指導を依頼しており、本年度は若手研究者として特任講師２名、特任助教１名、博士研究員である特別研究員10名、大学院生であるRA研究員22名に対して経済的にも研究面でも強力に支援した。
	【医歯学総合研究科】 国内外の大学との連携による研究体制のさらなる推進を図る。〈041-2〉	引き続き、教育ネットワーク（先端歯学国際教育ネットワーク）の大学連携を発展させ、大学院学生の研究教育指導・歯科学の重点テーマの探索などを目的としたスクールを開催するとともに、新たに東京工業大学・日本医科大学と研究指導交流協定を締結し、財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団東京都老人総合研究所と連携大学院交流協定の締結を行った。さらに、King's College（イギリス）の教員、大学院生を招聘し、本学の大学院生とともに発表会を開催し、今後の２校間研究者相互受け入れの基礎を作った。 また、引き続き、21世紀COEプログラムにより海外研究者との共同研究、研究者交流を集中的に行うとともに、大学教育の国際化推進プログラム（医療グローバル化時代の教育アライアンス）により、WHOと連携し共同研究・教育連携を行った。
	【保健衛生学研究科】 看護学・検査学における実践的研究能力の育成を行うための研究システムの構築をさらに推進する。〈041-3〉	タンペル大学（フィンランド）を訪問し、「北欧におけるがん看護を専門とする看護師教育」について情報収集と意見交換を行うとともに、「フィンランドにおける低出生体重児への育児支援制度」についての研究調査も継続して行った。また、シェフィールド大学（イギリス）との看護学教育・研究者との共同研究は、引き続き16年度より継続中である。さらに、セイナジョキ・ポリテクニック大学（フィンランド）との国際交流を深めるために、学部生および大学院生の相互派遣の計画についての意見交換を行った。 昨年度に引き続き、生体検査科学専攻後期課程学生１名をユスタス・リービック大学（ドイツ）に派遣している。ワシントン大学（米国）を訪問し、大学主催の研究交流会で発表を行った。
	【生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部】 教育研究基盤の整備を行う。〈041-4〉	生命情報科学領域の人材交流を推進して知的・人的ネットワークを拡大し、社会的ニーズ、学術研究分野の動向・進展に的確に対応するために連携大学院制度を活用した。今年度までに締結した13機関との連携大学院の連携を継続し、優秀な研究者を客員教授として確保した。 また、ケミカルバイオロジースクリーニングセンターについては引き続き関連機器の整備を行ったほか、非常勤教員の採用、ケミカルバイオロジーデータベースの作成を行うなどの充実を図り、ケミカルバイオロジー等の重点分野の研究を推進を図った。

	【生体材料工学研究所】 連携大学との連携強化や客員教員制度の積極的な活用などにより、国内外の優秀な研究者との研究交流を図る。〈041-5〉	昨年度に引き続き、バイオセンサー分野及び生体材料物性分野に各々国内及び海外より客員教授を招聘し、共同研究の実施に向けた連携体制を構築した。 また、日本学術振興会アジア・アフリカ学術基盤形成事業による海外機関との研究者交流、共同研究、シンポジウムを通じて研究交流及び若手研究者の育成を行った。さらに、北京大学口腔医学院との学術交流提携を行い、研究者の交流を一層強化した他、韓国慶北大学との研究交流協定に基づき教員を派遣するとともに、日本学術振興会外国人特別研究員制度を活用して、ウクライナ科学アカデミー及びブルガリア科学アカデミーより上級研究者を１名づつ受け入れ医歯工共同研究の推進を強化した。
	【難治疾患研究所】 海外の一流研究者の招聘を行うなど、国際的な難治疾患研究体制の構築を行う。〈041-6〉	第６回東京医科歯科大学駿河台シンポジウム「難治疾患克服への挑戦」を開催し海外の一流研究者招聘を行い、研究者との研究交流により国際的な研究協力体制を構築を図った。
	【難治疾患研究所】 先端研究拠点事業を推進する。〈041-7〉	日本学術振興会にて評価を受け国際戦略型に採択された先端研究拠点事業「骨・軟骨疾患の先端的分子病態生理学研究の国際的拠点形成」のもとに、引き続き若手研究者ネット会議、先端研究推進フォーラム、先端研究拠点事業ワークショップ、国際シンポジウムを開催するとともに、若手研究者養成のために優秀な若手研究者の研究の場を確保するなど、若手研究者養成を柱に骨・軟骨疾患の国際的研究体制の構築を推進した。また、ハーバード大学（米国）、トロント大学（カナダ）、ウイーン分子病理学研究所（オーストリア）との共同研究及び同大学間とのシニア研究者の交流、若手研究者の交流等の学際交流についても引き続き推進した。
	【難治疾患研究所】 優秀な研究者を確保できる体制を構築する。〈041-8〉	研究拠点としての優秀な若手研究者の研究の場を確保した。
社会的に要請の高い重点領域分野の研究を推進する。〈042〉	【医歯学総合研究科】 国内外の大学との連携による研究体制のさらなる推進を図る。〈042-1〉	年度計画〈041-2〉の「計画の進捗状況」参照。
	【生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部】 教育研究基盤の整備を行う。〈042-2〉	年度計画〈041-4〉の「計画の進捗状況」参照。
	【生体材料工学研究所】 バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する理論を構築し、最先端素材の創出と分子デバイスから人工臓器を包含する応用研究を展開する。〈042-3〉	昨年度に引き続き、本研究所の下記三大プロジェクトを継続展開し、分野横断型研究体制の運用や、プロジェクトリーダーの評価に基づく人的資源を含む研究資源の集中的配分、プロジェクト別進捗状況評価と研究推進へのフィードバック､国際的に優れた研究者の招聘による研究促進、研究成果の情報発信と知的財産化のための取り組みを実施している。また、前年度開発を行った研究成果のデータベースシステムの運用を行った。 １．先端医療へのナノバイオサイエンスの応用研究。 ２．バイオインスパイアード・バイオマテリアルの創製と応用研究。 ３．バイオシステムエンジニアリングの先端医療への応用研究。
	【難治疾患研究所】 難治疾患研究を推進するために、研究体制をさらに整備するとともに、客員研究部門を活用し、革新的研究手法の導入及び応用研究を行う。〈042-4〉	研究所研究教員制度を運用して部門の枠組みを越えたプロジェクト研究等を継続するとともに、各部門の研究についてさらなる充実を図ることに加え、客員部門を活用し、疾患研究および生命科学研究を実施した。また、難治疾患研究を推進する研究体制をさらに整え、疾患生命科学研究部と共同して、難治疾患に関する国際シンポジウム「難治疾患克服への挑戦」を実施した。
	【教養部】	部局長裁量経費による生物学・化学の教員による共同研究として、メラトニンおよび複数の新

	新たな異分野境界領域研究に関する共同研究計画の検討を行い、実施する。〈042-5〉	規メラトニン誘導体の破骨・骨芽細胞に対する作用を、硬骨魚類（キンギョ）のウロコを骨のモデルとして、ウロコの培養系を用いて評価し、新規合成トリブロモメラトニンが、破骨細胞の活性を抑制し、骨芽細胞の機能を促進することを確認した。これにより、新規合成トリブロモメラトニンが、骨粗鬆症の予防あるいは治療に利用できる可能性を示した。 また、保健体育学においては、平成17年度から実施してきた、健康マネジメントシステムの開発に関し、健康状態を把握するための指標の１つであるメンタルフィットネスの評価尺度についてオリジナルな評価指標の作成と実証的検証を行った。
	【附属図書館】 オンラインジャーナルや文献情報検索の充実など研究に資する図書、資料の充実を図る。〈042-6〉	電子ジャーナルのポータルを変更し、Proquest-Medical-Libraryを導入することで、契約費用の高騰を抑えつつ、タイトルの見直しを図った結果、タイトル数が250増加した。また、医中誌及びPubMedの操作説明会を行うとともに、Web of Science 及び EndNote-Web についても操作説明会を行った。なお、それぞれの説明会の映像をネットで公開している。 また、臨床支援データベース「Up To Date」、文献情報検索「Web of Sience,JCR」、学習管理システムWebCTシステムの運用を継続して行った。 また、系統的に構成された約2,000のトピックを収録し、臨床上の疑問を限られた時間で解決するための「EBM（科学的根拠に基づく医療）」 支援実践ツールDynaMedのフリートライアルを実施した他、エビデンスに基づくガイドライン、医薬品情報、E-book、CINAHL等を網羅的に検索することができる臨床ソリューションツールClinical Resource@Ovid の試験導入を行った。
２１世紀COEプログラムを中心として国際的な研究拠点の形成を図る。〈043〉	最終年度を迎えた「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び「脳の機能統合とその失調」に係る研究及び人材養成すると共にプログラムを推進する。〈043-1〉	１.「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」のCOE拠点形成事業のさらなる推進を目的として、事業推進担当者による総合プレゼンテーションならびに事業推進担当者会議を定期的に開催することにより研究教育拠点の活動を推進した。また、国際シンポジウムを開催するなど世界的拠点としての研究教育拠点の国際的交流活動を推進した。なお、今年度も数多くの分野を超えた研究成果を誌上発表・学会発表、プレスリリース等を通じて広く社会に発信した。 ２.「脳の機能統合とその失調」のCOE研究教育拠点形成事業を推進しするとともに、若手インスパイアシンポジウムを開催し優秀者を選考、表彰し、研究費等の支援も行ったほか、若手研究者として特任講師２名、特任助教１名、博士研究員である特別研究員10名、大学院生であるRA研究員22名に対して経済的にも研究面でも強力に支援するなど人材育成についても積極的に取り組んだ。また、脳統合機能研究センターの設置に向けての整備を進めた。
先端研究拠点事業を推進し、先進国との有機的な研究の連携を図る。〈044〉	【難治疾患研究所】 国内外の研究機関との連携により、骨・軟骨疾患の分子病態生理学分野の国際的な研究拠点の形成を推進する。〈044-1〉	年度計画〈041-7〉の「計画の進捗状況」参照。
○成果の社会への還元に関する具体的方策 優れた研究成果を広く公表するとともに、政府、諸医療機関、国際機関等を通じて積極的に貢献していく。〈045〉	広報活動の強化とＩＴの活用等により、研究成果を広く社会へ公開するとともに、社会への還元体制の充実を図る。〈045-1〉	広報実施体制の充実を図るため昨年度より設置された広報室において、広報業務の迅速化など広報の一層の推進を図った。また、広報室に広報業務専任の事務職員を１名増員し、広報体制のより一層の強化を図った。 具体的には、英語版ホームページ（トップページ）をリニューアルし、利用者の利便性を図るとともに、部長等連絡会において、各部局へ各ページの見直し・充実の更新を促すとともに、プレスリリースについて、昨年度に策定した選考要項・実施手順を基に、継続して精力的に実施し（本年度12件）、ホームページ・TMDUニュースへ掲載したほか、研究者総覧データベースの英語版を公開し、情報の充実を図るよう部局への周知を行った。また、英語版大学概要を新たに刊行し、留学生や外国からの来客に配布したほか、国際シンポジウム等において活用し、教育・研究への取組等を海外へ広報した。 各部局等においては、昨年度に引き続き、委員会や担当教員を中心として社会貢献のための広報活動等を行っており、その活動の一環として、ホームページを通じて研究成果をわかりやすく情報発信を行ったほか、オープンキャンパスなどの公開イベントを継続して精力的に実施しており、イベント終了後に行ったアンケートにおいて「非常に参考になった」等の評価を得た。
研究成果を産学連携や医療に結びつける体制を整え	オープンラボの活用や知的財産本部・TLOの活用等により、産学	引き続き、学内における多数の研究分野との新規共同研究や積極的な情報交換を推進し、学内支援体制の充実化を図っており、イベント等でPRできるシーズは47件になった。特許ステータス

る。〈046〉	連携を積極的に推進する。〈046-1〉	やPR対象が時期によって異なるので、製本化はせずに１枚ベスト資料として作成した。なお、海外展開を意図する案件は英文のシーズ紹介パンフレットを作成した（18シーズ）。バイオEXPOやイノベーションJAPAN等の産学交流展示会への出展で、共同研究開発案件の申し出があり、調整中である。 　また、企業側研究シーズのカタログ作りの一方で企業側技術の応用や展開を念頭においたヒアリング体制の整備の一環としていくつかの研究部門や臨床部門と企業側の個別の話し合いが進んだ。学内公開の定期的な「研究会／講演会」を発足することが企業との話し合いで決まった。共同研究スペースの拡大に向けて実質的な契約が完了した。
	研究成果をタイムリーにかつ的確に情報提供できる体制整備を推進する。〈046-2〉	高度な研究成果を地域住民や広く国民に還元することを目的として、本学医学部附属病院臨床試験管理センターにおいては従来の治験体制を維持し今年度も精力的な活動を展開しており、26件の新規治験を受託し、現在約70件の治験を実施中である。また、グローバル治験誘致のために、大学病院臨床試験アライアンスに積極的に参画し、グローバル治験２件を含む７件を受託した。さらにグローバル治験の受託件数としては、増加傾向にあり、上記のアライアンス経由の２件を含む６件を新規に受託した。 　研究成果をタイムリーかつ的確に情報提供を行う手段としてホームページの活用、プレスリリース、オープンキャンパス・講演会の実施、研究成果データベースシステムの運用等を引き続き行った。なお、知的財産本部では、特許情報誌「LIFE　SCIENCE　REPORT」を前年度と同様に４回発行した。その内容については３月に行われた米国特許裁判に関する米国判事と米国大学教授による特別講演、アールアンドアールの企業紹介とシーズ２件の紹介であり、本学知的財産本部の活動と本学シーズの社会へのPRを展開した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(2)　研究に関する目標
②　研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	○研究者の配置 ・　研究を推進するに相応しい研究者を配置する。 ○ 研究環境の整備 ・　多様なニーズに応える学術研究を支える組織と環境を整える。 ○知的財産の創出等と社会への還元 ・　研究成果を知的財産として管理・運用して社会に貢献する。 ○研究の質の向上システム ・　高度な研究を推進するため改善・評価システム等を整える。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制を継続的に見直し、弾力的な体制の整備のあり方についての検討を進める。〈047〉	自己点検・評価及び外部評価などの結果を研究実施組織の検討に活用し、基礎と臨床の融合や、組織の枠を超えた研究体制の構築を図る。〈047-1〉	引き続き、全学的に横断的基礎臨床融合型研究を積極的に推進している。特に21世紀COEプログラムは全学的な取り組みとして、所属組織や基礎・臨床といった枠を越えて連携・協力している。また、医歯工連携についても、引き続き継続されており、医歯学総合研究科、疾患生命科学研究部及び難治疾患研究所、生体材料工学研究所の各研究者間で様々な共同研究が実施されており、数多くの研究成果が誌上発表・学会発表された。(共同研究：54件) 平成19年度より、大学院教育改革支援プログラムに採択された「国際産学リンケージプログラム」を通して、研究の質の向上と国際化産学連携の強化を行った。また、同プログラムに採択された「大学院から医療現場への橋渡し研究者教育」を活用し医歯工連携体制を強化し、同じく研究の質の向上を図った。 生体材料工学研究所においては引き続き、分野部門横断型研究体制を継続し、研究費の特別配分や研究スペースの確保・整備及び設備の充実を図っている。また、難治疾患研究所においても、共同プロジェクトラボ及び研究教育スペースの確保を行った。
	国内外の大学との連携による教育・研究体制の推進を図る。〈047-2〉	昨年度に引き続き大学教育の国際化推進プログラム「医療グローバル化時代の教育アライアンス」によりWHOと連携して共同研究・教育連携を行ったほか、先端歯学国際教育ネットワークの大学連携を活用して、大学院学生の研究教育指導・歯科学の重点テーマの探索などを目的としたスクールを開催した。また、新たに財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団東京都老人総合研究所と連携大学院交流協定を締結したほか、コンケン大学歯学部（タイ）との学術交流協定を締結したほか、キングス・カレッジ（イギリス）の教員、大学院生を招聘し、本学の大学院生とともに発表会を開催し、今後の２校間研究者相互受け入れの基礎を作った。さらに、ガーナ大学野口研究所とも研究連携の基盤整備を行った。 生体材料工学研究所では、アジア・アフリカ地域での研究連携を目指した人間環境医療工学の研究交流事業を継続し海外機関との研究者交流、共同研究、シンポジウムを通じた研究交流及び若手研究者の育成を行うとともに、人材養成プログラムである「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」の教員及び学生が四大学連合講演会に参加した他、バイオセンサー分野及び生体材料物性分野に各々国内及び海外より客員教授を招聘した。 また、難治疾患研究所では海外の一流研究者を５名招聘し、国際シンポジウム（第６回駿河台シンポジウム「難治疾患克服への挑戦」）を開催したほか、フランス留学フェアの実施に合わせて、フランスの５高等教育・研究機関（パリテック農学校、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン、パリ第11大学、ポアチエ大学、国立学生交流センター）との情報交流を行った。この交流に基づき、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン（フランス）との研究・教育に関する部局間交流協定を締結した。研究交流を拡大するため、海外の５研究機関（ルイパスツール大学（フランス）、フランス筋疾患研究所（フランス）、全インド医科学研究所（インド）、香港大学（中国）、テキサス大学（米国））内の分野との分野間研究交流協定を締結した。

		国際研究交流協定に基づいた研究者の派遣（韓国、フランス）を実施した。
	研究教育活動に係る評価を研究実施体制の検討に活用するための評価制度を整備する。〈047-3〉	引き続き評価情報室を中心に、「教育」「研究」「組織・施設」「財務・病院・産学連携」の各作業部会が取りまとめを行い全学的な評価を実施した。 また、教員業績評価についての各部局における実施状況は、医歯学総合研究科歯学系、生体材料工学研究所、難治疾患研究所においては、昨年度に引き続きインセンティブの付与や評価項目間のバランスの改善等を実施しつつ、評価を行っている。また、医歯学総合研究科医学系、保健衛生学研究科においてもインセンティブの付与等を含めた評価のフィードバックについても引き続き検討しつつ評価を行っている。
海外からの研究者も含めた研究スタッフの充実を図り、国際的な研究拠点を形成できる体制を構築する。〈048〉	国際交流協定の締結などにより、学生、教員の交流などを行い、客員教員制度や共同研究プロジェクトなどを効果的に活用することで、研究スタッフの充実を図る。〈048-1〉	先端研究拠点事業「骨・軟骨疾患の先端的分子病態生理学研究の国際的拠点形成」、21世紀COEプログラム「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」「脳の機能統合とその失調」により海外研究者との共同研究推進体制を推進している。 また、引き続き客員教員・客員研究員を積極的に受け入れを行うとともに、コンケン大学歯学部（タイ）との学術交流協定を締結したほか、キングス・カレッジ（イギリス）の教員、大学院生を招聘し、本学の大学院生とともに発表会を開催し、今後の２校間研究者相互受け入れの基礎を作った。さらに、ガーナ大学野口研究所とも研究連携の基盤整備を行った。 生体材料工学研究所では、アジア・アフリカ地域での研究連携を目指した人間環境医療工学の研究交流事業を継続し海外機関との研究者交流、共同研究、シンポジウムを通じた研究交流及び若手研究者の育成を行うとともに、人材養成プログラムである「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」の教員及び学生が四大学連合講演会に参加した他、バイオセンサー分野及び生体材料物性分野に各々国内及び海外より客員教授を招聘した。 また、難治疾患研究所では海外の一流研究者を５名招聘し、国際シンポジウム（第６回駿河台シンポジウム「難治疾患克服への挑戦」）を開催したほか、フランス留学フェアの実施に合わせて、フランスの５高等教育・研究機関（パリテック農学校、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン、パリ第11大学、ポアチエ大学、国立学生交流センター）との情報交流を行った。この交流に基づき、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン（フランス）との研究・教育に関する部局間交流協力を締結した。研究交流を拡大するため、海外の５研究機関（ルイパスツール大学（フランス）、フランス筋疾患研究所（フランス）、全インド医科学研究所（インド）、香港大学（中国）、テキサス大学（米国））内の分野との分野間研究交流協定を締結した。国際研究交流協定に基づいた研究者の派遣（韓国、フランス）を実施した。
	国内外の大学との連携による教育・研究体制の推進を図る。〈048-2〉	年度計画〈047-2〉の「計画の進捗状況」参照。
最先端の研究を可能とする研究スタッフを確保できる体制を整備する。〈049〉	国際交流協定の締結などにより、学生、教員の交流などを行い、客員教員制度や共同研究プロジェクトなどを効果的に活用することで、研究スタッフの充実を図る。〈049-1〉	年度計画〈048-1〉の「計画の進捗状況」参照。
	優秀な研究者を確保するため、自己点検・評価及び外部評価などの結果を活用し、インセンティブ付与を行う体制の構築についてさらに検討する。〈049-2〉	年度計画〈047-3〉の「計画の進捗状況」参照。
	国内外の大学との連携による教育・研究体制の推進を図る。〈049-3〉	年度計画〈047-2〉の「計画の進捗状況」参照。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策 戦略的・先導的研究活動の活性化を促進するための体制の整備を図る。〈050〉	戦略的・先導的研究活動へ重点的に研究資金を配分するための体制を整備する。〈050-1〉	前年度に引き続き、21世紀COEプログラムを中心に大型プロジェクトを全学的に支援する方針が打ち出されており、これらのプロジェクトに対して優先的に教育研究環境を支援している。さらに、脳統合機能研究センターの設立にあたっての整備が進められている。 また、各部局においてはそれぞれ独自の方法で重点的研究資金の配分を行っており、医歯学総合研究科歯学系においては科学研究費補助金に採択されるなど対外的に認められた研究を重点に学部長裁量経費より資金配分を行った。疾患生命科学研究部では、ケミカルバイオロジー領域を中心としたプロジェクト研究に資金の配分を行った。両研究所においても、引き続き評価に基づいた競争的な研究資源の集中的配分を行った。
○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 研究支援組織として、全学共用の各センターのあり方を検討する。〈051〉	先端研究支援センター、疾患遺伝子実験センター等の学内共用施設の学部、研究科、研究所等への研究支援体制の見直しを行い、研究設備の共有化の推進等による効率的な運用と研究者へのサービスの充実を図る。〈051-1〉	1．疾患モデル研究センターにおいては、疾患モデルマウスの樹立、繁殖・維持管理を行うとともに、病原体モニターを強化し、感染予防体制を充実させた。また、マウスのクリーンアップを積極的に行い、S-SPF区画でのマウス飼育を充実させた。 2．引き続き、オープンラボの競争的かつ効果的なスペース運用を行っている。 3．骨・軟骨再生医療について、再生医療に関する厚生労働省指針に合致した設備・書類体系を維持しISO9001認証更新を継続している。また、硬組織再生医療の臨床応用に向け、昨年度に標準作業手順書作成と新規作業者教育を行い、今年度より軟骨再生医療を開始し、3例に対して治療を行った。また、本研究は幹細胞臨床研究倫理審査委員会開催なしで実施可能であるとの通達を得た。これにより、活性化T細胞治療、血管再生医療に加え、３つのプロジェクトが稼働中である。さらに、軟骨再生医療、移植後増殖CD4（＋）T細胞治療において企業との連携を行い、人的・物的支援を受けた。 4．先端研究支援センターでは従来から引き続き、利用者向けセミナーが行われており、利用率が上昇している。また、機器の充実を図ると共に弾力的な運用を行ったほか、海外からの研究員を受け入れた。 5．アイソトープ総合センターでは、暫定的な使用マニュアルを制定し、管理および運用面での不都合を発見し反映させるため、それに則った予備的使用を計画した。また、アイソトープ総合センター受託実習生取扱要項を学則として制定した。またそれに則って受託実習生を受け入れた。なお、平成16年の法令改正後初めての定期検査および定期確認を受け、どちらもともに指摘・注意事項を受けることなく合格した。 6．昨年度設立したケミカルバイオロジースクリーニングセンターに特任助教を配置し、機器の整備を引き続き進めるとともに、運営委員会が中心となって行う運営体制を確立した。また、難治疾患研究所と共同で運営する細胞プロテオーム解析室では、質量分析機などの運用の最適化を行った。 7．研究倫理審査の円滑化、効率化、適正化に向けた研究支援体制を生命倫理研究センターを中心に整えた。
○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 知的財産ポリシーに基づいて本学の知的財産を管理・運用し、産業界への権利の移転・活用促進などを効率的に行っていく。〈052〉	本学の研究成果について、産業界における実用化見通し等を探りライセンシングに向けての活動の充実を図る。〈052-1〉	特許出願は優先権主張出願を含めて60件余、外国出願は急増し、40ヶ国を超えた。知的財産の管理・運用が軌道に乗ったと言える。また、産業界への権利移転は、技術移転機関を利用することにより、効率的に活用促進が図れるような活動を開始した。さらに、ホームページも技術移転を意図し、企業との知財関連契約書雛型を掲載した。この知的財産本部ホームページは契約書雛型も含め英文版を作成し、海外企業がアクセスしやすいようにした。
○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 研究組織及び個々の教員の研究活動､研究実施体制､教育・診療社会貢献等に関する客観的な評価を実施する体制のあり方について検討する。〈053〉	研究組織及び個々の教員の研究活動、研究実施体制、教育・診療社会貢献等に関する客観的な評価を実施する体制の構築を図る。〈053-1〉	年度計画〈047-3〉の「計画の進捗状況」参照。

自己点検と併せて外部評価を積極的に活用する。〈054〉	自己点検・評価及び外部評価結果を研究組織の見直しや重点研究プロジェクトの検討に活用する体制の整備を図る。〈054-1〉	教員業績評価については、引き続きインセンティブの付与や評価方法のバランスの改善等を実施しつつ、評価を行っている。また、インセンティブ付与を実施していない部局においても、インセンティブ付与を含めた評価のフィードバックについて引き続き検討しつつ評価を行っている。 難治疾患研究所においては、外部諮問委員会によって組織について評価を行った。また、医歯学総合研究科など複数の部局において、来年度より外部評価を一部教員の評価に導入することに伴う整備を行った。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(3)　その他の目標
①　社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	○社会との連携・協力 ・　社会からの多様なニーズにタイムリーに対応する。 ・　生涯学習を含めた社会の学習ニーズに対応する。 ○国際交流・協力 ・　海外からの、研究、教育、診療のニーズに対して、積極的に対応する。 ・　留学生にかかる体制を充実する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○社会との連携協力のための方策 大学が有する知識、情報、技能、問題解決能力などに対する社会の要請に応えるため、社会に開かれた窓口を整備する。〈055〉	公開講座や短期履修コース等を開催し、本学の持つ知識・情報・技能等を社会に還元する。〈055-1〉	全学の取組として「公開講座企画室」が連続公開講座を企画立案、実施した。本年度は全６回にわたり「健康を創る（Ⅲ）」と題して、積極的な健康作りのための基礎的知識を医学・歯学の両面から講義した。 保健衛生学研究科では、体験型公開講座「アタマとカラダを使って健康チェック」及び科学技術振興機構より「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト」に採用された小学生向けの公開講座を実施した。 教養部では、例年実施している地域の小中学生を対象にスポーツ公開講座「みんなと泳ごうジュニア水泳教室」、「実戦!ソフトテニス教室」子供自然科学講座「なぜ？から始める理科の自由研究」を実施するとともに、秋期公開講座「ひと・社会－時空を越えて－」、コミュニケーション体験学習「話す－児童生徒の保護者とわかりあうために」を実施した。 歯学部では、歯科同窓会と連携して、歯学部教員を講師とする卒後研修コースを22件実施した。
知識･情報・技能の提供による付加価値の移転を積極的に実施する。〈056〉	企業等との連携分野の設置、関係研究機関等との連携強化等により、積極的に外部との交流を進める。〈056-1〉	企業との共同研究を実施するため、引き続きオープンラボを活用するとともに、共同研究スペースの拡大に向けての実質的な契約が完了した。 生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部では、本年度も新たに学外研究施設と連携大学院協定等に基づき連携強化を図っている。 知的財産本部では、学内における多数の研究分野との新規共同研究や積極的な情報交換を推進し、学内支援体制の充実化を図っており、イベント等でPRできるシーズは47件になった。特許ステータスやPR対象が時期によって異なるので、製本化はせずに１枚ベスト資料として作成した。なお、海外展開を意図する案件は英文のシーズ紹介パンフレットを作成した（18シーズ）。また、企業側技術の応用や展開を念頭においたヒアリング体制の整備の一環としていくつかの研究部門や臨床部門と企業側の個別の話し合いが進んだ。学内公開の定期的な「研究会／講演会」を発足することが企業との話し合いで決まった。 新たに財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団東京都老人総合研究所と連携大学院交流協定の締結、コンケン大学歯学部（タイ）と学術交流協定の締結を行ったほか、キングス・カレッジ（イギリス）の教員、大学院生を招聘し、本学の大学院生とともに発表会を開催し、今後の２校間研究者相互受け入れの基礎を作った。さらに、ガーナ大学野口研究所とも研究連携の基盤整備を行った。
医療制度改革に必要となる諸情報の収集及び提供のため､四大学連合を活用し、大学院教育と連携した包括的な活動を行う。〈057〉	四大学が参画する大学院医療管理政策学（MMA）コースにおける教育研究を充実化し、医療制度改革に必要な諸情報の収集と行政立案に対する積極的な提言を行う。〈057-1〉	MMAの研究業績の公開を目的として、出版を計画し編集のための協議を開始した。また、東京工業大学、一橋大学へのMMA講義内容の教育移転を継続し、時間枠を拡大した。さらに「医歯学領域における次世代高度専門家教育」のプログラムに選抜された大学院生へのMMA講義枠の拡大を実施し、保健衛生学研究科修士課程及びがんプロフェッショナル連携大学への講義枠拡大について検討を開始した。

社会の学習ニーズを把握するとともに、四大学連合の枠組みや他の教育研究機関との連携を活用して、包括的・横断的な生涯学習を実現する公開講座などを実施する。〈058〉	四大学連合などの枠組みを利用し、従来の医学・歯学・保健衛生学の領域にとらわれない新たな内容の公開講座等の一層の充実を図る。〈058-1〉	四大学連合協定に基づき、四大学連合附置研究所の企画で、学術研究の最前線をわかりやすく解説する講演会「環境・社会・人間における「安全・安心」を探る」と題して開催した。
民間資金を活用した設備整備を導入のあり方について検討する。〈059〉	民間資金を活用した設備整備の導入のあり方及び今後の財務状況を踏まえ、本学の設備更新計画に照らし合わせその可能性について検討を行う。〈059-1〉	平成18年度作成した設備マスタープランの見直し、①設備更新についての考え方の整理、②更新財源である自己収入額の今年度以降の増減要因を調査検討、③今中期目標・計画期間である平成21年度までの収支バランスの推計及び試算等を行った。 また、平成17年度より民間資金を活用し導入された医学部附属病院医療機器(PET/CT撮影装置)、患者用駐車場の業務委託契約について稼働状況等を踏まえ、その問題点について検討した。 これらを踏まえ、本学の設備更新計画における財源のあり方や更新時期等について検討を行った結果、確実に設備更新を推進する為には財源として自己収入及び概算要求、外部資金のほか、民間資金の活用も改めて必要性であることが確認された。
○国際交流・協力のための方策 海外との研究、教育、診療における人的交流のあり方を検討し､その計画策定、実行のサポート、実績評価及び将来計画を管理するための体制の充実を図る。〈060〉	国内外の大学、研究機関、公的機関等との交流を深め、客員教員制度などの積極的な利用や新たな研究者派遣事業などの検討により、教育・研究・診療に係る人的交流を推進する。〈060-1〉	昨年度に引き続き、全学または部局等の単位で新たに国際交流協定等を締結しており、具体的には財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団東京都老人総合研究所と連携大学院交流協定の締結、コンケン大学歯学部（タイ）と学術交流協定の締結を行ったほか、キングス・カレッジ（イギリス）の教員、大学院生を招聘し、本学の大学院生とともに発表会を開催し、今後の２校間研究者相互受け入れの基礎を作った。さらに、ガーナ大学野口研究所とも研究連携の基盤整備を行った。さらに、生命倫理の国際比較研究に向けて若手研究者をハーバード大学へ派遣する事業を開始するとともに、生命倫理に関する研究者を欧米から招聘し、国際シンポジウム「国際的視野からみた先端研究の倫理的諸問題について」を開催した。 難治疾患研究所では、フランスの５高等教育・研究機関（パリテック農学校、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン、パリ第11大学、ポアチエ大学、国立学生交流センター）との情報交流を行った。この交流に基づき、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン（フランス）との研究・教育に関する部局間交流協力を締結した。研究交流を拡大するため、海外の５研究機関（ルイパスツール大学（フランス）、フランス筋疾患研究所（フランス）、全インド医科学研究所（インド）、香港大学（中国）、テキサス大学（米国））内の分野との分野間研究交流協定を締結した。国際研究交流協定に基づいた研究者の派遣（韓国、フランス）を実施した。 また、既存の国内外の協定機関・提携機関とも積極的に交流を実施しており、今年度もハーバード・メディカル・インターナショナル（米国）やインペリアルカレッジ（イギリス）等の協定大学との学生交流（ハーバード派遣７名、インペリアル派遣４名・受入３名）や、客員教授制度を利用した研究者・教育者の受け入れ、WHOをはじめとする共同研究の実施や国際シンポジウムの開催などの事業を多岐にわたって行っている。 医歯学教育システム研究センターではEUの医学教育専門家を招聘し、ヨーロッパ、アメリカ等における医学教育事情について意見交換を行った。知的財産本部では、知財フェローのワシントン大学（米国）ロースクール研修を実施（３週間、３名参加）するとともに、フランスのリールで行われたユーロバイオに本学シーズを出展、海外展開の第１歩を踏み出した。
国際社会に研究成果、教育プログラムを発信するためのチャネルの設置を検討するなど、研究教育実績の向上を目指す。〈061〉	国内外の優れた研究・教育拠点と連携し、本学の特色を活かした研究の成果を発信するとともに、人材育成を行うための国際的研究・教育拠点を形成する。〈061-1〉	昨年度に引き続き、21世紀COEプログラムにおいて国際的教育・研究拠点の形成を目指しており、下記の２大プロジェクトについて進行中である。 １．歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティアのCOE拠点形成事業を推進し、多数の論文の発表を行うとともに、研究成果についてのプレスリリースを行い、新聞・オンラインニュース等において多くの報道が行われた。事業推進担当者とシャペロン教員、招聘国内講師が共同した総合プレゼンテーションならびに事業推進担当者会議を定期的に開催することにより研究教育拠点の活動を推進した。また、国際シンポジウムを開催するなど世界的拠点としての研究教育拠点の国際的交流活動を推進した。 ２.「脳の機能統合とその失調」のCOE研究教育拠点形成事業を推進するとともに、若手インスパイアシンポジウムを開催し優秀者を選考、表彰し、研究費等の支援も行ったほか、若手研究者

		として特任講師２名、特任助教１名、博士研究員である特別研究員10名、大学院生であるRA研究員22名に対して経済的にも研究面でも強力に支援するなど人材育成についても積極的に取り組んだ。本年度も多くのセミナー等を実施するとともに、最終年度シンポジウムとして「脳機能の理解と疾病克服への統合的アプローチ」を開催した。また、最終年度にあたって５年間の研究成果について各ユニット・事業推進担当毎に整理した冊子体の作成を行った。さらに、当該研究の発展の足場となる脳統合機能研究センターの設置に向けての整備を進めた。 上記21世紀COEプログラム以外にも、日本学術振興会先端拠点事業「骨・軟骨疾患の先端的分子病態研究の国際的拠点形成」の基に学術先進国と我国の先端研究の拠点として、共同研究、国際シンポジウム、若手研究者養成を柱に骨・軟骨疾患の国際的な研究体制を推進した。また、日本学術振興会アジア・アフリカ学術基盤形成事業による海外機関との研究者交流、共同研究、シンポジウムを通じた研究交流及び若手研究者の育成を行った。
留学生教育環境の充実を図る。〈062〉	留学生を対象に、英語による授業、演習、実習教育が恒常的に行えるように教育体制の整備を図るとともに、積極的に短期交換留学生の受け入れを推進する。〈062-1〉	留学センターでは、非英語圏からの留学生に対して「英語初級２」を実施した。 医学科では、６年生７名をハーバード大学関連病院（米国）へ３ヶ月間派遣し、臨床実習を行わせ、４年生４名をインペリアル・カレッジ（英国）に５ヶ月間派遣し、国際性豊かな医療人を養成した。また、インペリアル・カレッジ（英国）からは留学生５名を受入れ、本学での研究実習を履修させた。 医歯学総合研究科では、留学生を対象として「パブリック・ヘルス・リーダー養成特別コース」を開講し、研究指導を含めすべて英語で行った。また、日本医師会・国際学術交流基金を得て、ミャンマー、モンゴルから短期留学生を歯学系分野に受入れた。 生命情報科学教育部では、入学試験の募集要項、授業のシラバスを英語化した。また、生命システム情報学・発生生殖科学・細胞シグナル制御学・ケミカルバイオロジー・分子構造学の講義を英語で行った。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(3)　その他の目標
②　附属病院に関する目標

中期目標	【医学部附属病院】 ○管理運営体制の強化等 ・　管理運営体制を強化して、病院運営の効率化と財政基盤の充実を図る。 ○安全で良質な医療の提供 ・　患者中心の安全かつ良質な全人的医療を提供する。 ○臨床研究の推進と医療の高度化 ・　高度先進医療の開発と実践及び先端医療の導入を推進する。 ○良質な医療人の育成 ・　「豊かな人間性と高度な医療技術を兼ね備えた医療人」の育成を図る。 【歯学部附属病院】 ○管理運営体制の強化等 ・　管理運営体制を強化して、病院運営の効率化と財政基盤の充実を図る。 ○安全で良質な歯科医療の提供 ・　患者中心の安全かつ質の高い歯科医療を提供する。 ○臨床研究の推進と歯科医療の高度化 ・　高度先端歯科医療の開発と実践を進める。 ○良質な歯科医療人の育成 ・　人間性豊かな歯科医療人の育成を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	ウェイト
【医学部附属病院】 病院長のリーダーシップを確立し、病院管理運営機能を強化して、効率的な病院運営を推進するためのシステム及び運営体制の構築を図る。〈063〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 病院長補佐の職務内容を８分類（経営改善、診療整備、救命救急、研修教育、安全管理、環境サービス、情報管理、看護体制）に分担統括させ、機動的に業務を遂行させた。さらに対応する事務部門も総務課、管理課、医事課の３課で業務を分担専業化し、事務処理の迅速化・効率化を図った。また、病院長定例会で企画を図り、２週毎開催の病院長補佐、診療科・中央診療部代表を加えた病院運営検討委員会で実行策を討議し、月１回開催の全科・全部門参加の病院運営会議で最終決定を行い、トップダウン方式かつ効率的迅速な施策のもとに病院運営を行った。	次期中期計画に向けた運営体制の充実強化のため、病院長の専任化や医療企画室、情報分析室などの新設も考慮した周辺事務組織の再編成など、機能的・実践的な組織の可能性について検討する。	
	【医学部附属病院】 病院長の病院管理運営体制の一翼を担っている、副病院長体制の更なる充実強化を図るとともに、病院長補佐に関し業務上の専任化・効率化の強化を行い、病院運営の改善を推進する。〈063-1〉		（平成19年度の実施状況） 病院の管理運営に関する課題等について検討を行うため、副病院長等とのミーティングを毎週火曜日に実施した。また、病院長補佐体制について、これまでの８区分（経営改善、診療整備、環境サービス、研修教育、情報管理、安全管理、看護体制、救命救急）に加え、病院長補佐相当の役割を担う「診療情報分析担当」を設け、体制の充実を図った。		
部門別原価計算等の管理会計システムの導入による経営効率化を推進する。〈0		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 国立大学病院管理会計システムを導入し、利用できる各種データを取得するために、医事会計システム、人事給与システム、タ	部門別診療科別原価計算及び患者別疾病別原価計算を活用し、各診療科	

64〉			イムスタディシステム及び財務会計システムとの連携を行った。また、診療材料及び医薬品の消費データを高精度に取得できるようにするために、病院長補佐を座長とした診療材料システムWGを編成するとともに、医療物流システムの再構築を検討し、新システムでの運用を開始した。 病院運営会議において部門別診療科別原価計算表を公開し、今後一定周期毎に病院管理会計システムにより出力された帳票により運営状況を報告することで承認された。 患者別・疾患別原価計算システムを導入し、運用に着手した。	長等に経営状況を認識させることなどにより、経営の効率化を推進する。	
	医療情報システムの更新に対応するとともにより精度の高い管理会計のデータの取得による経営の効率化を推進する。〈064-1〉		（平成19年度の実施状況） データの精度向上を図りつつ、医療情報システムの更新に対応するため、新しいマスター（基本情報）の取り込み、設定の見直し等を行った。また、診療用器材及び薬品の物流システムについても更新し、その結果、直課（診療科・部門へ直接賦課）データが充実し、より詳細なデータの取得が可能となり、精度が向上した。		
施設・設備の効率的かつ計画的整備を図る。〈065〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 医療機器更新等５カ年計画を策定し、病院長のリーダーシップの下、緊急性・経済性を考慮し、計画的な予算措置の上、医療機器等の更新及び新規導入を図ることとし、病棟全体のシリンジポンプ・輸液ポンプ等のMEセンターが管理し全科が使用する機器の更新、手術部の基盤的整備である手術台・無影灯等の更新及び救命救急センター開設に伴う救急部から３次救急対応医療へと設備内容の著しい拡充、また、その関連病床設備の一部充実を図った。	各部門毎に策定した更新５カ年計画を基に、平成21年度における整備更新を着実に実行するとともに、次期中期計画期間内における整備計画について検討を進める。	
	各部門毎に策定した更新５カ年計画を基に、一層の効率的整備更新を図る。〈065-1〉		（平成19年度の実施状況） 平成18年度に引き続き手術部・手術台の更新、放射線部・マルチスライスCTの導入を行い、中央診療部の設備充実を図った。また、周産・女性診療科において外来環境の改善を行い、LDR室を２床設置しそれに伴う機器更新を行った。その他、MRI、超音波診断装置、放射線治療システム、内視鏡システム等、次年度以降の導入に向けた調整（委員会等）を、検査部、放射線部、光学医療診療部等と進めているところである。		
患者及び医療従事者の安全管理体制を強化する。〈066〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 医療事故防止対策を普及・実施するため、医療安全管理に関する規則を改正するとともにリスクマネージャーを選出し、クリニカルパスを使用することにより、「確立した医療」が実施可能となり、リスクマネジメント体制の向上を図った。また、インシデント等報告書の電子化を行い、分析結果を迅速にフィードバックし、啓発と再発防止を図った。 各診療科において、患者及び医療従事者の安全管理体制を強化するため、職員教育（研修）を実施した。また、レベル３ｂ以上の医療事故等発生時の迅速な対応のため、小型携帯電話機の購入と病院長、副病院長の海外出張時にも対応するため国際携帯電話機を購入した。さらに、安全情報の配布と24時間以内の医療情報端末での周知を行った。	次期中期計画期間中の安全管理体制の強化のあり方について検討を進めるとともに、継続的に各診療科、部門及び全リスクマネージャーへの事故防止マニュアルの徹底を図る。さらに医薬品・医療機器の安全使用のための研修会を実施し、安全管理体制を確立させる。	
	各診療科、部門および全リスクマネージャーへ医療事故防止マニュアルの徹底と迅速		（平成19年度の実施状況） 医療事故防止マニュアルの一部見直し及び更新を行い、充実を図るとともに、各診療科、部門並びに全リスクマネージャーへ周		

	化を図る。また、患者の多様性に応じたクリニカルパスの体系化を図る。〈066-1〉		知徹底を図った。また、医療情報システムの更新に伴い、医療情報端末で検索できるようシステムの改良を行い、迅速化を図った。さらに、患者の多様性に応じたクリニカルパスの体系化のもと、医療情報システム内で活用できるよう検討を進めた。		
患者支援体制の強化、情報公開等を行い患者サービスの向上を図る。〈067〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 患者の診療待ち時間を少なくするための方策として、当日の他科受診をスムースに行えるよう予約枠の見直しを行い運用した。 積極的な診療情報の公開について診療情報委員会で検討するとともに、病院運営検討委員会で決定し、本院の専門医を広く紹介するための小冊子を作成した。また、臓器別手術件数を院内に掲示した。 外来予約の実施状況及び外来受診患者待ち時間など、外来診療予約の運用改善について調査した結果を医療情報システムの仕様に反映させた。 医療機関における個人情報、診療情報安全管理に関する院内体制を確立するとともに、職員の意識改革のため啓発・研修活動を継続した。また、平成18年度改正になった「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の改正点の研修を行った。 医療報道から、適時、事例を引用し「安全管理ニュース」の院内配布を行い、常に個人情報管理への啓発を行った。	外来患者満足度調査の結果を受け、次期中期計画期間中の患者サービスの在り方等について検討を進める。 研修会等を通じて、継続的に個人情報保護法の職員への啓発を図る。	
	平成19年度に行う、医療情報システム更新において、予約システムを導入し、外来患者サービスの向上を図る。 また、病院図書室の充実を図る。〈067-1〉		（平成19年度の実施状況） ７月に医療情報システムを更新し、外来予約システムを充実させ、患者サービスの向上を図るとともに、電子カルテ等の運用を開始した。また、外来待ち時間表示の導入に向けて各診療科毎の実態調査を行い、実現性に向けての検討を進めた。 患者のための病院図書室の図書冊数を増やし充実を図った。		
	継続して、個人情報保護法の職員への啓発を図る。〈067-2〉		病院検討委員会、病院運営会議において、情報漏えい発生時の対応ポイント等について、関係資料を基に勉強会を行うとともに、院内関係者に配布し、個人情報管理に対する啓発を促した。		
国民の医療ニーズに即応できる柔軟な組織編成を可能とする体制を構築する。〈068〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 平成18年１月に救命救急センター長を発令し、同年７月より本格稼働を行い、ホットラインによる３次救急対応を行った。また、平成19年４月より救命救急センターの運営を厚生労働省から承認された。	継続的に、東京消防庁や関係機関等との連携を密にし、救急患者の受入れ増を図る。	
	救急患者の受入増を図り、ホットラインでの患者受入をスムーズに行う体制を作る。また、制度上の救命救急センターとしての認可を目指す。〈068-1〉		（平成19年度の実施状況） ３次救命救急施設として厚生労働省から認可され、制度上の救命救急センターとして活動を開始した。また、東京消防庁等との連携等を図り、ホットラインによる救急患者の受入れ体制を確立し、受入患者実績も相当上がっている。（救急車による受入患者数：平成18年度7,510人、平成19年度7,698人）		
診療科枠を越えた患者中心の安全かつ全人的医療を提供する体制を構築する。〈069〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 救命救急センターで救急患者の受入方法・体制、問題点等を毎月「ER運営小委員会」で検討し、迅速な解決を図ると同時に各診療科との連携を図った。 患者ベッドサイド端末による診療情報のリアルタイム・オンサイト提供を全病院内に試験的に実施した。	引き続き、救命・救急センターにおいては、診療科枠を超えた患者中心の安全かつ迅速な医療を提供するため、各診療科との連携を推進する。	

			自宅からでも患者が診療情報を閲覧できるよう、また、効率的な医療情報の提供、医療安全管理の強化を図るため検討を進め、新医療情報システムの仕様策定に反映させた。		
	医療情報システムにおいて、効果的なオンサイトエントリーを実現し、医療安全管理および患者への情報提供を行う。〈069-1〉		（平成19年度の実施状況） 医療情報システムの更新に伴う医療情報端末における、より効率的な医療情報の提供、医療安全管理の強化を図るため検討を進めた。		
	救命救急センターにおいては、診療科枠を越えた患者中心の安全かつ迅速な医療を提供する体制を確立する。〈069-2〉		救命救急センターにおける救急患者の受入方法・体制、問題点等について「ER運営小委員会」で検討を行い、諸課題に対する迅速な問題解決を図った。また、平行して、各診療科との連携充実を図るため、内科系・外科系診療科との合同カンファレンスを開催し、相互の関係を密にし、安全で患者中心の医療提供体制を確立した。		
一次あるいは二次医療機関との連携や患者への医療情報の提供により、医療の質の向上を図る。〈070〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 病診連携・医療連携をさらに推進するため、地域医療機関へパンフレット等の配布やホームページの適宜更新を行うなど病院情報の周知を図った。また、大学の大代表電話交換より直接医師用院内PHSへの通話接続を可能とし、外部者からの問い合わせに対し迅速に主治医との連絡を行い地域医療への貢献を行った。看護部、医事課等との連携をさらに促進させ、医療福祉支援センターの強化を図った。	次期中期計画期間中における病診連携・医療連携を推進するための方策等の検討を進める。	
	継続的に病診連携・医療連携を推進するため、地域医療機関に対しホームページ・パンフレット等を通じて病院情報の提供を行う。病院だよりの発行を検討する。また、医療福祉支援センターの強化を図る。〈070-1〉		（平成19年度の実施状況） 病院概要（パンフレット）の更新を行うとともに、定期的に病院のホームページの更新を行い、最新の病院情報の提供を行った。あわせて病院だより発行について検討を進めた。また、医療福祉支援センターについては、看護師による支援体制により強化を図るとともに、病病連携・病診連携の推進のため、東京都等主催の連絡会議等に積極的に参加し、様々な情報を収集した。さらに、入院患者に対する医療福祉支援の観点から「お役立ち社会支援情報」として各種療養支援情報をファイル化して各病棟に設置した。		
医科と歯科との機能的連携を推進し医療の高度化を図る。〈071〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 救命救急センター設置に伴う両附属病院協力体制を構築するため、歯科ユニットを導入するとともに、救命救急センターにおける口腔外科領域との具体的な連携について検討を開始し、連携に向けての問題点の洗い出しを行い協力体制をとった。また、歯学部に発生したアナフィラキシーショックなどで救命救急センターが出動し、救命を図るなど重症例救命に効果を認めた。	次期中期計画期間中の救命救急センターの両附属病院の合同協力体制を基盤とした合同協力体制について検討を進める。	
	継続して、両附属病院合同協力体制を検討する。救命救急センターの両附属病院協力体制を軌道に乗せる。〈071-1〉		（平成19年度の実施状況） 継続して、連携協力体制をとることで、救命救急センターに搬送された患者で、口腔裂傷のため処置が必要な患者があった場合などは、歯学部附属病院から応援を得ることができた。		
研究成果の臨床への応用や先端医療の導入を進める。〈072〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） テーラーメイド医療に貢献する可能性のある治療薬剤と遺伝子解析の組合せのスクリーニングの準備を開始し、抗癌剤の副作用	がん治療センターを中心として、放射線療法、化学療法、緩和ケアの充	

			について、患者の基礎病態の分析や遺伝子解析などからテーラーメイド医療の確立に向けて検討した。 厚生労働省から先進医療として承認された「活性化Tリンパ球移入療法」、「活性化自己リンパ球移入療法」を実施した。また、「内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術」の開発・申請を行い厚生労働省から認定された。 国際共同試験の誘致のために、「大学病院臨床試験アライアンス」を参加６大学とともに立ち上げ、活動を開始した。 世界でも最先端のがん検査装置であるPET/CT検査装置を２台導入し、がんの早期発見など専門的医療を実施した。	実を図る。	
	引き続き、抗癌剤の副作用に注目してテーラーメイド医療の実現性について検討する。〈072-1〉		（平成19年度の実施状況） 今年度においても、抗がん剤の副作用について、患者の基礎病態の分析、遺伝子解析などからテーラーメイド医療の確立に向けて検討を進めた。		
高度先進医療、専門的医療の実践のための体制整備を行う。〈073〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 厚生労働省から先進医療として承認された「活性化Tリンパ球移入療法」、「活性化自己リンパ球移入療法」を実施した。また、「内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術」の開発・申請を行い厚生労働省から認定された。 世界でも最先端のがん検査装置であるPET/CT検査装置を２台導入し、がんの早期発見など専門的医療を実施した。また、外来化学療法センターを設置し、専門的医療を実践する体制を整備した。	次期中期計画期間中の先進医療、専門的医療を実践する体制整備について検討を進める。	
	高度先進医療の開発を推進する。専門的医療の実践（特に、PET検査、外来化学療法センター）を行う。〈073-1〉		（平成19年度の実施状況） 「実物大臓器立体モデルによる手術計画」、「末梢血管細胞による血管再生治療」、「眼底三次元画像解析」を先進医療として申請を行った。 PET/CT検査装置を活用したがん検査を積極的に推し進め、件数も平成18年度2,247件から平成19年度2,782件と増加している。また、外来化学療法についても、関係診療科の理解も得ながら、件数を伸ばしてきている。		
職種毎の専門性に応じた教育・研修コースの整備を図る。〈074〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 各分野、診療科において、「専門領域の現況」、「難病と高度先進医療」などの最新の医療講演を行い、先端医療に関するセミナーを実施し、職員の資質の向上と医療レベルの向上を図った。また、様々な角度から病院における安全対策や病院職員としてのマナー・サービスの向上について、学内外の専門家を招いて実施した。 職員はもとより、学生も対象とした臨床研修を「イブニング・セミナー」として毎週金曜日に開催するとともに、接遇マナー等の講演・研修を実施し、現場での違反者にはイエローカードを発行し徹底した啓発を行った。	継続的に最新の医療に関するセミナーを実施し、知識の理解と普及啓発を図るとともに、医療従事者等全体の資質の向上と医療レベルの向上を図る。	
	継続して、最新の医療セミナーを開催し先端医療知識の理解と普及を図る。また、医療に関連した臨床研修を開催し医療従事者の資質の向上と医療レベルの向上を図る。〈074-1〉		（平成19年度の実施状況） 各分野・領域等による最新の医療講演・セミナー等を開催し、医師等の資質の向上と医療レベルの向上を図るとともに、院内数箇所に設置した「AED（自動体外式除細動器）」の使用方法等について、救命救急センター医師・看護師等を講師として、病院職員全員を対象として講習会を実施した。また、病院の目標にもなっている「患者中心の全人的医療の提供等」について、外部講師を		

			向かえ病院職員全員を対象とした研修会を実施するとともに、病院職員としての自覚を促すため、身だしなみ等に対する違反者には、イエローカードを発行し、徹底化を図った。さらに、研修医はもちろん、他の職員、学生も対象としたイブニングセミナーを毎週金曜日の夕方に開催し、医療知識の理解と普及を図った。		
学外協力施設との連携を図り卒前臨床実習及び卒後の初期及び専門臨床研修の充実を図る。〈075〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 厚生労働省の指導医講習会開催指針に沿った講習会を開催し、各診療科・関連施設の指導医の質の向上を図った。また、平成18年４月より後期臨床研修プログラムを開始し、専門診療科研修の拡充・充実を図った。 ５年生を対象にクリニカル・クラークシップを取り入れ、学生も対象者とした臨床研修を「イブニング・セミナー」として毎週金曜日に開催し、卒前臨床実習の充実を図った。 遺伝や先端医療に関する倫理セミナーを開催し、理解と普及に努めた。	引き続き、関連施設の指導医等との情報交換を密にし、卒前・卒後研修プログラムの質的向上を図る。	
	関連施設の指導医との交流を継続し、更なる卒前・卒後研修の質の向上を図るとともに、チーフレジデント制を視野に入れた後期研修プログラムの充実を図る。〈075-1〉		（平成19年度の実施状況） 本院の各診療科及び関連病院等における指導的立場の医師を対象とした「指導医研修会」を開催し、相互の連携を密にするとともに、後期研修プログラムを充実させ、指導医としての質的向上を図った。		
卒後臨床研修における多角的な評価システムの整備と体制を構築する。〈076〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 臨床教育研修センターにおいて多様な研修プログラムを計画・実行するとともに、本院や協力病院の指導医に対する講習会を実施した。 臨床研修を受けている研修医が基本的臨床能力を身に付けたかどうか、指導医・研修医それぞれの立場でEPOCを利用して研修の進行状況を把握し、臨床研修を計画通り実施しているか確認した。また、利用者（指導医・研修医）から意見等を取り入れ、利用しやすいシステムの改善に努め、評価体制の充実を図った。	引き続き、EPOC（オンライン評価システム）を活用し、指導医、研修医との話合い、意見聴取等を行い、評価体制・卒後研修のプログラムの充実を図る。	
	継続してEPOC（オンライン評価システム）を活用し指導医、研修医との話合いのなかで、卒後臨床研修プログラムの質の向上を図る。〈076-1〉		（平成19年度の実施状況） 引き続き、臨床研修に係る評価をEPOC（オンライン評価システム）を活用し行うとともに、今年度途中からバージョンアップを図り、利用者の利便性を図った。また、次年度に向けた評価体制の充実を図るため、意見聴取を行い、プログラムの充実、評価体制の充実に向けた検討を進めた。		
【歯学部附属病院】 病院長のリーダーシップを確立し、病院管理運営機能を強化して、効率的な病院運営を推進するためのシステム及び運営体制の構築を図る。〈077〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 医療担当副病院長、研修担当副病院長、病院長補佐の責任担当分野を明確にし、病院長の迅速な意志決定（リーダーシップの確立）が図れるように管理運営体制を整えた。 病院運営に関する課題等を集約的に検討するため、病院長定例会を改組し病院運営企画会議を立ち上げて病院長のリーダーシップの強化を図った。	病院運営企画会議を運営し、病院管理運営機能強化のため、病院長を中心として検討を進める。	
	【歯学部附属病院】 病院運営企画会議を運営し、病院長のリーダーシップと管理運営の強化を図る。〈0		（平成19年度の実施状況） 病院長のリーダーシップの下に病院運営企画会議を定期的に開催し、病院管理運営の強化を図った。 ユニット（歯科用治療装置）を20台更新したほか、診療室の床		

	77-1〉		改修等の院内整備を行うとともに、患者のニーズに対応して、外来診療科を再編しスペシャルケア外来を新設した。		
部門別原価計算等の管理会計システムの導入による経営効率化を推進する。〈078〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 国立大学病院管理会計システムを導入し、各種データを取得するために、医事会計システム、人事給与システム、タイムスタディシステム及び財務会計システムとの連携を行った。 データの精度向上の方策として、材料費コストを物流システムからの払出情報を抽出することで活用した。また、私費料金のマスター化を実施し収益データを整備した。 システム間のデータ連携が完了し部門別原価計算を病院幹部で共有した。また、院内において、原価計算の精度向上を図るべくワーキングを立ち上げ検討を開始した。	病院運営会議（病院最高決定機関）において、各診療科長等に部門別診療科別原価計算表を提示し、経営状況を認識させることなどにより、経営の効率化を推進する。	
	医療情報システムの更新に対応するとともにより精度の高い管理会計のデータの取得による経営の効率化を推進する。〈078-1〉		（平成19年度の実施状況） 医療情報システムの更新に対応するため、新しいマスター（基本情報）の取り込み、設定の見直し等を行った。また、精度の高い管理会計のデータを取得すべく、発生源部門が特定できない費用の配賦基準の見直しを検討するなど引き続きワーキングで検討を行った。		
施設・設備の効率的かつ計画的整備を図る。〈079〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 医療情報システムの改善について、診療情報委員会で検討した結果、より適正な診療報酬請求を行うには、レセコン（算定チェックシステム）を早急に導入することが必要であることが決定され、平成18年３月に導入し診療報酬の請求強化を図った。 病院将来構想WGを立ち上げ、Ⅱ期棟の竣工後の移転に伴う病院将来構想について検討を開始した。	情報管理システム全般の分析を行い、同システムの機能改善について検討し、次期中期計画案を作成する。　診療科等の適正な配置及び診療設備の整備等を行い、患者アメニティ等の充実について、可能なものから実現を図る。	
	新情報管理システムへの移行・運用を図る。〈079-1〉		（平成19年度の実施状況） 平成19年５月から歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営している。 食事オーダーシステム・輸血検査オーダーシステム及び手術室管理システムの改修を行った。また外来診療予約券及び薬剤引換券のレイアウトを変更し、より視認性を高めた。		
	歯学部附属病院の将来構想について、診療面積の拡充、診療科等の適正な配置及び診療設備の整備等の必要性について検討する。〈079-2〉		病院将来構想ワーキングを開催し、主として患者のプライバシー等を考慮したユニット（歯科用治療装置）の配置から、診療面積の拡充とアメニティ等の充実を検討し、平成19年度は、まず、スペシャルケア外来を新設した。		
患者及び歯科医療従事者の安全管理体制を強化する。〈080〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） リスクマネージャー会議を開催し、インシデント・アクシデントレポートの分析を行い改善策を検討するとともにその原因と改善策をニュースレターにまとめ､院内の職員に対し周知徹底させ、再発防止に努めた。また、安全対策研修会を年２回実施し、リスクマネージャーによるVTRと事例による説明・提言を行った。受講者には受講済みシールを配布し、各自のIDカードに張ることで医療安全重要性の認識を徹底させた。 国立大学医療安全管理協議会に、副病院長、リスクマネージャー、担当事務職員が参加し、多角的な医療安全に取り組んだ。 「医療安全対策マニュアル」を改訂し、医療事故の防止とその	患者及び歯科医師等に対する安全管理体制の強化を図る。	

			対応方法について周知した。		
	引き続き、歯科医療安全方策の立案等を行い、「医療安全対策マニュアル」の徹底を図る。〈080-1〉		（平成19年度の実施状況） 安全対策研修会及び心肺蘇生・AED講習会を実施して、「医療安全対策マニュアル」の徹底を図るとともに、医療安全重要性の認識を徹底させた。 さらに、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議常置委員会の歯科医療安全相互チェックワーキングチームを招集し、評価方法等の検討を行った後、国公私立大学で、医療事故防止のための相互チェックを実施した。		
患者支援体制の充実、情報公開等を行い患者サービスの向上を図る。〈081〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） カルテ管理システムの更新に伴い、カルテの所在について過去の貸出歴を含めて明らかになるシステムを導入し、患者情報の保護を図った。 学内で開催される個人情報保護関係の研修会への参加周知と、患者個人データの取扱いについて注意を喚起するポスターを貼付した。また、病院運営会議において、患者情報の持ち出し禁止について周知徹底した。 患者情報の取扱いに関して、診療中の情報開示に対応した診療情報開示要項を改訂した。 病院受付ロビーにカード（クレジットカード、デビットカード）と現金の両方が使用可能な自動精算機を４台設置し、収入窓口の合理化及び患者サービスの向上を図った。また、４階に受診票返却窓口を設置し、１階総合窓口の混雑緩和を図った。　病棟トイレの大幅な改善や１階ホール及び院内廊下の照明器具を省エネでかつ照度の高いものに切り替え院内の環境整備を図った。	情報管理システム全般の分析を行い、同システムの機能改善について検討し、次期中期計画案を作成する。　診療科等の適正な配置及び診療設備の整備等を行い、患者アメニティ等の充実について、可能なものから実現を図る。 患者アンケートの調査結果を分析し、患者サービスの向上を図る。	
	新情報管理システムへの移行・運用を図る。〈081-1〉		（平成19年度の実施状況） 平成19年５月から歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営している。 食事オーダーシステム・輸血検査オーダーシステム及び手術室管理システムの改修を行い患者支援体制の充実を図った。		
歯科診療組織の再編をするとともに診療支援職員の適正配置等を行って、歯科医療の質の向上と、歯科診療の効率化を図る。〈082〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 診療情報管理士を１名配置し、平成17年度来院患者から各科別診療録を廃止するとともに、１患者１ID番号１診療録に改め中央管理体制に整備した。入院診療録についても、平成17年４月の退院分より１患者１ID番号による中央管理とし、ICタグを利用した診療録システムの運用を開始した。 患者サービスの観点から、可能な限り日帰り入院を促進しており、さらに看護師16名を歯科衛生士に切り替え各診療科外来に配置し、歯科保健指導、歯科予防措置の充実など患者サービスの向上を図った。また、医員の新規採用数について、外来診療科の稼働額を反映した病院長持分（12名）を設定し配置した。 院内統一カルテの保管・管理の徹底を図るとともに、厚生労働省からの指導に応じて、カルテの保存期間を定めた診療録管理内規を制定した。 歯科診療組織の再編を検討した結果、高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、平成19年５月から「スペシャルケア外来」を開設することとした。 病院運営会議において、歯科衛生士増に伴う歯科衛生保健部の設置が承認された。	歯科診療組織の再編をするとともに診療支援職員の適正配置等を行い、次期中期計画案を検討する。	

	患者のニーズ・稼働額等を反映した診療組織の再編及び人員配置を行う。〈082-1〉		（平成19年度の実施状況） 診療情報委員会の主催で、診療記録の記載・管理に関する講習会を開催し、診療情報管理士により診療記録に関し必要な知識を修得させるとともに、診療記録管理の重要性について認識させた。 高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、スペシャルケア外来を開設した。 各診療科の稼働状況を考慮して、医員を各診療科に配置した。		
医科と歯科との機能的連携を推進し歯科医療の高度化を図る。〈083〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 医学部附属病院からの救命救急センターの設置に向けた申し入れに対して、本院では口腔外科医の派遣による協力を行うこととし、救命救急センターから口腔外科に連絡が入った場合、歯科医師は可及的速やかに救命救急センターに出向いて対処した。 医科領域の疾患を併発している患者で歯科領域の手術を要する患者に対しては、医病における全身管理の下に、歯病各担当医師が医病手術部で手術を実施した。また、両病院共用の診療情報提供書を作成し、両病院それぞれの関連医療機関に送付した。	医学部附属病院との連携を強化して、安全管理面、患者サービスの向上を図る。　救命救急センターへの具体的な協力体制を構築する。	
	医学部附属病院との連携を強化して、安全管理面、患者サービスの向上を図る。〈083-1〉		（平成19年度の実施状況） 引き続き、医科領域の疾患を併発している患者で歯科領域の手術を要する患者に対しては、医学部附属病院における全身管理の下に、歯学部附属病院各担当歯科医師が医学部附属病院手術部で手術を実施した。		
	救命救急センターへの具体的な協力体制を構築する。〈083-2〉		救命救急センターから口腔外科に連絡が入った場合、歯科医師は、可及的速やかに救命救急センターに出向いて対処している。		
研究成果の臨床への応用や先端歯科医療の導入を進める。〈084〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 歯科器材・薬品開発センターを設置し、新しい歯科材料や薬品等の情報収集及び臨床研究、臨床応用ができる体制を整備した。歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良における諸問題について、同センター主催のシンポジウムを開催し、アンケートによる情報収集を行うとともに、各関係者に法的な治験の手続き等について指導・周知した。また、新たに薬剤師１名を採用し同センターで治験の研修を受けた薬剤師を毎週１名、CRCとして交替で勤務させ、医薬品等の管理業務を行う体制を整えた。 特別教育研究経費として予算化された「レーザーによる非観血的唾石破砕摘出法の開発」による、治療法の開発を行い、高度先進医療の申請について検討を行った。先進医療として、「歯科用小照射X線CT及び歯科用実体顕微鏡を用いた根尖周囲外科手術のための診査」を厚生労働省に申請中であり、承認後は研究成果の臨床へ応用が期待できる。	歯科器材・薬品開発センターによるシンポジウム等を開催し、医療ニーズの高い歯科器材の迅速な医療現場への導入を目指す。 引き続き、先端歯科医療の開発を進める。	
	歯科器材・薬品開発センターによる歯科材料に関する治験関係情報の収集及び治験手続き等の周知を行う。〈084-1〉		（平成19年度の実施状況） 前年度に引き続き歯科器材・薬品開発センターによるシンポジウム等を開催し、歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良について、各関係者に法的な治験の手続き等について指導・周知した。		
	引き続き、先端歯科医療の開発を進める。〈084-2〉		先進医療（新規技術）として、「X線CT診断装置及び手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術」及び「歯周外科治療におけるバイオ		

			・リジェネレーション法」の２件が厚生労働省に承認されたので、今後研究成果の臨床への応用を図る。		
一般歯科医療では行われ難い難治性歯科疾患等への取り組みを継続して進める。〈085〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 総合診療科を新設し、四大診療科とし、特殊な口腔疾患や機能障害に対応するため、息さわやか外来及び摂食リハビリテーション外来を開設した。睡眠時無呼吸症候群患者に対する専門外来として、歯科総合診療部にいびき無呼吸歯科外来を設置し、診療科長、外来医長を配置した。また、病院のホームページ及び外来案内で専門外来の設置や診療内容を紹介するとともに、摂食・嚥下友の会を立ち上げ患者支援の充実を図った。 病診連携による地域医療に貢献するため、地域歯科医療連携センターを設置した。各診療科で行ってきた紹介患者の対応等の業務を一本化し、紹介先リストの作成、礼状発送等の業務を開始した。また、紹介元へ患者の来院通知として病院長名の報告書を送付した。 荒川区の専門歯科医療機関及び千代田区歯科医師会の歯科専門医療機関として医療連携を推進した。	いびき無呼吸歯科外来の診療の更なる充実及び難治性歯科疾患等への取り組みについて次期中期計画案を検討する。 地域の専門歯科医療機関として医療連携を推進する。 地域医療機関に対し、本院の先進医療や難治性疾患に対する取り組み及び高度高額な医療機器等の情報を提供する。	
	いびき無呼吸歯科外来の診療の充実及び外来患者数の増を図る。〈085-1〉		（平成19年度の実施状況） 歯科総合診療部に設置した睡眠時無呼吸症候群患者に対応するいびき無呼吸歯科外来の更なる診療の充実、外来患者の増を図った。 平成18年度の月平均外来患者数76人から、平成19年度は95人に増加した。		
	地域歯科医療連携センターの規定を制定し、地域歯科医療を推進するための体制整備を行う。〈085-2〉		歯科放射線外来に大幅に性能の向上したCT装置を導入した結果、外部からの依頼を含め、平成19年度の実績で撮影件数は、対前年度比32.2％増（3,787件）、稼働額においては対前年度比40.5％増（5,371万円）という進捗が図られた。 地域歯科医療連携センターにより、主治医と事務部が個別に送付していた紹介元への患者来院報告書を、電子カルテ上で紹介元へ報告書の送付の有無をチェック出来るようにした。また地域歯科医療連携センターの規定を制定し、平成20年４月から適用することとした。		
歯科器材・薬品の開発・治験を行う体制を整備する。〈086〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 歯科器材・薬品開発センターを設置し、新しい歯科材料や薬品等の情報収集及び臨床研究、臨床応用ができる体制を整備した。歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良における諸問題について、同センター主催のシンポジウムを開催し、アンケートによる情報収集を行うとともに、各関係者に法的な治験の手続き等について指導・周知した。また、新たに薬剤師１名を採用するとともに、同センターで治験の研修を受けた薬剤師を毎週１名、CRCとして交替で勤務させ、医薬品等の管理業務を行う体制を整えた。	歯科器材・薬品開発センターによるシンポジウム等を開催し、医療ニーズの高い歯科器材の迅速な医療現場への導入を目指す。 次年度以降の治験及び臨床研究の実施について次期中期計画案を検討する。	
	歯科器材・薬品開発センターによる歯科材料に関する治験関係情報の収集及び治験手続き等の周知を行う。〈086-1〉		（平成19年度の実施状況） 前年度に引き続き歯科器材・薬品開発センターによるシンポジウム等を開催し、歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良について、各関係者に法的な治験の手続き等について指導・周知した。		

臨床教育、生涯教育、臨床研究体制の充実を図る。〈087〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 歯科総合診療部の人員を増強し、臨床研修の管理・運営体制を整備した。また、歯科臨床研修センターを開設するとともに、指導歯科医講習会を延べ６回開催し、総数120名が参加した。さらに臨床研修管理委員会及び指導歯科医講習会で協力型研修施設について説明を行い、協力型研修施設数を34施設まで拡充した。 平成19年度以降の後期（２年次）研修のプログラムを作成した。	必修化した臨床研修と後期（２年次）研修について総括し、卒後歯科医師の臨床研修体制の構築を図る。	
	必修臨床研修修了後の若手歯科医師に対し、後期臨床研修により継続してキャリア形成を図る。〈087-1〉		（平成19年度の実施状況） 必修臨床研修の協力型研修施設数の拡充のため、新たに３施設を厚生労働省に申請している。（現在34施設）また、研修協力施設として６箇所の特別区保健所と協定した。 オンライン歯科臨床研修評価システム（DEBUT)の集積機能により、臨床研修医の研修実績データの収集が容易になった。また、全体の評価・研修等の分析に利用できる体制が整った。 後期臨床研修医（歯科レジデント）の研修プログラム、募集要項を作成した。また、平成20年度以降の後期臨床研修プログラムを検討した。		
卒前臨床実習、卒直後研修、生涯研修等、一貫した歯科医師及びコデンタルスタッフの教育･研修システムを構築する。〈088〉		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 卒前臨床教育については、新歯学カリキュラム施行に向けて、「包括総合臨床実習カリキュラム」を実施した。また、コ・デンタルスタッフを含めた生涯臨床教育については、口腔保健教育研究センターと連携してカリキュラムを検討した。 口腔保健教育研究センター運営委員会で歯科医師､歯科衛生士､歯科技工士を含めた総合的な卒後教育機関の設置について検討を開始した。	歯科医師及びコデンタルスタッフの教育･研修システムを構築し、生涯教育について次期中期計画案を検討する。	
	口腔保健教育研究センターと歯科臨床研修センターとの連携・統合について検討する。〈088-1〉		（平成19年度の実施状況） 文部科学省の平成19年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に、口腔保健教育研究センター長（副病院長）が事業担当者となる「社会的なニーズに対応した歯科衛生士および歯科技工士への再教育プログラム」が採択された。本事業により歯科衛生士および歯科技工士の免許保持者に対して、患者個々のニーズに対応した高度な保健・医療を提供できる能力を付与しスキルの向上を図る。本事業により得られる研修システム等を活用し、口腔保健教育研究センターと歯科臨床研修センターとの統合について検討した。		

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(3)　その他の目標
③　研究所に関する目標

中期目標	【生体材料工学研究所】 ○生体材料並びに生体工学に関する世界的先導研究拠点を目指す。 ○生体材料工学に関する知的財産の創出並びに情報発信拠点として機能する。 ○研究成果の医歯学への応用を図り、研究者育成を含む社会への還元を推進する。 【難治疾患研究所】 ○治療の困難な疾患の病因の基盤となるメカニズムの研究を推進し、診断並びに治療に寄与する知見を社会に提供する。 ○我国における難治疾患・遺伝性疾患の研究・診断・治療の中心的な情報基盤を提供する拠点として機能する。 ○難治疾患研究を担う次世代の若手研究者を養成する研究の場を確立する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【生体材料工学研究所】 バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する世界的最先端研究を実施する体制を構築する〈089〉	【生体材料工学研究所】 国内外の大学や研究施設との連携を強化し、バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する情報・知識の集積を図り、基礎研究・応用研究を進展させる体制を整備する。〈089-1〉	日本学術振興会アジア・アフリカ学術基盤形成事業による海外機関との研究者交流、共同研究、シンポジウムを通じた研究交流及び若手研究者の育成を行った。北京大学口腔医学院との学術交流提携に基づき、教員との交流を図るとともに、韓国慶北大学との研究交流協定に基づき教員派遣を行い、日本学術振興会外国人特別研究員制度を活用して、ウクライナ科学アカデミー及びブルガリア科学アカデミーより上級研究者を１名づつを受け入れを継続するなど医歯工共同研究を強化を推進した。
	プロジェクトラボを整備し、先端研究を積極的に推進する体制の構築を図る。〈089-2〉	昨年度からの共同機器室の新規整備に併せ先端設備の充実を図った。また、人材養成プログラム講義室の整備を図った。
	若手研究者の育成及び学生の教育体制等の見直しを進める。〈089-3〉	今年度もBioFuture Encouragement Prize Competitionを継続して実施するとともに、研究成果発表会(助教授、助手)を実施し、その評価結果に基づき研究資源を各プロジェクトに傾斜配分した。(研究費±30%、教員・スペースの重点配分) また、学内他部局と連携して「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」プログラムを継続実施した。
人材を含む研究資源を弾力的かつ機動的に活用し、研究基盤・支援体制の整備を図る。〈090〉	組織や部門の枠にとらわれない資源配分の仕組みや、研究基盤・支援体制を推進する。〈090-1〉	昨年度に引き続き、助手、助教授対象の研究成果発表会を行い、評価を実施し、評価結果に基づき各プロジェクトへの研究資源の傾斜配分（研究費±30%、教員・スペースの重点配分）を実施している。また、バイオセンサー分野及び生体材料物性分野に各々国内及び海外より客員教授を招聘した。
バイオマテリアル・バイオエンジニアリングに関する学際的基礎を深化させ、分子デバイスから人工臓器を包含する先端的応用研究を推進する。〈091〉	先端医療へのナノバイオサイエンスの応用や、バイオインスパイアード・バイオマテリアルの創製と応用、バイオシステムエンジニアリングの先端医療への応用等、本研究所における重点領域について積極的に推進する。〈091-1〉	昨年度に引き続き、先端医療へのナノバイオサイエンスの応用研究、バイオインスパイアード・バイオマテリアルの創製と応用研究、バイオシステムエンジニアリングの先端医療への応用研究の３大プロジェクトを継続し、マルチファセット型研究体制（分野部門横断型研究体制）の構築やプロジェクトリーダーによる人的資源を含む研究資源の集中的配分により、重点研究領域において効果を上げている。また、評価と研究推進へのフィードバック及び研究成果の情報発信と知的財産化のための取り組みを引き続き実施した。
【難治疾患研究所】 難治疾患の病態生理学研究に対して、革新的かつ先	【難治疾患研究所】 国内外の大学や研究施設との連携を強化し、研究者交流や共同研	フランスの５高等教育・研究機関（パリテック農学校、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン、パリ第11大学、ポアチエ大学、国立学生交流センター）との情報交流を行った。この交流に基づき、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン（フランス）との研究

端的な技術を常に導入し、かつ駆使して解明する研究体制を構築する。〈092〉	究を積極的に推進し、難治疾患の病態基盤に対する研究体制を強化する。〈092-1〉	・教育に関する部局間交流協力を締結した。研究交流を拡大するため、海外の５研究機関（ルイパスツール大学（フランス）、フランス筋疾患研究所（フランス）、全インド医科学研究所（インド）、香港大学（中国）、テキサス大学（米国））内の分野との分野間研究交流協定を締結した。国際研究交流協定に基づいた研究者の派遣（韓国、フランス）を実施するとともに、海外の一流研究者を５名招聘し、国際シンポジウム（第６回駿河台シンポジウム「難治疾患克服への挑戦」）を開催するなど、国際的な難治疾患研究体制の構築を推進した。 さらに、設備面においても大学院教育研究支援施設として、ケミカルバイオロジースクリーニング施設の充実を図った。
	学術先進国との先端研究拠点事業を推進する。〈092-2〉	日本学術振興会にて評価を受け国際戦略型に採択された先端研究拠点事業「骨・軟骨疾患の先端的分子病態生理学研究の国際的拠点形成」のもとに、学術先進国と我が国の先端研究の拠点として、共同研究・国際シンポジウム・若手研究者養成の３点を柱に、骨・軟骨疾患の国際的研究体制を推進した。また、先端研究推進フォーラム（シニア会議）、若手研究者ネット会議、先端ライフ・ワークショップを定期的に実施し、シニア研究者の交流ならびに若手研究者の交流を図った。
難治疾患克服の社会的ニーズに呼応した研究基盤を整備するとともに本学臨床各科と連携し、難治疾患・遺伝性疾患の研究・診療体制を支援する。〈093〉	先端的な難治疾患研究に対応した研究体制・研究基盤を推進する。〈093-1〉	引き続き、21世紀COEプログラム、先端研究拠点事業、特別教育研究経費プログラム、科学技術振興調整費プログラムに取り組むとともに、難治疾患研究の病態解明と新たな診断、治療、予防法の開発を目的に三大部門や部局ならびに組織を越えた連携研究体制の構築に取り組むとともに競争的な研究費の配分により難治疾患研究を推進した。また、設備面においても大学院教育研究支援施設として、ケミカルバイオロジースクリーニング施設の充実を図った。
	社会的ニーズに柔軟に呼応可能な研究体制の推進を図る。〈093-2〉	社会的希求度の高い難治疾患の病態解明と新たな診断、治療、予防法の開発を目的に三大部門や部局ならびに組織を越えた連携研究体制の構築に取り組み萌芽的研究を推進し成果を上げるとともに、難治疾患研究、大学院教育研究支援実験施設の充実化を図り研究基盤の整備に努めた。 生命倫理研究センターと連携し、研究倫理審査体制の在り方の改善を図った。
難治疾患研究基盤と基礎生命科学基盤を融合した学際的研究を推進する。〈094〉	疾患生命科学研究部・生命情報科学教育部との連携を強化し、難治疾患研究基盤と基礎生命科学基盤を融合した学際的研究を推進する。〈094-1〉	疾患生命科学研究部・生命情報科学教育部との緊密な協力体制を強化し、21世紀COEプログラムにおける研究協力など難治疾患研究基盤と基礎生命科学基盤を融合した学際的研究の推進を継続した。
難治疾患研究の先端研究を担う若手研究者の育成を図る。〈095〉	若手研究者の育成を図る。〈095-1〉	科学技術振興調整費に基づく若手研究者の自立的研究環境整備促進プログラムである「メディカル・トップトラック制度の確立」を推進し、優秀な若手研究者の確保ならびに競争的な育成を図っており、メディカル・トップトラック国際シンポジウムを開催するなど、積極的な活動を行った。 また、昨年度に引き続き、難治疾患研究助成、研究発表会による表彰、研究評価に基づく難治疾患研究資金の配分、「研究所研究教員」制度についても継続して実施し、若手研究者の育成を図った。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
(3)　その他の目標
④　附属学校に関する目標

中期目標	○教育活動の基本方針 ・　豊かな人間性と専門職としての高い倫理観を有し、口腔保健学の高度な専門的知識と技能を備えた歯科医療従事者の育成を図る。 ○学校教育・運営体制 ・　学校の教育理念の実現にふさわしい教育･運営体制を構築する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	ウェイト
教育活動の基本方針に応じた教育内容を確認･整備の上、歯学部及び歯学部附属病院を中心とした各部局等との密接な連携体制の充実を図る。〈096〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 歯学部、歯学部附属病院との連携を強化し、新素材、新技術を駆使した多種類の歯科技工物製作を通じて先進的な知識・技術の習得を目指し、臨床実習の拡充・充実を図り、本科学生の技術力・臨床力の向上に努めた。また、実習科では、高度な卒業研究ができるように体制を整えた。	歯学部及び歯学部附属病院との連携を強化し、歯科技工士学校教育の質の向上を図る。	
	歯科技工士学校教育に歯学部教員が積極的に参加し、質の向上を図る。〈096-1〉		（平成19年度の実施状況） 歯学部、生体材料工学研究所の教員が講義、実習等に積極的に参加し、教育の質の向上を図り、効果を上げた。		
口腔保健分野における高度な教育研究体制のあり方について検討し、整備を図る。〈097〉		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年４月に口腔保健学科を開設し､教員組織を整備した。 本学歯学部附属の技工士学校における教育の高度化を目指し、工学系との連携を踏まえたカリキュラムを検討し、口腔保健学科に４年生大学・口腔プロセス工学専攻（案）の設置に向けて、教育カリキュラム、組織整備計画を立てた。	歯科技工学に係わる学問領域の見直しを図り、高度専門職業人の養成について継続的に検討する。	
	歯科技工学に係わる学問領域の見直しを図り、高度専門職業人の養成について継続的に検討する。〈097-1〉		（平成19年度の実施状況） 口腔保健学科に４年生大学・口腔プロセス工学専攻（案）の設置に向けて､継続的に検討し､計画案をまとめ準備を行った。		

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○　教育研究等の質の向上の状況

１　大学の教育の質の向上

（１）幅広い教養を持った豊かな人間の養成

本学では、高い倫理観や人間的共感能力を持った医療人を養成するために臨床体験を重視し、以下の方策を講じている。

全新入生参加のオリエンテーションを実施し、患者の医療体験談と質疑応答を通じて医療人としての動機付けを行った。また、入学後は教養教育課程の中で、医療施設での体験実習、医療面接を体験させるとともに、「人間関係とコミュニケーション」としてコミュニケーション技術の演習を行った。専門教育課程においても各学科で早い段階からそれぞれ学内外で臨床体験実習を行っており、医学科では、MICの一環として病院見学、患者エスコート実習、医療人シャドウイング実習を行い、保健衛生学科看護学専攻では、臨地実習の看護技術チェックリストを用いて、学生の技術評価をe-learningシステムから入力できるようにした。歯学科では、３年次学生に臨床体験実習において臨床介助・補助の体験を積ませた。また、口腔保健学科では小学校での健康教育・集団健康指導実習を体験させることで意識の向上を図った。

（２）自己問題発見・解決型の創造的人間の養成

早期臨床体験実習では、その都度、自己の知識と基本的な技術をつき合わせる模擬体験を実施し、レポートの提出、合同報告会あるいはPBL（Problem-Based Learning）チュートリアル教育を実施した。このように医療人としての人間形成を目指すとともに、自己問題発見・解決能力の養成に努めた。また、高学年になると診療参加型実習を行い、実際に患者と接しつつ、問題提起し、臨床指導者による確認と指導を受けながら問題解決に当たっている。

医学科では、臨床参加型実習システムについて学生自身の達成度、教員からの学生評価、学生からの指導体制評価、実習プログラムの評価を行い、学生から高い評価を受けた。また、クラークシップ学生の到達目標達成度をEPOC（臨床研修評価システム）により検証した。

歯学科では、包括臨床実習PhaseⅠでのオーバーラップ体制を整え、５年生に実施した。

（３）国際感覚の育成と国際交流の推進

本学の理念として「国際感覚と国際的競争力に勝れる人間の養成」を掲げている。本学が国際交流に重点を置いていることから、各学部では日本人学生はもとより、英語の不得意な留学生にも様々な英語教育の方策を講じている。

医学科では、１学年から４学年に「医学英語」の授業を実施し、小グループ議論形式による英語及び医学英語知識習得・議論技術の向上を図った。また、１学年から３学年に医学英語授業にIT教材による英語発音学習を取り入れた。

歯学科では、学年混合選択セミナー「医学英語入門」でアルク教材を引き続き使用するとともに、連携教育「科学英語」においても、試験範囲に含めるなどして利用を促した。

留学生センターでは、非英語圏からの留学生に対して「英語初級２」を実施した。また、「TOEFL-iBT」セミナーを開催し、大学院生を中心に30名が参加した。

本学では、海外大学等と積極的に教員・学生の交流を進めており、本年度も大学間・学部間連携協定に基づき、積極的に教員・学生の交流を進めている。

本学海外研修奨励制度により、各学科１名の学生を海外に派遣した。

医学科では、６年生７名をハーバード大学関連病院（米国）へ３ヶ月間派遣し、臨床実習に参加させた。さらに、４年生４名をインペリアル・カレッジ（英国）に５ヶ月間派遣し、基礎研究実習を履修させた。

歯学科では、コンケン大学歯学部（タイ）と学術交流協定を締結し、また、協定校であるペンシルバニア大学歯学部（米国）ほか５大学から34名の短期研修を受入れた。

（４）IT教育

教育メディア支援専門委員会及びメディア情報掛を中心にe-learning教育の全学的支援を強化した。全学生にWebCT IDを発行し登録者数は5,000名を超えて、WebCTコースが前年度の1.6倍増となった。また、WebCTを更新し利用説明会を開催するとともに、e-learningのパンフレットを発行した。さらに新入生に配布して情報資源を有効に使えるようにし、文献検索、セキュリティ・著作権等の情報リテラシ教育を行った。

医学科では、医歯学総合研究棟（Ⅰ期）の講義室１，２及び症例検討室に講義撮影装置を設置し、講義内容の撮影、録画を可能とするとともに撮影したファイルをWebCTにアップし、講義終了後に学生が学内から自由にアクセスできるようにして復習や確認などのために活用した。

歯学部では、マルチメディアシミュレーション教材の作成をさらに推進し、基礎系・臨床系の教員が相互に協力して網羅する分野数を増やし（18分野）、教材数（147教材）を増やすとともに、歯学科４，６年生、口腔保健学科３年生に実施した。また、医療コミュニケーションに関するシミュレーション教材の開発を開始し、Web版教材作成支援ツールを改良するとともに、全教員を対象にした教材作成のFDを行った。さらに歯学部校舎棟の講義室に講義撮影装置と無線LANを設置した。また、病院診療室と講義室をe-learningで結び、診療室で術者が診療を行っている映像を講義室で学生が見学しながら、術者と学生が双方向に質疑応答を行える授業（通称：臨床ライブ授業）を確立した。

２　大学の研究の質の向

本学が全学的な支援をし、21世紀COEプログラムとしても採択されている「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び「脳の機能統合とその失調」について、本学の医学・歯学を中心とした医系総合大学院大学という特徴を活かした事業を継続的に展開した。この２つの大型プロジェクトは、以下に挙げるように優れた研究と、次世代を担う優秀な研究者を育成するユニークな取り組みを実施しており、研究拠点としての成果を順調に上げている。

「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」プログラム

COE拠点形成事業のさらなる推進を目的として、硬組織疾患ゲノムセンターの研究体制を充実し、特に疾患ゲノムの領域において学際的研究を推進した。多数の論文発表を行うとともに、「脳内因子が骨を制御」、「関節リウマチ制圧に向けた新しい抗リウマチ薬の発見」の研究成果についてはプレスリリースを行い、新聞・オンラインニュース等において多くの報道が行われた。事業推進担当者とシャペロン教員、招聘国内講師が共同した総合プレゼンテーションならびに事業推進担当者会議を定期的に開催することにより、研究教育拠点の活動を推進した。さらに、国際シンポジウム及びCOEシンポジウム、国際的に著名な海外研究者によるCOE海外招聘者講演会を開催するなど世界的拠点としての研究教育拠点の国際的交流活動を積極的に推進した。

「脳の機能統合とその失調」プログラム

引き続きCOE研究教育拠点形成事業を推進するとともに、COE拠点形成特別研究員および大学院生から選抜されたRA研究員から成る若手インスパイアシンポ

ジウムを開催し、優秀者の選考、表彰、研究費支援を行ったほか、特任講師２名、特任助教１名、博士研究員である特別研究員10名、大学院生であるRA研究員22名に対して経済的にも研究面でも強力に支援するなど、若手研究者の育成についても積極的に取り組んだ。本年度も多くのセミナー等を実施するとともに、最終年度シンポジウムとして「脳機能の理解と疾病克服への統合的アプローチ」を開催した。また、最終年度にあたって過去５年間の研究成果について各ユニット・事業推進担当毎に整理した冊子体の作成を行った。さらに、当該研究の今後の発展の足場となる脳統合機能研究センターの設置が決定し、設置に向けての整備を進めた。

これら２つの21世紀COEプログラム以外にも、本学では多様なアプローチによる研究を推進しており、今年度においては、大学院教育改革支援プログラムに採択された「国際産学リンケージプログラム」を通して、研究の質の向上と国際化産学連携の強化を図った。また、同プログラムに採択された「大学院から医療現場への橋渡し研究者教育」を活用し医歯工連携体制を強化し、同じく研究の質の向上を図った。さらに、研究の社会性、倫理性の質の向上に向けて生命倫理研究センターを中心とした教育、啓発体制の確立をはかり、医学系大学倫理審査委員会連絡会議及び国際シンポジウム「国際的視野からみた先端研究の倫理的諸問題について」を主催した。

「西アフリカ地域の研究拠点を核とした感染症研究の戦略的展開」や「メディカル・トップトラック(MTT)制度」をはじめとした継続中の他の多くのプログラム等についても、引き続き積極的に推進しており、それらを通して医歯工連携や、海外を含む学外機関との連携及び研究者間の交流、若手研究者の育成等を図った。

○　附属病院について

１．特記事項

（１）医学部附属病院

【平成16～18事業年度】

①　EPOC（インターネットを利用した研修評価・管理システム）は順調に稼働した。また、利用者の意見も反映したシステムの改善を行った。定期的にEPOC運営委員会を開催し、より使い易いシステム構築を行った。

②　臨床研修システムのさらなる充実を図る目的で、毎年度、厚生労働省の指針に基づき指導医研修会を開催し、関連病院を含めた臨床研修に携わる指導医の教育を行った。

③　初期臨床研修を修了した医師をスムーズに専門研修に移行させ、さらに卓越した専門研修能力を習得させるため、平成18年度から新たな後期臨床研修プログラムを開始した。

④　救命救急センター設立計画を、①救急医学の卒前卒後教育の充実と救急医の市中第一線病院への充足、②歯学部附属病院との連携による顎顔面救急医療の提供、③高気圧治療などを含めた海難救助医療への対応、などの３本柱に基づき立案し、平成19年４月より運営を開始することを厚生労働省から承認された。

⑤　医療機関との連携、患者に対する情報提供を図ることを目的に、本院の診療科毎の専門医を顔写真入りで紹介したパンフレットを作成し、広域な地域医療機関に配布した。

⑥　先進医療、専門的医療の実践面では、「活性化Tリンパ球移入療法」、「活性化自己リンパ球移入療法」及び「内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術」が先進医療として承認された。また、世界でも最先端のがん検査装置であるPET/CT装置を２台設置し、順調に稼働した。

⑦　個人情報保護法の施行に伴い、医療機関における個人情報、診療情報管理体制の確立を図るとともに、職員の意識改革のための啓発・研修を継続して行った。また、医療情報システム上の情報管理の徹底と次期システム上での安全管理、特に個人情報管理の取扱い上の制限を行うなど、システム上の再構築も行った。

⑧　病院受付ロビーにクレジットカード、デビットカードによる医療費の自動精算機を２台設置し、以前から３台設置してある現金自動精算機と併せ、収入窓口の合理化と患者サービスの向上を図った。

【平成19事業年度】

①　厚生労働省の指針に基づいた指導医研修会を開催し、関連病院を含めた臨床研修に携わる指導医の教育を行い、臨床研修の充実を図った。

②　EPOCを活用し、初期研修プログラムの充実を図るとともに、よりよい評価体制の整備とするため、利用者からの意見聴取を行い、EPOC運営委員会において議論を深め、システムの改良を行った。

③　卓越した専門研修能力を習得させるため、後期臨床研修プログラム（平成18年度から実施）の２年生を受け入れた。

④　平成19年３月30日付で、制度上の救命救急センターとして認可され、３次救命救急施設として本格的に稼働を始めた。また、東京消防庁等の連携等を図り、ホットラインによる救急患者の受入れ体制を確立し、受入患者実績も相当上がっている。(救急車による受入患者数【　】は内数でホットライン平成18年度7,510人【724件】から平成19年度7,698人【1,329件】)

⑤　先進医療、専門的医療の実践面では、「実物大臓器立体モデルによる手術計画」、「末梢血管細胞による血管再生治療」、「眼底三次元画像解析」を先進医療として申請を行っている。

（２）歯学部附属病院

【平成16～18事業年度】

①　病院運営に関する課題等を集約的に検討するため、病院長定例会を改組し病院運営企画会議を立ち上げ、病院長のリーダーシップの強化を図った。

②　毎月開催される病院運営会議に各診療科、各部門の患者数・稼働額・診療単価を報告した。また、歯科医師の個人別診療費請求額を総務課内に掲示公表し、経営意識の向上を図り、収益増について多方面からアプローチすることを徹底させた。

③　診療情報委員会（診療入力レセコン機能WG）で、医療情報システムの改善について検討した結果、診療報酬をより適正に行うために、レセコン（算定チェックシステム）を導入した。

④　卒前の臨床実習、卒後の歯科臨床研修の充実を図るため歯科臨床研修センターを設置し、歯科医師臨床研修の必修化に対応して、協力型研修施設数を34施設まで拡充するとともに、指導歯科医講習会を延べ６回開催し、総数120名が参加した。また、平成19年度以降の後期（２年次）研修プログラムを作成した。

⑤　診療情報管理士１名を配置するとともに、平成17年度来院患者から各科別診療録を廃止し、１患者１ID番号１診療録に改め中央管理体制に整備した。また、カルテ管理システムの更新に伴い、カルテの所在について過去の貸出歴を含めて明らかになるシステムを導入し、患者情報の保護を図った。

⑥　歯科保健指導等の充実、さらに病院経営の改善の観点から、看護師16名を歯科衛生士に切り替え、各診療科外来に配置した。

⑦　歯科器材・薬品開発センターを設置し、新しい歯科材料や薬品、先端材料等の情報収集及び臨床研究、臨床応用ができる体制を整えた。また、地域住民及び地区歯科医師会からの要望に的確に応えるために、地域歯科医療連携センターを設置した。

⑧　総合診療科を新設して四大診療科とし、特殊な口腔疾患や機能障害に対応

するため、摂食リハビリテーション外来を開設した。また、睡眠時無呼吸症候群患者に対する専門外来として、歯科総合診療部にいびき無呼吸歯科外来を設置した。高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、スペシャルケア外来を開設することとしている。

⑨　病院受付ロビーにカード（クレジットカード、デビットカード）と現金の両方が使用可能な自動精算機を４台設置し、収入窓口の合理化及び患者サービスの向上を図った。１階総合窓口の混雑緩和のため、新たに４階に受診票返却窓口を設置した。また、病棟トイレの大幅な改善、１階ホール及び院内廊下の照明器具を省エネでかつ照度の高いものに切り替えて、院内の環境整備を図った。

【平成19事業年度】

①　一般の病院とは異なる大学病院固有の意義、役割を含め、地域連携や社会貢献の強化

１）地域歯科医療連携センターにおいて主治医と事務部が個別に送付していた紹介元への患者来院報告書を、電子カルテ上で紹介元へ報告書の送付の有無をチェック出来るようにし、報告書送付の確認を的確に行った。そのほか、紹介元データーベースを作成した。

２）平成19年度に歯科放射線外来に大幅に性能の向上したCT装置を導入した結果、外部からの依頼を含め、平成19年度の実績で撮影件数は、対前年度比32.2%増（3,787件）、稼働額においては対前年度比40.5%増（5,371万円）という進捗が図られた。

３）高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、「スペシャルケア外来」を開設し、全身状態に応じて医学的管理下で治療を行う必要のある患者はスペシャルケア外来、高齢健常者は各専門外来科で診療する患者ニーズに対応した診療体制を整えた。

②　社会的・地域的ニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応

１）国立大学附属病院長会議常置委員会の歯科部門担当として、国公立14大学の委員からなる歯科医師臨床研修問題ワーキングチーム委員会を開催し、臨床研修の評価及び臨床研修の見直し点等の検討を行った。また、歯科医師臨床研修に関して、文部科学省及び厚生労働省に対する要望・提言について検討を行った。

２）平成20年度歯科診療報酬改定に伴い、国立大学附属病院長会議常置委員会の歯科部門担当として、厚生労働省保険局より３名の講師を招き、国公私立大学61病院、150名の参加を得て歯科診療報酬改定に関する説明会を開催した。

③　大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、運営や教育研究診療活動

１）臨床研修必修化後の後期臨床研修について、３コースの研修プログラムにより歯科レジデントの養成を開始した。これにより、卒直後１年の必修臨床研修で修得した基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を習熟統合し、総合診療能力を身につけて、高度先進的技術の実践及び生涯研修の必要性を理解する資質の高い歯科医師の養成が可能となった。

２）歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営し、レセコン（算定チェックシステム）により、診療報酬の請求をより適正に行うシステムを構築した。また、同システムの円滑な運営、開発等のため、情報処理担当の専門職員を新たに業務課に配置した。

３）国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議常置委員会の歯科医療安全相互チェックワーキングチームを招集し、評価方法等の検討を行った後、国公私立大学で、医療事故防止のための相互チェックを実施した。

４）患者サービスの向上を図るため、外来患者アンケート及び入院患者アンケートを実施した。さわやかサービス委員会に於いてアンケートの調査結果を分析し、今後の患者さんとの更なる信頼関係構築を図る。

④　その他、大学病院を取り巻く諸事情（固有の問題）

本院は昭和57年度に１日外来患者数750人程度を想定して建築されたものであるが、平成19年度の１日外来患者数は約1,800人に達し、診療面積の拡充及び施設の整備は、喫緊かつ最重要課題になっている。このため、「病院将来構想ワーキンググループ」で主として患者のプライバシー等を考慮したユニット（歯科用治療装置）の配置から、診療面積の拡充とアメニティ等の充実を検討している。

２．共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

（１）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上

○　教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況

【医学部附属病院】

・　研修教育を担当する病院長補佐を配置するとともに、臨床教育研修センターを設置し支援体制を整備した。

・　治験や自主臨床試験などの円滑な実施サポートを行う臨床試験管理センターを設置した。

【歯学部附属病院】

・　卒前の臨床実習、卒後の歯科臨床研修の充実を図るため歯科臨床研修センターを設置するとともに、歯科総合診療部の人員を増員し、臨床研修の管理・運営体制を強化した。

・　歯科器材・薬品開発センターを設置し、新しい歯科材料や薬品、先端材料等の情報収集及び臨床研究、臨床応用ができる体制を整えた。

○　教育や研究の質を向上するための取組状況

【医学部附属病院】

・　臨床研修システムのさらなる充実を図る目的で、毎年度、厚生労働省の指針に基づき指導医研修会を開催し、関連病院を含めた臨床研修に携わる指導医の教育を行った。

・　２年間の臨床研修を修了した医師をスムーズに専門研修に移行させ、さらに卓越した専門診療能力を習得させるため、平成18年度から新たな後期臨床研修プログラムを開始した。

・　臨床研修を受けている研修医が基本的臨床能力を身につけたかどうか、指導医・研修医それぞれの立場でEPOCを利用して研修の進捗状況を把握した。また、利用者から意見等を取り入れ、利用しやすいシステムの改善に努め、評価体制の充実を図った。

・　国際共同試験の誘致のために、「大学病院臨床試験アライアンス」を参加６大学とともに立ち上げ、活動を開始した。

・　「活性化Tリンパ球移入療法」、「活性化自己リンパ球移入療法」及び「内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術」が先進医療として承認され、高度先進医療を実施した。

【歯学部附属病院】

・　平成18年度から始まった歯科医師臨床研修の必修化に対応して、協力型研修施設数を34施設まで拡充するとともに、指導歯科医講習会を延べ６回開催し、総数120名が参加した。また、平成19年度以降の後期（２年次）研修プログラムを作成した。

・　歯科器材・薬品開発センターでは、歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良における諸問題について、同センター主催のシンポジウムを開催し、各関係者に治験の手続き等について指導・周知を行った。
・　先進医療として、「歯科用小照射X線CT及び歯科用実体顕微鏡を用いた根尖周囲外科手術のための診査」を厚生労働省に申請中であり、承認後は研究成果の臨床への応用が期待できる。

（２）質の高い医療の提供

○　医療提供体制の整備状況

【医学部附属病院】
・　救命救急センターで救急患者の受入方法・体制、問題点等を毎月「ER運営小委員会」で検討し、迅速な解決を図ると同時に各診療科との連携を図った。
・　看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）の達成のために看護師を大幅に確保した。また、後期臨床研修制度を開始し、大幅な人員を確保した。診療体制について、特に救命救急センター及び手術部門の強化を図るため教員11名を学長裁量人員枠で重点配分した。

【歯学部附属病院】
・　総合診療科を新設して四大診療科とし、特殊な口腔疾患や機能障害に対応するため、摂食リハビリテーション外来を開設した。また、睡眠時無呼吸症候群患者に対する専門外来として、歯科総合診療部にいびき無呼吸歯科外来を設置した。高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、スペシャルケア外来を開設することとしている。

○　医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

【医学部附属病院】
・　医療事故防止対策を普及・実施するため、医療安全管理に関する規則を改正しリスクマネージャーを選出した。また、インシデント等報告書の電子化を行い、分析結果を迅速にフィードバックし、啓発と再発防止を図った。さらに各診療科において､患者及び医療従事者の安全管理体制を強化するため、職員教育（研修）を実施した。

【歯学部附属病院】
・　リスクマネージャー会議を開催し、インシデント・アクシデントレポートを分析して改善策を検討するとともに、その原因と改善策をニュースレターにまとめ、職員に対し周知徹底と再発防止に努めた。
・　安全対策研修会を年２回実施し、リスクマネージャーによるVTRと事例による説明・提言を行っており、受講者には受講済みシールを配布し、各自のIDカードに張ることで医療安全重要性の認識を徹底させた。さらに「医療安全対策マニュアル」を改訂し、医療事故の防止とその対応方法について周知した。

○　患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

【医学部附属病院】
・　病院受付ロビーにクレジットカード、デビットカードによる医療費の自動精算機を２台設置し、以前から３台設置してある現金自動精算機と併せ、収入窓口の合理化と患者サービスの向上を図った。また、ホームページの適宜更新・パンフレット等の配布を行うなど、病院情報の提供を行った。
・　外来予約の実施状況及び外来受診患者待ち時間など、外来診療予約の運用改善について調査した結果を医療情報システムの仕様に反映させた。
・　平成16～18年度に厚生労働省が調査する病院顧客満足度調査を実施し、毎年度の報告書を基に、院内のさわやか委員会において改善点等を議論し、さらなる患者サービスの向上に努めた。

【歯学部附属病院】
・　病院受付ロビーにカード（クレジットカード、デビットカード）と現金の両方が使用可能な自動精算機を４台設置し、収入窓口の合理化及び患者サービスの向上を図った。１階総合窓口の混雑緩和のため、新たに４階に受診票返却窓口の設置や採血業務を検査部に一元化した。また、病棟トイレの大幅な改善、１階ホール及び院内廊下の照明器具を省エネでかつ照度の高いものに切り替えて院内の環境整備を図った。

○　がん・地域医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

【医学部附属病院】
・　世界でも最先端のがん検査装置であるPET/CT装置を２台導入し、がんの早期発見など専門的医療を実施した。

【歯学部附属病院】
・　総合診療科を新設して四大診療科とし、特殊な口腔疾患や機能障害に対応するため、摂食リハビリテーション外来を開設した。また、睡眠時無呼吸症候群患者に対する専門外来として、歯科総合診療部にいびき無呼吸歯科外来を設置した。高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、スペシャルケア外来を開設することとした。

（３）継続的・安定的な病院運営

○　管理運営体制の整備状況

【医学部附属病院】
・　２名の副病院長を配置（内科系、外科系）し、病院の管理・運営に関する企画・立案をはじめ、院内における教育・研究・診療に関わる職務を分担させるとともに、病院長補佐の職務内容を８分類（経営改善、診療整備、救命救急、研修教育、安全管理、環境サービス、情報管理、看護体制）＋病院長補佐相当の役割を担う「診療情報分析担当」に分担統括させ、機動的に業務を遂行させた。また、病院長定例会（病院長、副病院長、事務部長、総務・管理・医事課長）で企画を図り、病院運営検討委員会で実行策の討議を行い、病院運営会議で最終決定しトップダウン方式かつ効率的迅速な施策のもとに病院運営を行った。

【歯学部附属病院】
・　病院運営に関する課題等を集約的に検討するため、病院長定例会を改組し病院運営企画会議を立ち上げ、病院長のリーダーシップの強化を図った。
・　医療担当副病院長、研修担当副病院長、病院長補佐の責任担当分野を明確にし、病院長の迅速な意志決定が図れるよう管理運営体制を整えた。

○　経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

【医学部附属病院】
・　国立大学病院管理会計システムを導入するとともに、病院運営会議において部門別診療科別原価計算表を公開し、今後一定周期毎に病院管理会計システムにより出力された帳票により運営状況を報告することで承認された。

【歯学部附属病院】
・　国立大学病院管理会計システムを導入し、医事会計システム、財務会計システム等と連携を行っており、システム間のデータ連携が完了し部門別原価計算を病院幹部で共有した。また、平成18年度から原価計算の精度向上を図るべくワーキングを立ち上げ検討を始めた。
・　毎月開催される病院運営会議に各診療科、各部門の患者数・稼働額・診療単価を報告した。また、歯科医師の個人別診療費請求額を総務課内に掲示公表し、経営意識の向上を図るとともに、収益増について多方面からアプローチすることを徹底させた。

○　収支の改善状況

【医学部附属病院】

・　収入増の取組状況については、看護配置基準（７対１看護）の達成のために看護師を大幅に確保した。また、救命救急センターやPET/CT装置の設置により患者数の増加や診療単価の改善といった取組を行った。

・　コスト削減の取組状況については、同種同効品を見直し規格の統一化を図ることにより、購入価格の見直しを図った。また、物流センターの設置による医療用消耗品等の一括管理、棚卸しの実施などにより、不良在庫を一掃し効率的な納入を図った。

【歯学部附属病院】

・　収入増の取組状況については、平成17年度末に改定した私費料金及び算定チェックシステムの導入により診療報酬の請求強化を図った。

○　地域連携強化に向けた取組状況

【医学部附属病院】

・　医療機関との連携、患者に対する情報提供を図ることを目的に、本院の診療科毎の専門医を顔写真入りで紹介したパンフレットを作成し、さらに広域な地域医療機関に配布した。

【歯学部附属病院】

・　病診連携による地域医療に貢献するため、地域歯科医療連携センターを設置するとともに､各診療科で行ってきた紹介患者の対応等の業務を一本化し、紹介先リストの作成、礼状発送等の業務を開始した。

【平成19事業年度】

（１）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上

○　教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況

【医学部附属病院】

・　研修教育を担当する病院長補佐及び臨床教育研修センターを中心に、卒後臨床研修の充実に取り組んだ。

・　治験や自主臨床試験などの円滑な実施サポートを行う臨床試験管理センターを中心に、治験や自主臨床試験を積極的に取り組んだ。

【歯学部附属病院】

・　病院将来構想ワーキングを開催し、Ⅱ期棟竣工後の移転に伴う病院診療面積の拡充及び診療設備の整備等について検討を開始した。

・　歯科器材・薬品開発センターの構成員として生体材料工学研究所の教員を配置し、業者の治験等に関する相談に対応した。前年度に引き続き歯科器材・薬品開発センターによるシンポジウム等を開催し、歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良について、各関係者に法的な治験の手続き等について指導・周知した。

・　国立大学附属病院長会議常置委員会の歯科医師臨床研修問題ワーキングチームを招集し臨床研修の見直し点等の検討を行い、全国的な臨床研修体制の改善を図った。

○　教育や研究の質を向上するための取組状況

【医学部附属病院】

・　厚生労働省の指針に基づいた指導医研修会を開催し、関連病院を含めた臨床研修に携わる指導医の教育を行い、臨床研修の充実を図った。

・　２年間の臨床研修を修了した医師をスムーズに専門研修に移行させ、卓越した専門研修能力を習得させるため、後期臨床研修プログラム（平成18年度から実施）の２年生を受け入れた。

・　EPOCを活用し、初期研修プログラムの充実を図るとともに、よりよい評価体制を整備するため、利用者からの意見聴取を行い、EPOC運営委員会において議論を深め、システムの改良を行った。

・　臨床試験管理センターでは、大学病院臨床試験アライアンスに積極的に参画し、グローバル治験２件を含む７件を受託した。また、グローバル治験の受託件数としては、増加傾向にあり、上記のアライアンス経由の２件を含む６件を新規に受託した。

・　「実物大臓器立体モデルによる手術計画」、「末梢血管細胞による血管再生治療」、「眼底三次元画像解析」を先進医療として申請を行った。

【歯学部附属病院】

・　臨床研修必修化後の後期臨床研修について、３コースの研修プログラムにより歯科レジデントの養成を開始した。これにより、卒直後１年の臨床研修で修得した基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を習熟統合し、総合診療能力を身につけて、高度先進的技術の実践及び生涯研修の必要性を理解する資質の高い歯科医師の養成が可能となった。

・　臨床研修の研修協力施設として新たに６カ所の特別区保健所と協定を行い研修施設の充実を図った。

・　先進医療（新規技術）として、「X線CT診断装置及び手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術」及び「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」の２件が厚生労働省に承認された。

（２）質の高い医療の提供

○　医療提供体制の整備状況

【医学部附属病院】

・　平成19年３月30日付で、制度上の救命救急センターとして認可され、３次救命救急施設として本格的に稼働を始めるとともに、東京消防庁等の連携等を図り、ホットラインによる救急患者の受入れ体制を確立し、受入患者実績も相当上がっている。（救急車による受入患者数【　】は内数でホットライン平成18年度7,510件【724件】から平成19年度7,698件【1,329件】）

・　看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（７対１看護）を達成するとともに、看護職員の教育内容・教育体制の充実を図った。また、後期臨床研修制度による２年生の受入れを開始した。

【歯学部附属病院】

・　高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、スペシャルケア外来を開設し、全身状態に応じて医学的管理下で治療を行う必要のある患者はスペシャルケア外来、高齢健常者は各専門外来科で診療する患者ニーズに対応した診療体制を整えた。

・　歯科放射線外来に大幅に性能の向上したCT装置を導入した。外部からの依頼を含め、平成19年度の実績で撮影件数は対前年度比32.2％増（3,787件）、稼働額においては対前年度比40.5％増（5,371万円）という進捗が図られた。

・　ユニット（歯科用治療装置）20台の更新、CT装置、プラズマ滅菌器・歯科用エアドライヤー等の医療機器更新及び冷暖房・給湯設備の改修を行い、患者アメニティの充実と診療環境の整備を図った。

○　医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

【医学部附属病院】

・　医療事故防止対策を普及・実施するため、毎月定例的にリスクマネージャー会議を開催し、医療事故防止・危機管理等について周知徹底を図った。また、医療事故防止マニュアルの一部見直し・更新を行い充実させた。さらに、医療情報システムの更新に伴い、医療情報端末で検索できるようシステム改造を行い、迅速化を図った。

【歯学部附属病院】

・　安全対策研修会及び心肺蘇生・AED講習会を実施して、医療安全重要性の認識を徹底させた。
・　本年度に、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議常置委員会の歯科医療安全相互チェックワーキングチームを招集し、評価方法等の検討を行った後、国公私立大学で、医療事故防止のための相互チェックを実施した。
・　前期・後期で各５日間安全対策研修会を実施し、リスクマネージャーによるVTRと事例による説明・提言を行った。

○　患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

【医学部附属病院】
・　病院概要（パンフレット）の更新を行うとともに、定期的に病院のホームページの更新を行い、最新の病院情報の提供を行った。また、入院患者に対する医療福祉支援の観点から「お役立ち社会支援情報」として各種療養支援情報をファイル化して各病棟に設置した。
・　平成18年度に実施した病院顧客満足度調査の報告書を基に、院内のさわやか委員会において改善点等を議論し、さらなる患者サービスの向上に努めた。

【歯学部附属病院】
・　病院将来構想ワーキンググループで主として患者のプライバシー等を考慮したユニット（歯科用治療装置）の配置から、診療面積の拡充とアメニティ等の充実を検討した。
・　患者サービスの向上を図るため、外来患者アンケート（外来患者数：1,795名　配布数：1,155枚　回答者：932名　回収率：80.7%）及び入院患者アンケート（長期入院患者66人へ依頼　回答者：33名　回収率：51.6%）を実施した。さわやかサービス委員会に於いてアンケートの調査結果を分析し、今後の患者さんとの更なる信頼関係構築を図る。

○　がん・地域医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

【医学部附属病院】
・　PET/CT検査装置を活用したがん検査を積極的に推し進め、件数も平成18年度2,247件から平成19年度2,782件と増加した。また、外来化学療法についても、関係診療科の理解も得ながら、化学療法レジメンの管理体制を強化しつつ件数（平成19年度4,154件）を伸ばした。

【歯学部附属病院】
・　高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行いスペシャルケア外来を開設した。全身状態に応じて医学的管理下で治療を行う必要のある患者はスペシャルケア外来、高齢健常者は各専門外来科で診療する患者ニーズに対応した診療体制を整えた。

（３）継続的・安定的な病院運営

○　管理運営体制の整備状況

【医学部附属病院】
・　病院長補佐の職務内容を８分類（経営改善、診療整備、救命救急、研修教育、安全管理、環境サービス、情報管理、看護体制）に分担統括させ、機動的に業務を遂行させた。また、副病院長と事務管理者を含めた病院長定例会で企画を図り、病院運営検討委員会で実行策の討議を行い、病院運営会議で最終決定しトップダウン方式かつ効率的迅速な施策のもとに病院運営を行った。

【歯学部附属病院】
・　病院運営企画会議を毎週１回開催し、病院長のリーダーシップの強化を図った。
・　医療担当副病院長、研修担当副病院長、病院長補佐の責任担当分野を明確にし、病院長の迅速な意志決定が図れるよう管理運営体制を整えた。

○　外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

【医学部附属病院】
・　財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審した。低い評価を得た事項について、見直しを検討している。

○　経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

【医学部附属病院】
・　国立大学病院管理会計システムを活用しながら、病院運営会議において部門別診療科別原価計算表を公開し、一定周期毎に病院管理会計システムにより出力された帳票により運営状況を報告した。

【歯学部附属病院】
・　国立大学病院管理会計システムを導入し、医事会計システム、財務会計システム等と連携を行っており、システム間のデータ連携が完了し部門別原価計算を病院幹部で共有した。また、平成18年度から原価計算の精度向上を図るべくワーキングを立ち上げ検討を行った。
・　引き続き毎月開催される病院運営会議に各診療科、各部門の患者数・稼働額・診療単価を報告した。また、歯科医師の個人別診療費請求額を総務課内に掲示公表し、経営意識の向上を図るとともに、収益増について多方面からアプローチすることを徹底させた。

○　収支の改善状況

【医学部附属病院】
・　収入増の取組状況については、看護師を大幅に採用し、看護配置基準（７対１看護）を達成した。また、救命救急センターやPET/CT装置の設置により患者数の増加や診療単価の改善といった取組を行った。
・　同種同効品を見直し規格の統一化を推進し、購入価格の見直しを図るとともに、物流センターの設置による医療用消耗品等の一括管理、棚卸しの実施などにより、不良在庫を一掃し効率的な納入を行った。

【歯学部附属病院】
・　歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営し、レセコン（算定チェックシステム）により、診療報酬の請求をより適正に行うシステムを構築した。また、同システムの円滑な運営、開発等のため、情報処理担当の専門職員を新たに業務課に配置した。

○　地域連携強化に向けた取組状況

【医学部附属病院】
・　病病連携・病診連携の推進のため、東京都等主催の連絡会議等に積極的に参加し、様々な情報収集を行った。

【歯学部附属病院】
・　地域歯科医療連携センターにより、主治医と事務部が個別に送付していた紹介元への患者来院報告書を、電子カルテ上で紹介元へ報告書の送付の有無をチェック出来るようにし、報告書送付の確認を的確に行った。
・　紹介元データーベースを作成した。

Ⅲ　予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※　財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ　短　期　借　入　金　の　限　度　額

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績	
1　短期借入金の限度額 ４９億円 2　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1　短期借入金の限度額 ４９億円 2　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	実績なし	

Ⅴ　重　要　財　産　を　譲　渡　し　、　又　は　担　保　に　供　す　る　計　画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績	
予定なし	予定していない。	実績なし	

Ⅵ　剰　　余　　金　　の　　使　　途

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績	
○決算において剰余金が発生した場合は、 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	実績なし	

Ⅶ　そ　の　他　　１　施設・設備に関する計画

中　期　計　画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
・湯島地区総合研究棟新営工事 ・小規模改修	総額 11,687	施設整備費補助金 (11,687)

（注１）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注２）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

年　度　計　画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
・湯島地区総合研究棟新営工事 ・小規模改修	総額 3,713	施設整備費補助金 (3,680) 国立大学財務・経営ｾﾝﾀｰ施設費交付金 (　33)

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

実　績

施設・設備の内容	決定額（百万円）	財　源
・湯島地区総合研究棟新営工事 ・小規模改修	総額 3,710	施設整備費補助金 (3,677) 国立大学財務・経営ｾﾝﾀｰ施設費交付金 (　33)

○　計画の実施状況等

湯島地区総合研究棟新営工事は18-19国債と19-21国債があり、18-19国債の契約は全て完了した。19-21の３年国債については、20及び21年度分の事務費を除き契約は全て完了した。また、小規模改修についても契約は全て完了した。

Ⅶ　そ　の　他　　２　人事に関する計画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
個人の業績を適切に評価し、評価結果を処遇に反映させるシステムを検討する。〈167〉	個人評価項目・評価方法等の構築及び評価を実施し、評価に基づくインセンティブ付与を行う。〈167-1〉	「(1)業務運営の改善及び効率化」p. 16, 参照
全学的視点から人件費管理を行い、人材の有効活用を検討する。〈168〉	人件費のより効率的な運用を行う体制について整備する。〈168-1〉	「(1)業務運営の改善及び効率化」p. 17, 参照
労働安全衛生法に基づき健康安全管理組織体制を新たに構築し、作業環境測定等、労働安全衛生管理の充実を図る。〈169〉	労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。〈169-1〉	「(4)その他業務運営に関する重要事項」p. 58～59, 参照
任期制の導入を促進し、教育研究の活性化を図る。〈170〉	(16年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)	
職員の能力開発、専門性の向上のため、研修の充実を図る。〈171〉	職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修の継続的な実施を行う。〈171-1〉	「(1)業務運営の改善及び効率化」p. 19, 参照
任用制度及び給与制度の見直しを検討し教育研究の活性化を図る。〈172〉	(17～18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)	

○　別表１（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) （人）	(b) （人）	(b)/(a)×100 （%）
【学士課程】			
・医学部			
医学科	470	507	107.9
保健衛生学科	360	371	103.1
・歯学部			
歯学科	370	376	101.6
口腔保健学科	120	116	96.7
学士課程　計	1,320	1,370	103.8
【修士課程】			
・医歯学総合研究科			
医歯科学専攻	95	123	129.5
・保健衛生学研究科			
総合保健看護学専攻	34	34	100.0
生体検査科学専攻	24	26	108.3
・生命情報科学教育部			
バイオ情報学専攻	32	35	109.4
高次生命科学専攻	30	48	160.0
修士課程　計	215	266	123.7
【博士課程】			
・医歯学総合研究科			
口腔機能再構築学系専攻	168	222	132.1
顎顔面頸部機能再建学系専攻	120	97	80.8
生体支持組織学系専攻	72	63	87.5
環境社会医歯学系専攻	80	94	117.5
老化制御学系専攻	40	68	170.0
全人的医療開発学系専攻	32	45	140.6
認知行動医学系専攻	76	72	94.7
生体環境応答学系専攻	68	63	92.6
器官システム制御学系専攻	116	138	119.0
先端医療開発学系専攻	84	103	122.6
・保健衛生学研究科			
総合保健看護学専攻	24	43	179.2
生体検査科学専攻	18	26	144.4
・生命情報科学教育部			
バイオ情報学専攻	21	34	161.9
高次生命科学専攻	18	19	105.6
博士課程　計	937	1,087	116.0
・歯学部附属歯科技工士学校	60	59	98.3

○　計画の実施状況等

１．医歯学総合研究科（博士課程）

医歯学総合研究科の顎顔面頸部機能再建学系専攻及び生体支持組織学系専攻の収容定員が大きく下回っているが、これらの専攻は基礎的研究や心理的・行動学的バックボーンの研究などを行うために必要とされ、研究科を設置するときから念頭に置かれている。また、これらの収容定員充足率については、研究科全体としてのバランスと考えており、長期的な状況把握を含めて検討を図りたい。

○　別表２（学部、研究科等の定員超過の状況について）

（平成16年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数（J）【(B)−(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率（K）(J)／(A)×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が２年以内の者の数（I）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）					
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医学部	830	852	17	9	1	0	7	15	11	824	99.3
歯学部	395	419	7	1	4	0	4	9	1	409	103.5
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医歯学総合研究科	939	1,091	170	86	2	12	26	51	45	920	98.0
保健衛生学研究科	100	111	3	1	0	0	3	8	7	100	100.0
生命情報科学教育部	86	68	3	1	0	0	0	0	0	67	77.9

○計画の実施状況等

学部・研究科等の定員超過率は130%未満となっている。

（平成17年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数（J）【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率（K）(J)／(A)×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が２年以内の者の数（I）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）					
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医学部	830	854	14	7	1	0	7	15	10	829	99.9
歯学部	420	423	5	0	3	0	11	13	1	408	97.1
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医歯学総合研究科	955	1,127	164	84	3	12	27	61	45	956	100.1
保健衛生学研究科	100	118	3	0	0	0	6	11	11	101	101.0
生命情報科学教育部	100	84	3	1	0	0	0	0	0	83	83.0

○計画の実施状況等

学部・研究科等の定員超過率は130%未満となっている。

（平成18年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数（J）【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率（K）(J)／(A)×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が２年以内の者の数（I）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）					
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医学部	830	872	14	7	1	0	11	26	15	838	101.0
歯学部	455	468	6	0	3	0	3	14	0	462	101.5
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医歯学総合研究科	951	1,113	162	82	3	12	40	66	46	930	97.8
保健衛生学研究科	100	122	5	2	0	0	3	13	13	104	104.0
生命情報科学教育部	101	109	4	0	0	0	4	4	4	101	100.0

○計画の実施状況等

学部・研究科等の定員超過率は130%未満となっている。

（平成19年度）

学部・研究科等名	収容定員（A）	収容数（B）	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数（J）【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率（K）(J)／(A)×100
			外国人留学生数（C）	左記の外国人留学生のうち			休学者数（G）	留年者数（H）	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が２年以内の者の数（I）		
				国費留学生数（D）	外国政府派遣留学生数（E）	大学間交流協定等に基づく留学生等数（F）					
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医学部	830	878	10	6	1	0	9	25	19	843	101.6
歯学部	490	492	5	0	2	0	12	15	0	478	97.6
（研究科等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医歯学総合研究科	951	1,088	151	79	3	13	33	64	41	919	96.6
保健衛生学研究科	100	129	5	2	0	0	5	12	12	110	110.0
生命情報科学教育部	101	136	4	0	0	0	7	8	8	121	119.8

○計画の実施状況等

学部・研究科等の定員超過率は130%未満となっている。